

令和 2 年

## 第 6 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 2 年 12 月 4 日

閉 会 令和 2 年 12 月 11 日

大 津 町 議 会

## 令和2年第6回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2月 4日	金	午前10時	本会議	開会、提案理由説明、 議案審議、委員会付託	
1 2月 5日	土		休会	議案等整理	
1 2月 6日	日		休会	議案等整理	
1 2月 7日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
1 2月 8日	火	午前10時	本会議	一般質問	
1 2月 9日	水	午前10時	本会議	一般質問	
1 2月 10日	木		休会	議案等整理	
1 2月 11日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				8 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 請願書（1件）
- 令和2年9月例月出納検査の結果について
- 令和2年10月例月出納検査の結果について
- 令和2年11月例月出納検査の結果について
- 大津町財政事情公表
- 令和2年度大津町教育委員会点検・評価報告書

# 令和2年第6回大津町議会定例会会議録

令和2年第6回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

令和2年12月4日(金曜日)

出席議員	1番 三宮美香      2番 山部良二      3番 山本富二夫 4番 金田英樹      5番 豊瀬和久      6番 佐藤真二 7番 本田省生      8番 府内隆博      9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎      11番 坂本典光      12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦      14番 津田桂伸      15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">           町長 家入 勲            副町長 杉水辰則            総務部長 藤本聖二            住民福祉部長 豊住浩行            経済部長 田上克也            土木部長 村山龍一  <small>併任工業用水道課長</small>            総務部総務課長 白石浩範  <small>選挙管理委員会書記長</small>            総務部財政課長 清水和己            会計管理者 坂本光成         </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding-left: 20px;">           総務部総務課課長補佐 伊東正道  <small>兼行政係長</small>            総務部財政課主幹 本司貴大  <small>兼財政係長</small>            教育長 吉良智恵美            教育部長 羽熊幸治            教育部次長 平岡馨            農業委員会事務局長 齊藤孝浩         </td> </tr> </table>	町長 家入 勲 副町長 杉水辰則 総務部長 藤本聖二 住民福祉部長 豊住浩行 経済部長 田上克也 土木部長 村山龍一 <small>併任工業用水道課長</small> 総務部総務課長 白石浩範 <small>選挙管理委員会書記長</small> 総務部財政課長 清水和己 会計管理者 坂本光成	総務部総務課課長補佐 伊東正道 <small>兼行政係長</small> 総務部財政課主幹 本司貴大 <small>兼財政係長</small> 教育長 吉良智恵美 教育部長 羽熊幸治 教育部次長 平岡馨 農業委員会事務局長 齊藤孝浩
町長 家入 勲 副町長 杉水辰則 総務部長 藤本聖二 住民福祉部長 豊住浩行 経済部長 田上克也 土木部長 村山龍一 <small>併任工業用水道課長</small> 総務部総務課長 白石浩範 <small>選挙管理委員会書記長</small> 総務部財政課長 清水和己 会計管理者 坂本光成	総務部総務課課長補佐 伊東正道 <small>兼行政係長</small> 総務部財政課主幹 本司貴大 <small>兼財政係長</small> 教育長 吉良智恵美 教育部長 羽熊幸治 教育部次長 平岡馨 農業委員会事務局長 齊藤孝浩		

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第 8 2 号	大津町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例について
議案第 8 3 号	大津町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 4 号	大津町老人福祉センターの指定管理者の指定について
議案第 8 5 号	大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定について
議案第 8 6 号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第 8 7 号	令和 2 年度大津町一般会計補正予算（第 7 号）について
議案第 8 8 号	令和 2 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 8 9 号	令和 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 9 0 号	令和 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 9 1 号	令和 2 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 9 2 号	令和 2 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
請願第 2 号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書

## 令和 2 年第 6 回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令和 2 年 1 1 月 1 7 日 請 願 第 2 号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書	大津町大字町 3 7 5 肥後大津たばこ販売組合 代表 益田 龍朗	総 務 常任委員会

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 2 年 1 2 月 4 日 (金) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 新庁舎建設特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 8 2 号 大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8 3 号 大津町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8 4 号 大津町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 8 5 号 大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 8 6 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 1 0 議案第 8 7 号 令和 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 日程第 1 1 議案第 8 8 号 令和 2 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 2 議案第 8 9 号 令和 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 3 議案第 9 0 号 令和 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 4 議案第 9 1 号 令和 2 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 5 議案第 9 2 号 令和 2 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) について  
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 1 6 議案質疑
- |                        |      |
|------------------------|------|
| 議案第 8 2 号から議案第 8 3 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 8 4 号から議案第 8 5 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 8 6 号              | 質 疑  |
| 議案第 8 7 号              | 質 疑  |
| 議案第 8 8 号から議案第 9 0 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 9 1 号から議案第 9 2 号まで | 一括質疑 |
- 日程第 1 7 請願第 2 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書
- 日程第 1 8 委員会付託
- |                        |  |
|------------------------|--|
| 議案第 8 2 号から議案第 9 2 号まで |  |
| 請願第 2 号                |  |

午前10時00分 開会

開議

○議長（桐原則雄君） ただいまから、令和2年第6回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番荒木俊彦君、1番三宮美香さんを指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告します。

当委員会は、11月27日午前10時からオクスプラザ2階ふれあいホールにおいて、桐原議長に出席を願い、令和2年第6回大津町議会定例会について、審議いたしました。

まず、町長提出議案の11件について、執行部より大筋の説明があり、協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

一般質問については、7名からの通告がありましたが、その後、1名の取り下げがありましたので、通告者は6名となり、一般質問の1日目は、通告者の1番から3番まで、2日目が4番から6番までの順で行うこととしました。一般質問は、新型コロナウイルスの感染予防のため、9月定例会と同様に、各60分の持ち時間の中で、30分経過を目途に10分程度の換気のための休憩を入れることといたしました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から11日までの8日間といたしました。また、最終日に契約案件及び人事案件が追加提案される予定です。

なお、今回もマスクの着用や室内の換気など、新型コロナウイルス感染予防のため、措置を行うことと申し合わせております。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から12月11日までの8日間をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月11日までの8日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

○議 長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

### 日程第4 新庁舎建設特別委員会所管事務調査報告について

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 新庁舎建設特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

新庁舎建設特別委員会委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際、これを許します。

新庁舎建設特別委員会委員長津田桂伸君。

○新庁舎建設特別委員会委員長（津田桂伸君） 改めましておはようございます。ただいまから、新庁舎建設特別委員会のこれまでの調査につきまして報告いたします。

平成28年熊本地震により被災しました本庁舎については、建設も順調に進み、町民一同が完成を待ち望んでいるところです。町議会いたしましては、平成28年第3回9月定例会において新庁舎建設特別委員会を設置し、改選後も平成29年第2回3月定例会において継続し、令和3年2月末日までを調査期間として、これまで通算29回の委員会を開催し、新庁舎施設の概要及び新庁舎を拠点としたまちづくり整備などについて審議並びに提案を行ってまいりました。今回、これまでの経緯及び今後の課題等について整理し、11月18日開催の特別委員会で各委員の同意を得まして、お手元の報告書のとおりとりまとめました。

また、本日、家入町長にも桐原議長とともに本報告書を提出しております。今後、議会としても新庁舎建設後の活用に注目し、新たな視点で新庁舎が大津町の発展に寄与することを特に希望し、本委員会のこれまでの総括報告といたします。

各委員、並びに町執行部のご協力を誠にありがとうございました。

○議 長（桐原則雄君） これで新庁舎建設特別委員会委員長の報告を終わります。

### 日程第5 議案第82号から日程第15 議案第92号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄君） 日程第5 議案第82号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから日程第15 議案第92号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの11件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。先ほど自治功勞の表彰をこの会場で厳肅なところで行わせていただきましたことを誠にありがとうございます。

そして、今、庁舎特別委員会のほうからご報告、29回も開催されておるすばらしい報告につきましては、大津町の顔となる新庁舎ができ、そして、町民の皆さんがしっかりとかわいがっていただけるようちゃんと中身の魂まで入れるようにしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、報告につきまして、しっかりと尊重しながらやっていきたいというふうに思います。

早速、議案第82号、「大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第83号、「大津町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第82号と83号の2議案につきましては、条例の一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第84号、「大津町老人福祉センターの指定管理者の指定について」でございますが、大津町老人福祉センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものであり、指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第85号、「大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定について」でございますが、大津町楽善ふれあいプラザの管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するものであり、指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号、「損害賠償の額の決定及び和解について」でございますが、事故に関する損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第87号、「令和2年度大津町一般会計補正予算（第7号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7千649万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を236億4千466万2千円とするものです。

歳入では、県支出金3千7万8千円、寄附金5千199万円、繰入金2億3千892万3千円、諸収入54万8千円、町債640万円をそれぞれ増額し、国庫支出金5千144万5千円を減額するものです。

歳出では、議会費253万4千円、総務費779万6千円、民生費1億1千608万3千円、農林水産業費8千729万1千円、商工費1千805万円、土木費2千965万5千円、消防費611万円、教育費2千206万1千円、災害復旧費446万4千円をそれぞれ増額し、衛生費1千127万

1千円、予備費627万9千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第88号、「令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」でありますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億7千931万1千円とするものです。

歳入では、県支出金が12万円、繰入金が3万7千円をそれぞれ増額し、歳出では、総務費3万7千円、保険給付費12万円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第89号、「令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千39万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億5千480万8千円とするものです。

歳入では、国庫支出金が697万1千円、繰入金が143万6千円、諸収入198万4千円をそれぞれ増額し、歳出では、総務費が287万1千円、地域支援事業費986万5千円をそれぞれ増額し、予備費の234万5千円を減額するものです。

次に、議案第90号、「令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5千637万8千円とするものです。

歳入では、繰入金が24万円、国庫支出金が24万4千円を増額し、歳出では、総務費が24万5千円、後期高齢者医療広域連合給付金24万1千円をそれぞれ増額し、予備費2千円を減額するものです。

次に、議案第91号、「令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について」でありますが、今回の補正は、歳出で、収益的支出の営業費用を3万4千円増額するものです。

次に、議案第92号、「令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」でありますが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益を14万6千円、収益的支出の営業費用を9万6千円それぞれ減額し、資本的収入の補助金54万2千円、負担金及び分担金10万円、資本的支出の建設改良費59万2千円をそれぞれ増額するものです。

議案第87号から議案第92号までの6議案につきましては、令和2年度一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、なお、所管部長より詳細の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第82号から議案第86号まで、議案第87号から議案第92号まで分けて説明を求めます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。それでは、議案第82号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は1ページ、説明資料集は1ページ、それから、説明資料の2ページ以降には新旧対照表を

掲載をいたしております。

まずは議案集の1ページをお願いします。

国民健康保険税の減額に係る所得の基準等につきまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令による、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げる等の改正に伴いまして、大津町の国民健康保険税条例の一部について、改正を行うものでございます。

説明資料集の1ページをお願いいたします。

まず、今回の主な改正内容につきましてです。

平成30年度の税制改正におきまして、「働き方改革」を後押しする観点から、令和3年の1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴いまして、国民健康保険の減額の対象となります所得の基準におきまして不利益が生じないように軽減判定基準を引き上げるものになります。

給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとなります。

「給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行うことによりまして、税の負担は増加しませんけれども、総所得金額等や合計所得金額が増加するケースが生じ、この変化に伴いまして、所得税または個人住民税の総所得金額等や合計所得金額を活用しております社会保障制度等の給付や負担の水準に関しまして意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について適切な措置を講じなければならない。」とされておるところです。

そのため、給与所得控除や公的年金の控除につきまして、基礎控除へ10万円振替となり、減額されることから生じる不利益を生じないようにさせるため、国民健康保険の基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に、10万円引き上げることといたします。

また、2人以上一定額以上の所得がある給与所得者や年金所得者がいる世帯については、国民健康保険の基礎控除相当分の基準額を10万円引き上げるだけでは不利益が生じるために、世帯の一定額以上の所得がある人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算することで調整を図ることとしております。このことによりまして、給与所得や年金所得の世帯につきましては、所得額に応じて不利益が生じないこととなります。

施行日につきましては、令和3年の1月1日で、この条例改正後の規定につきましては、令和3年度以降の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までについては従前の例によるとこととしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。議案第83号、大津町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月に改正されたことに伴い、条例附則に定めております、延滞金の取扱いの特例に係る規定について、改正を踏まえた変更とする条例の整理を行うものでございます。

議案集は4ページ、説明資料集は5ページと6ページをお願いいたします。

説明資料の6ページの新旧対照表に基づきご説明いたします。

第6条第1項及び第2項の改正につきましては、引用すべき規定について標記を改めたものでございます。

続きまして、附則の改正につきましてご説明いたします。

地方税法等の語句を改める一部改正に合わせ、附則中の語句を改めるものでございます。「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を平均貸付割合と規定するものでございます。

なお、改正後の延滞金の割合の特例におきまして、割合に変更はございません。

附則で、「この条例は令和3年1月1日から施行する。」としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、おはようございます。議案第84号、大津町老人福祉センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案集の6ページをお願いします。

今回の提案理由は、大津町老人福祉センターの管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるため指定管理者を指定するものでございます。

説明資料集の7ページをお願いいたします。

1番の対象施設及び2番の目的につきましては、記載のとおりです。

3番の現在の指定管理者及び期間等につきましては、平成28年4月1日から5年間とし、社会福祉法人大津町社会福祉協議会が指定管理者として指定を受けられ、その委託料は5年間で5千238万1千円でございます。

4番の令和3年度以降の指定管理等につきましては、令和3年4月1日から5年間とし、委託料は、各年1千390万7千円、5年間で合計6千953万5千円を見込んでおります。

5番の非公募による指定管理者の選定につきましては、大津町老人福祉センターは平成18年度から指定管理者制度を採用し、これまで15年間、大津町社会福祉協議会が管理運営を行ってきました。その管理運営の状況につきまして、適切な管理運営ができてきている状況と考えております。また、大津町社会福祉協議会は、社会福祉法に「町で地域福祉を推進する団体」として規定されている公共的団体であり、これまでも老人福祉センターを拠点として、地域福祉に関する各事業を実施されております。町といたしましても、地域福祉を充実させることは、将来的にも非常に重要であり、老人福祉センターを核として地域福祉を推進する観点から、町と大津町社会福祉協議会が連携するためには、大津町社会福祉協議会が老人福祉センターの指定管理者として管理運営することが最適であると考え、公募しないことといたしております。

説明資料集の8ページをお願いいたします。

6番の指定管理者候補者選定の経過の（1）指定管理者候補者の選定につきましては、先ほど説明

しましたとおり、今回、非公募で候補者を選定し、事業計画書やプレゼンテーション、これまでの実績などを総合的に評価したものでございます。

(2) 指定管理者の選定委員会の設置につきましては、外部有識者4名を含む7名で組織し、11月13日に開催しました。内容につきましては、申請者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行い、審査基準に基づき、各委員において審査いただく形となっております。審査項目は、事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限発揮させるものであるかなど、全4項目で、その結果につきましては、総得点700点満点中、514.6点、平均73.514点となっております。

説明資料集の9ページをお願いいたします。

(3) 選定結果の町長報告及び候補者への通知は、11月16日に行っております。

議案集の7ページをお願いいたします。

ただいまご説明いたしましたように、大津町老人福祉センターの指定管理者に社会福祉法人大津町社会福祉協議会を指定し、令和3年4月1日から管理運営をさせるものでございます。

続きまして、議案第85号、大津町楽善ふれあいプラザの指定管理の指定についてご説明を申し上げます。

議案集の8ページをお願いいたします。

今回の提案理由は、大津町楽善ふれあいプラザの管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するものでございます。

説明資料集の10ページをお願いいたします。

1番の対象施設及び2番の目的につきましては、記載のとおりです。

3番の現在の指定管理者及び期間等につきましては、平成28年4月1日から5年間とし、社会福祉法人白川園が指定管理者として指定を受けられ、その委託料は年間0円でございます。

4番の令和3年度以降の指定管理期間等につきましては、令和3年4月1日から5年間を指定管理料0円としております。

5番の非公募による指定管理者の選定につきましては、楽善ふれあいプラザが平成28年度に民間移譲しました若草児童学園と同一敷地内にあり、両建物が結合していることや、保安設備の操作機器が同学園の事務所に設置してあるため、建物管理上、一体的な管理運営が妥当であることなどから、若草児童学園を運営する社会福祉法人白川園に、大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者として管理運営を行わせることが最適であると考え、公募しないことといたしております。

説明資料集の11ページをお願いいたします。

6番の指定管理者候補者選定の経過の(1)指定管理者の候補者の選定につきましては、先ほど説明しましたとおり、今回、非公募で候補者を選定し、事業計画書やプレゼンテーション、これまでの実績などを総合的に評価したものでございます。

(2) 指定管理者の選定委員会の設置につきましては、外部有識者4名を含む7名で組織し、11月13日に開催いたしました。内容につきましては、申請者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行い、審査基準に基づき、各委員において審査いただく形としております。審査項目は、事業計画

の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかなど全4項目で、その結果につきましては、総得点700点満点中504.8点、平均72.114点となっております。

(3) 選定結果の町長報告及び候補者への通知は、11月16日に行っております。

議案集の9ページをお願いいたします。

ただいまご説明いたしましたように、大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者に社会福祉法人白川園を指定し、令和3年4月1日から管理運営をさせるものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長(羽熊幸治君) おはようございます。続きまして、議案第86号、損賠賠償の額の決定及び和解についてご説明いたします。

議案集の11ページ、説明資料は12から13ページをお願いいたします。

令和2年10月8日に杉水公園グラウンド駐車場にて発生いたしました公用車による事故に関しまして、損害賠償額を決定し、和解することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、事故の概要ですけれども、10月8日に杉水公園グラウンドのナイター設備不良が発生し、その対応に行った職員が帰路につく際に、駐車場にて車の切り返しを行ったところ後方の車に気づかず接触事故を起こしたものでございます。

損害賠償の額は50万9千円です。損害賠償及び和解の相手方は、議案集10ページに記載のとおりでございます。

和解の内容につきましては、修繕費、代替車の費用は記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(桐原則雄君) しばらく休憩します。10時55分より再開をします。感染予防のため、換気等よろしく願いします。

午前10時44分 休憩

△

午前10時54分 再開

○議長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第87号から議案第92号までの説明を求めます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長(藤本聖二君) それでは、議案第87号、令和2年度大津町一般会計補正予算(第7号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、共済負担金率の確定などによります人件費の補正のほか、新型コロナウイルス感染症対策事業や、ふるさと寄附金の増額に伴います業務委託費の増、さらには、熊本地震に係ります創意工夫対象事業としまして、被災した住宅の修理や、農業用施設等の復旧に係る補助金などを新たに計上をいたしております。創意工夫事業につきましては、今回、地震当時、何らかの事

情により国、あるいは県等の支援をうけることができなかった被災者の洗い出しを行いまして、補正を行うものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて別紙補正予算の概要をご参照をお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7千649万4千円を追加し、予算の総額を236億4千466万2千円とするものでございます。

第2条で、繰越明許費の追加を「第2表繰越明許費補正」のとおりといたしております。

第3条で、地方債の追加を「第3表地方債補正」のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正ですが、こちらは、今回の補正で計上しております、GIGAスクール構想事業におきますタブレット端末等の購入事業になります。10月に確定いたしました来年度の学級編成に伴いまして、増加見込み分として追加導入するものでございます。調達スケジュールを考慮しますと、一部、年度内の導入が困難であるため、繰越明許費を設定し、今後、契約を行うことといたしております。

9ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正ですけれども、追加の26林業用施設災害復旧事業につきましては、令和2年7月の豪雨災害によります林道鞍岳線災害復旧事業に係るものになります。

続いて、27の緊急浚渫推進事業につきましては、町内河川の平川及び矢護川におきます土砂の堆積量の調査委託に係るものになります。東山川の浚渫工事に係るもの、それとあわせて東山川の浚渫工事に係るものになります。東山川の浚渫工事につきましては、当初、一般財源の予定をしておりましたが、新たに当該地方債の活用が可能となったことから財源の組み替えを今回行うものでございます。

それでは、歳出の主なものをご説明をいたします。

18ページをお願いいたします。

款2の1、項の1、目の2新型コロナウイルス感染症対策費は、議会用のタブレット端末等の導入事業でございます。タブレット端末20台のほかに、ファイルの共有システム使用料などを計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の6企画費、節の12委託料は、ふるさと寄附金の増加に伴います返礼品の発送等の業務に係る委託料の増額補正になります。

次に、目の11地域づくり推進費、節の18補助金の1地域づくり活動支援事業補助金は、地域のコミュニティ活動における新型コロナウイルス感染症対策を支援するため、新たに計上するものでございます。

続いて、目の21新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、国の特別定額給付金事業分でございます。事業完了に伴い、減額をいたすものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

項の2、目の3新型コロナウイルス感染症対策につきましては、確定申告時における新型コロナウイルス対策としまして、会計年度職員の増員、あるいは卓上パーティションを購入するものになります。

24ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の12新型コロナウイルス感染症対策費、節の17備品購入費は、包括支援センター内に設置いたします非接触式の体温計の2台分になります。

その下の節の19扶助費につきましては、特別支援学校等の臨時休校に伴います利用者負担分になります。金額の確定によりまして、今回、補正を行うものでございます。

25ページをお願いいたします。

項の2、目の1児童福祉費総務費、節の22償還金、利子及び割引料は、過年度事業の確定に伴います教育・保育給付費負担金、子ども・子育て支援交付金等の返還金でございます。

26ページをお願いいたします。

目の7新型コロナウイルス感染症対策費、節の18補助金、出産育児特別給付金につきましては、今回のコロナ禍においても安心して子どもを養育できる環境づくりを支援するために、対象者1人当たり10万円を補助をするものでございます。

27ページをお願いいたします。

項の3、目の1災害救助費、節の12委託料は、台風10号による福祉避難所設置に伴います時間外相当分の増額補正になります。

続きまして、款の4、項の1、目の1保健衛生総務費、節の18補助金は、実績見込みにより補助金の組み替えを行うものになります。

28ページをお願いいたします。

目の9新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、備蓄用の感染症対策の物品及び備品等の導入完了によります精算減額になります。

29ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の3農業振興費、節の18補助金の13食料産業・6次産業化補助金は、食品産業における輸出向けの施設整備に係る補助金で、茶葉の異物検出機導入分でございます。その下の14のかんしょ安定生産対策事業補助金は、サツマイモの基腐病対策に係る補助金になります。県内での発生を踏まえ、補助を行うものでございます。

次に、15の震災復旧追加対策経営体育成支援事業補助金は、熊本地震により被災いたしました個人が所有する農業用施設の復旧に係る補助金でございまして、地震当時、何らかの理由により、国、あるいは県の支援を受けることができなかったケースについて、今回、復興基金を活用し支援を行うものでございます。

次に、目の6農地費、30ページに移りまして、節の18補助金の土地改良事業補助金は、上井手水路沿い関係の支障木の伐採に係る補助金が主なものになります。

続きまして、目の7 圃場整備費、節の1 1 役務費の相続財産管理人選任申立手数料は、矢護川・真木地区の圃場整備事業におきまして、相続放棄などによります管理者不明の財産につきまして、今後の事業推進のため、町が相続財産管理人選任の申し立てを行うものになります。

3 1 ページをお願いいたします。

款の7、項の1、目の3 観光費、節の1 8 の負担金は、高森町、南阿蘇村、大津町で構成いたします新阿蘇大橋活性化協議会が行います、新阿蘇大橋開通を契機に実施いたします、観光誘致事業等に係る負担金になります。

次に、目の6 新型コロナウイルス感染症対策費、節の1 2 委託料の宿泊客誘致緊急対策事業委託は、実績見込みにより増額補正を行うものでございます。

その下、節の1 8 補助金の1 新型コロナウイルス感染症対策緊急経済協力金につきましては、実績の見込みによる補正をいたすものでございます。

その下の5 新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給につきましては、債務負担行為で計上いたしておりました、収益が減少となった中小企業向けの融資に係る利子補給でございます。

3 2 ページをお願いいたします。

款の8、項の2、目の2 道路維持費、節の1 2 委託料は、第3 表地方債の補正でもご説明いたしました、町内の河川の矢護川・平川におきます土砂の堆積量調査を行うための委託料になります。

3 3 ページをお願いいたします。

款の8、項の3、目の6 熊本地震関係費、節の1 8 補助金の被災住宅修理支援補助金は、地震当時、半壊の被害認定を受けたものの、現在までに応急修理の支援を受けておらず、今後、修理を実施する世帯につきましても応急修理補助金相当分を支援しようとするものでございます。

3 4 ページをお願いいたします。

款の9、項の1、目の4 水防費、節の3 職員手当は、台風1 0 号によります避難所対応等に係る管理職特別勤務及び時間外勤務手当になります。

その下の目の5 災害対策費の時間外勤務手当につきましては、7月の豪雨災害におきます、芦北町への災害派遣業務に係るものになります。

次に、目の8 熊本地震関係費、節の1 8 被災住宅再建支援事業補助金は、熊本地震により被災した住宅の中で、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンから移転をされた3 世帯分の移転の補助金になります。

続きまして、3 5 ページをお願いいたします。

款の1 0、項の1、目の2 事務局費、節の1 0 消耗品費は、G I G A スクール構想に伴いますタブレット導入事業に係る管理用バッグ等の購入になります。

続きまして、節の1 7 備品購入費は、タブレット端末の購入分でございます。第2 表の繰越明許費でございました、翌年度の増加見込の単独事業分につきましては、増額補正としておりますけれども、すでに発注が完了しております国庫補助対象分につきましては、減額というような形で、合計で減額補正という形になっております。

36ページをお願いいたします。

目の4新型コロナウイルス感染症対策費、節の10需用費及び節の17備品購入費は、いずれも各小中学校が購入します消毒液や空気清浄機など、感染症対策物品の購入費用でございます。感染拡大地域指定による国庫補助金の拡充により、増額補正をするものです。

37ページをお願いいたします。

項の2、目の1学校管理費、節の10需用費につきましては、各小学校電気代の不足分が主なものになります。

38ページのほうに移りまして、節の17備品購入費は、来年度のクラス増に対応するため、児童用の机等の備品の購入になります。

続きまして、項の3、目の1学校管理費、節の10需用費は、各中学校電気代の不足分が主なものになります。

39ページに移りまして、節の17備品購入費は、来年度のクラス増に対応するため、生徒用机等の備品購入によるものでございます。

40ページをお願いいたします。

款の10、項の5、目の1社会教育総務費、節の18補助金は、杉下地区関係の集会所の備品購入に係る補助金になります。

続きまして、目の4の文化振興費、節の13使用料及び賃借料は、矢護川・真木地区の圃場整備事業に係ります試掘箇所追加に伴う補正になります。

41ページをお願いいたします。

目の10新型コロナウイルス感染症対策費、節の10需用費は、図書館内に使用します消毒液などの感染症対策物品の購入分になります。

42ページをお願いいたします。

項の6、目の2体育施設費、節の10修繕料は、落雷被害による総合体育館の照明操作盤の修繕になります。

その下の節の17備品購入費は、破損した総合体育館更衣室関係のロッカーの購入費用になります。

続きまして、目の3学校給食費、節の14工事請負費は、今回、アスベスト含有物質が検出された学校給食センターのボイラーの煙突につきまして、当該煙突の撤去、それから改修工事を行うものでございます。

その下の節17の備品購入費は、来年度のクラス増に対応するため、給食用の配送用コンテナを購入するものになります。

43ページをお願いいたします。

款の11、項の1、目の2林業用施設災害復旧費、節の14工事請負費は、令和2年7月発生の豪雨災害により被災しました林道鞍岳線など、計2箇所分の災害復旧工事でございます。

款の13予備費で、財源の調整をいたしております。

次に、歳入の主なものをご説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

款の15、項の2、目の1民生費国庫補助金、節の1児童福祉費補助金は、新型コロナウイルス関連の感染症対策物品購入の補助金でございまして、学童保育施設と保育所等への補助金分になります。今回、国庫補助から県補助へと変更されたため、財源を組み替えるものでございます。

続きまして、目の4の教育国庫補助金の節の1小学校費補助金、それから、節の2中学校費補助金の学校保健特別対策事業費補助金は、それぞれ各小中学校の新型コロナウイルス感染症対策物品購入事業の追加交付分になります。

次に、節の5総務費国庫補助金は、国の特別定額給付金事業の事業完了により精算になります。

14ページをお願いいたします。

款の16、項の2、目の1総務費県補助金、節の2熊本地震復興基金交付金は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですけれども、からの移転事業に係る復興基金ルール分になります。災害公営住宅へ移転されたことによりまして、移転後1年間の賃借料について補助するものになります。

次に、目の2民生費県補助金、節の3児童福祉費補助金の下ですけれども、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金は、款の15国庫補助金でご説明いたしました、学童保育施設及び保育所等の感染症対策物品導入事業で、国庫補助金から組み替えた分でございます。

15ページをお願いいたします。

目の4農林水産業費県補助金の食料産業・6次産業化交付金は、歳出の款の6でご説明いたしました、食品産業の輸出向け施設整備事業で、お茶の葉っぱの異物検出機導入補助金になります。

続きまして、目の8の災害復旧費県補助金は、7月の豪雨災害における林業用施設災害復旧事業に係る県補助金になります。

次に、款の18、項の1、目の1一般寄附金は、ふるさと寄附金の増加見込みによる補正になります。

16ページをお願いいたします。

款の19、項の3、目の4財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴います財源不足分を財政調整基金から繰入れるものになります。

その下の目の7熊本地震大津町復興基金繰入金は、復興基金創意工夫事業分に係る繰り入れでございまして、歳出でご説明いたしました、款の6の震災復旧の追加対策経営体育成支援事業、それから、款の8の被災住宅修理支援事業、款の9の被災住宅再建支援事業にそれぞれ充当する予定としております。

続きまして、款の21、項の4、目の2雑入の上段、緊急包括支援事業補助金は、包括支援センター内に導入します非接触式の体温計に係るもので、国保連合会からの補助金となっております。

17ページをお願いいたします。

款の22町債につきましては、第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 議案第88号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、一般被保険者高額介護合算療養費の支給実績に伴う増額と、来年3月からスタート予定となっております「オンラインによる被保険者の資格情報の確認」に係るシステム運用経費の増額等でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。概要書は14ページとなります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7千931万1千円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節11役務費2万6千円の増額は、令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として使用できるようになるため、いわゆるオンライン資格確認のためのセットアップや運用テストの経費について、市町村負担分として国保連合会に支払う手数料となります。

目2連合会負担金、節18負担金、補助及び交付金1万1千円の増額は、手数料と同様に、令和3年3月から開始予定のオンライン資格確認のための予算で、国保連合会に支払うオンライン資格確認の実施に伴う運営負担金でございます。

款2、項2、目3一般被保険者高額介護合算療養費、節18負担金、補助及び交付金12万円の増額は、医療保険と介護保険における1年間の自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、自己負担を軽減するために支給する高額介護合算療養費について、支給額が確定したことに伴い、増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款4、項1、目1保険給費等交付金、節1普通交付金12万円の増額は、先ほど歳出で説明いたしました一般被保険者高額介護合算療養費の全額が県から補てんされることに伴い、増額するものでございます。

款6、項1、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金3万7千円の増額は、オンラインによる被保険者の資格情報の確認に係るシステム運用経費の市町村負担分について、一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、議案第89号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、介護予防・生活支援サービス事業費の利用見込み額の増加に伴う負担金の増額や、介護報酬改定等に係るシステム改修に要する経費の計上等でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千39万1千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ29億5千480万8千円とするものです。

まず、歳出についてご説明いたします。

予算書の10ページをお願いいたします。補正予算の概要は15ページとなります。

款1、項1、目1一般管理費、節12委託料287万1千円の増額は、保険料に関する税制改正対応や認定有効期間の延長、認定支援システムにおける医療被保険者番号の追加等に対応するためのシステム改修となります。

款3、項1、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節18負担金677万円の増額は、総合事業の利用実績見込み額の増に伴う負担金の増額となります。

目2介護予防ケアマネジメント事業費、節11役務費7万3千円の増額は、総合事業利用の介護予防ケアマネジメント分の利用実績見込みの増に伴う国保連合会に支払う審査支払手数料の増額となります。

節12委託料47万5千円の増額は、介護予防ケアマネジメント分のケアプランの作成を、包括支援センターが居宅介護支援事業所へ委託する件数の見込みの増に伴う増額となります。

節18負担金、補助金及び交付金及び交付金75万5千円の増額は、介護予防ケアマネジメント分のケアプランを包括支援センターが作成する件数の見込みの増に伴う保険者負担金の増額となります。

予算書の11ページをお願いいたします。

款3、項3、目1包括的支援事業費、節11役務費3千円の増額は、介護予防サービス利用実績の見込み増に伴う国保連合会に支払う審査支払手数料の増額となります。

節12委託料178万9千円の増額は、介護予防サービス利用分のケアプラン作成を、居宅介護支援事業所へ委託する件数の見込み増に伴う委託料の増額となります。

款6、項1、目1予備費234万5千円の減額は、補正に伴う財源調整のための減額となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。補正予算の概要は14ページです。

款3、項2、目3保険者機能強化推進交付金、節1保険者機能強化推進交付金73万円の増額は、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付適正化に資する取り組みを支援するために交付されるもので、当初予算より内示額が大きかったことに伴い増額をするものです。

目4介護保険事業費補助金、節1介護保険事業費補助金143万5千円の増額は、先ほど歳出でご説明しました、介護報酬改定等のシステム改修委託に係る国の補助分で、補助率は2分の1となっております。

目5介護保険保険者努力支援交付金、節1介護保険保険者努力支援交付金480万6千円の増額は、高齢者の介護予防事業や認知症総合支援事業などの取り組みを支援するために交付される令和2年度からの交付金で、当初予算で計上しておりませんでしたので、今回の内示を受け予算計上するものでございます。

款6、項1、目4その他一般会計繰入金、節2事務費繰入金143万6千円の増額は、歳出でご説明しました介護報酬改定等システム改修委託に係る町負担分の繰り入れとなります。

予算書の9ページをお願いいたします。補正予算書の概要は15ページとなります。

款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入、節1、介護予防サービス計画費収入143万9千円の増額は、地域包括支援センターで行う要支援者に対する介護予防支援のためのケアプラン作成の増加に伴う計画費収入の増額となります。

節2介護予防ケアマネジメント負担金収入54万5千円の増額は、地域包括支援センターで行う要支援者に対する介護予防ケアマネジメントのためのケアプラン作成の増加に伴う計画費収入の増額となります。

以上でございます。

続きまして、議案第90号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。概要書は16ページとなります。

今回の補正は、税制改正に伴うシステム改修委託料の増額と保険料軽減に対する公費負担となる保険基盤安定負担金の額の確定に伴う増額の補正となります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5千637万8千円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明いたします。予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節12委託料の24万5千円の増額は、税制改正に伴い、システム改修を行う必要が生じたためのもので、保険料の算定において住民税の基礎控除の見直しに対応できるようシステムを改修するものです。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、補助及び交付金の24万1千円の増額は、低所得者の保険料軽減に対する公費負担となる保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書は7ページをお願いいたします。概要書は16ページでございます。

款4、項1、目2保険基盤安定繰入金、節1保険基盤安定繰入金の24万円の増額は、歳出でも説明いたしましたけれども、保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、繰入金の額を増額するものでございます。

款7、項1、目1高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、節1高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の24万4千円の増額は、先ほど歳出で説明いたしました税制改正に伴うシステム改修委託料に対する国庫補助分で、委託料の全額が国から補助されることに伴い、増額をするものでございます。

説明は以上となります。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 議案第91号、令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正の概要は16ページ、補正予算書につきましては1ページをお願いします。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う共済費の補正でございます。

予算書の1ページをお願いします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第1項「営業費用」を3万4千円増額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を3万4千円増額するものです。

説明書により詳細をご説明いたします。説明書の2ページをお願いいたします。

収益的支出、款1、項1、目3総係費を人事異動に伴い3万4千円増額するものです。

以上でございます。よろしくをお願いします。

続きまして、議案第92号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正の概要は16と17ページ、補正予算書につきまして1ページをお願いいたします。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う共済費の補正と下水道の供用開始後3年以内の接続工事に対する水洗化助成金の支出見込みに伴う増額補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項「営業外収益」を、4月の人事異動に伴い減額し、また、支出の第1項「営業費用」を同じく人事異動に伴う減額及び水洗化助成金を増額するものです。

2ページをお願いします。

第3条で、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第3項「補助金」を、4月の人事異動に伴い増額及び第4項「負担金及び分担金」を受益者負担金の実績に伴い増額するものです。また、支出の第1項「建設改良費」は、4月の人事異動に伴い増額するものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費につきましては39万6千円増額するものです。

第5条、他会計からの補助金の補正は、人事異動に伴い人件費を補正するため、補正予算第2号の第5条中の数値を改めるものでございます。

説明書により詳細をご説明をいたします。説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の人事異動に伴い14万6千円減額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費は、人事異動に伴い減額及び水洗化助成金を増額するものです。

2ページをお願いいたします。

資本的収入、款1、項3、目1国庫補助金は、水洗化助成金の増額補正に伴い、収益的収入へ5万円の財源振り替えを行うものです。目2他会計補助金は、資本的収支対象職員の人事異動に伴い59万2千円増額するものです。

また、款1、項4、目1 受益者負担金及び分担金は、収入の実績に伴い10万円増額するものです。資本的支出、款1、項1、目1 建設改良費は、人事異動に伴い59万2千円増額するものです。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

## 日程第16 議案質疑

○議長（桐原則雄君） 日程第16 議案質疑を行います。

まず、議案第82号から議案第83号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号から議案第85号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第84号について質疑いたします。

説明資料の7ページを見ております。今回の指定管理期間において、5年間で1千700万円ほどの増額があげられております。相当な値上げ幅になってしまうので、この額の根拠の計算というのをこういった形でされたのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 永田議員の質疑にお答えをいたします。

指定管理委託料が前回から増えているのではないかとというような質疑でございますけれども、前回の委託料がですね、平成27年に積算しまして協定を締結し、決定したものでございます。それから5年間の経過しております、現在の収入及び経費の状況を見ました。それと今後の5年間の管理を見据えてですね、積算をしたところでございます。非常に金額が増加しております。増加の内容といたしましては、燃料費や業務委託費などですね。それと消費税の増税、それと価格等が高騰しておりますので、それが大きな要因となっております。

また、開館いたしまして30年近く経っておりますので、センターの維持費に必要な修繕費、また、器具のですね、備品購入、また、シルバー人材センターにですね、日曜日管理委託をしておりますので、その分の1名から2名に人員を増やしておりますので、その点でまた増額になったところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

委員会において深く審議されると思いますが、まずはやっぱりこの5年間の決算資料あたりをきちんと精査してですね、例えば、その変動したそういった経費の見直しというものがあるのか。努力がどれだけされているのかというものを割り出しというのは非常に重要で、例えば、

この5年間の契約というのは非常に乱暴なんです。実際、我々議員としても、職員としてもですね、実費負担というのが当たり前になってきております。ですから、変動するいろんな経費については、実費の負担が発生した負担ですね、が妥当かと思われま。5年間をですね、ざっと計算して、これがどれだけの利益に関わるのか、それともこれでも足りないのかというのは、受ける側としてもですね、非常に計算成り立たないし、これだけ使っていていいですよと言ったら無駄な金を使うんですよ。ですから、やっぱり基礎的なものというものをもちろん保証しながら、実費負担の部分というものをですね、きちんと割り出していくのが今後の会計のあり方だと思われま。こういったところをですね、もう少し詳しく委員会あたりの審議ではですね、恐らく掘り下げられると思いますけれども、説明の中ではちょっとわかりにくいと思いますので、もう少しわかりやすい説明にするようお願いしときたいと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めま。

次に、議案第86号を議題としま。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めま。

次に、議案第87号を議題としま。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案87号について質疑をいたしま。

こっちの説明資料のほうの4ページの農業振興費の中にあります震災復旧追加対策経営体育成支援事業補助金に関してです。

今回ですね、この創意工夫分を使ってこれまで対象にならなかった分をきちんと洗い出して支援をしようという考え方自体はですね、とてもいいことだと思います。ただ、その住まいであるとか、施設であるとかばかりではなくですね、人に対してのですね、支援についても少し検討いただければと思うところですが、この事業につきましてはですね、説明がその国の補助対象にならなかったものということでおっしゃいました。そうしたときですね、すでに大津町農地及び農業用施設単独災害復旧事業補助金の交付要綱というのがあるんですね。これが中身的にはこれに非常に類似するものなのかなと思うんですけども、ただそうしたときに、この補助率とか、補助対象の考え方がですね、こちらの要綱のほうと一致していないということになります。そうすると、やはりこの事業のための新たな要綱というものが必要になるのではないかなと思うんですけど、その辺の整備についてはどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 先ほどご指摘のありました、大津町農地及び農業用施設単独災害の復旧事業につきましては、主に農地と農業用施設、農道ですとか、水路ですとかの復旧を平成25年の6月に24年災害時に復旧するという目的で制定しております。今回につきましては、熊本地震ですでに

事業が完了しておりますが、国の事業で完了しておりますが、これについて個人の農家の農業用施設、農業用倉庫ですとか、機械類になりますが、ここを基金を使って支援をしていこうという事業でございます。要綱については、現在整理中ということできちっとその辺の住み分けと申しますか、使い分けができるような形で整理をしていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 要綱については今後定められるということで、そこはいいと思うんですけども、そうした場合にですね、以前に受けた補助と今回の補助の間にどのような齟齬が出るのかということもちょっと考えなければいけないと思うんですよ。例えば、早くやったからこの補助率が低かったとかですね、あるいは、補助金額の上限が低かったとか、そういうったものになってはいけないと思うんですけども、今現在の補助要綱ですと、上限が30万円とかですね、補助率が8割とか、少しこれより低いんですよ。そうしたときに、今回のほうが補助の条件として良くなったということになりはしないかということをお心配しているんですけども、そこに関していかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） そもそも対象になる施設が根本的に違うというのがございまして、先ほど説明しました25年に制定しております交付要綱につきましては、農地、それからここで言う農業施設と申しますのは、農道水路の国の激甚災害等にかからない小規模災害ということが前提になっております。今回、予算を計上させていただいておりますものは、被災農業者の経済支援事業という国の10分の9の事業ということで、個人の農業者の方の農業用施設、倉庫ですとか、対象になる施設が違いますので、その辺はしっかり整理をしていきたいと考えております。

○6番（佐藤真二君） はい、わかりました。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 質疑いたします。

農林水産業費の中で圃場整備費ということで、これは概要の5ページの圃場整備費の中で、相続財産管理人申請手数料ということで、この中で、矢護川地区圃場整備計画の中で土地を申し立てるということで、少しそのあたりをちょっと説明と、相続登記があとどのくらい残ってるか。それと、それが年度内に終わるかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 今回、予算を計上させていただいております相続財産管理人の選任申立て手数料については、相続人が明らかでない場合、利害関係に、今回は町が申立てをするという形をとっておりますが、家庭裁判所に申立てを行い、裁判所が管理人を選任する制度となっております。具体的に申し上げますと、今回、計画しております圃場整備地内に財産を放棄されて裁判長に申立てをされて、相続人が5人いらっしゃいましたが、財産の相続が裁判所で認定された案件がございます。そこが中心部にございまして、実際、亡くなられた方が相続人という形なんですけども、その子どもさんが財産を放棄されましたので、宙に浮いた状態になっているのを町が申立てて、裁判所に認定し

てもらおうという形になっております。裁判所から管理人を選任いただきまして、その方が競売なり、不換地の処分なりをして財産を換価して処分をしていくと。町初めての手続きでございますので、しっかり調べて、今対応しているところでございます。

それから、未相続があとどれぐらいなのか。相続がどれぐらいなのかというところに対しましては、詳細な数字まではちょっと委員会のほうでご報告したいと思っておりますけど、95、6%ぐらいまではきております。非常に周辺部ということで、高齢化が高うございまして、亡くなられた方については、また法定相続人に同意を求めるということで、それも随時やっておりますので、どうしても相続が困難な場合はですね、そこは除外してでも100%という形を運用の中では県が求めてまいりますので、土地改良法人は3分の2の同意で事業ができるんですけども、県営事業の運用の中では、文化財調査、相続の同意、すべて100%であげないと採択がなされないという状況なので、地区を除外してでも分母を押さえてですね、100%に持っていきまして事業採択を目指しているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 事業採択が1年遅れということで、令和4年からされると聞いておりますけど、それで間違いないでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 今、ご指摘の年度で最大の努力をしているところでございます。先ほど申しましたように、県の運用の中ですべて100%であげてきてくださいということなので、先ほど申しましたように、地区を除外してでも100%に同意なり、文化財調査なり、相続なり持っていきまして、事業採択をそれでやるというところで今推進を地元と一緒にやっているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） はい、よろしく申し上げます。終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一般会計補正で熊本地震に関する市町村の創意工夫、いわゆる復興基金ですね。町の復興基金を財源として補正が提案されておりますが、一つは、今、同僚議員から質問がありました、農業用の生産施設、機械、この復旧に対する経費を支援するということですが、例えば、からいもの貯蔵庫等は県の復興基金の対象になってたんではないかと。それがなぜ町の復興基金を財源にするのかということのちょっと説明をお願いしたい。

それから、被災住宅修理支援補助金、半壊判定の住宅ですね。応急修理を受けられなかったと。半壊判定だと57万6千円の国からの補助が丸々町の持ち出しもなく行われたわけですが、期限が過ぎたからということだと思んですが、それなりの理由がなければですね、期限内に終わっておれば全額国庫から財源が来たわけですから、そこのですね、背景を説明願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 荒木議員質疑の被災住宅修理支援補助金について、受けられなかった概要ということでご説明を申し上げたいと思います。

今回の対象世帯は47世帯でございます。その中で、受けられなかった理由として、すでに一番多かったのが、すでに修理をされてたということが一番多かったです。そのほか、自分で修理、それと業者が忙しくて期限内に完了しなかった。それと規模が大きいため申請できるか確認が必要だったということで、今回、40世帯の方については、期限内にできなかったということで調査をしております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 全体的なですね、今回の熊本地震からの復興に向けての復興基金のあり方について、私のほうからちょっと申し上げたいと思います。

熊本地震から4年半が経ちまして、被災者再建の支援システムというのを町で管理をしております。熊本地震につきましては、国あるいは県の支援等も多々あっております。冒頭申し上げましたように、しかしながら、いろんな諸事情でですね、そういった国、あるいは県の支援が条件には入っていたんだけど受けられなかったという方がいらっしゃいますので、その被災者再建システムを全体的に洗い出しをさせていただきまして、例えば、被害区分ごとにいろんな国とか、県の支援のメニューがあるんですけども、それぞれの被災区分に応じて、そういった支援を受けられてない方については個別にですね、聞き取り、あるいはヒアリング等を実施しております。そういった中で、今回、総務関係、そして福祉関係、そして土木関係ということで、それぞれ地震当時であればある一定の国とか県ですね、条件に入ったじゃないかなというところがいろいろヒアリングを聞く中でいろんな事情でですね、なかなか取り組めなかったということも聞いておりますので、熊本地震からの全体的な復興という形で最終的にそういった新システムの中で、我々が把握している状況の中で何ができるかというところですね、ヒアリングあたりをして洗い出しをしたところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 被災をされた方々に対してですね、支援の手を差し伸べるということについては、私も異議はないわけでありますが、例えば、その半壊判定を受けた方が、すでに修理を、要するに、地震があつて、修理を終わってたと。そういう方、何ていうかな、応急修理の期限が確かあったと思うんですけど、期限の中で、そういう方々も対象にできるような努力とかなんか必要だったんじゃないかということですよ。

全くその相手方、やむにやまれぬ事情ということであればね、もうしょうがないんですけど、行政側としてですね、期限の中で1軒1軒、なぜ今できてないんですかというのを、支援システムができたわけですから、1軒でもそういう方々をその期限の中で支援をしていけば、町のこの復興基金はまた別の使い方もできたわけですから、何とかな、もうちょっと行政側として足りなかった部分もあるんじゃないかと。いまさらそれは引き返せないですから、被災者を支援するというのが第一義だとは思いますが、行政としての反省はないのかなということをもう一度お尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 熊本地震については、いろんな各種メニューがございまして、それに基づ

いてそれぞれ個別にですね、被災された方については、いろんな支援をするために直接お会いしてヒアリングあたりもしております。議員おっしゃいますように、当然、期限内の中でですね、きちんとやれば、そういった国と県の支援はできたんですけども、やはりヒアリングをする中でですね、いろんな個人さんの事情等もありまして、実際取り組みたかったんだけど取り組めなかったというような意見も聞いておりますので、そういったことも踏まえる中で、今回、復興基金をですね、活用させていただきたいと思っております。それにつきましては、当然、公平という形でですね、きちんとした形で要綱も含めてですね、整備をしていきたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今となってはもう期限が過ぎているわけですから難しいですけど、被災者を支援するという事は、やっぱり今となっては第一に考えていただきたいと思っております。  
終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 一般会計予算について、2点質問いたします。

まず1点目が予算書の42ページ、体育施設費の修繕料1千540万円に関してなんですけども、こちら大津町総合体育館照明操作盤修繕というところで、落雷による被害ということなんですけど、こちらは恐らく私が議員になって8年間でも恐らく発生が1度や2度じゃないと思っております。そうした中で、この間、例えば、避雷針なのか、アース線的なものかわかりませんが、何かしらの再発防止の検討を行ったのか。あるいは実施したのかということをもっと伺いたいと思っております。

また、こちらこれだけ続きますと、例えば、保険料の引き上げだとか、あるいは、引き受けの拒否だとか、そういった懸念がないのかどうかということをもっと伺いたいと思っております。

もう1点が、前後しますが、P24、新規の非接触体温検知器に関してですが、こちら議場入るときにも非接触式の、あれは安価の2、3千円のものでやっていますが、やはり外の寒いときから入ってくると35度前半だとか、非常に現実と乖離する値が出ることも多くなっておりまして、このAIカメラ登録のものであればそういった課題も若干は解消されるのかということをもっと伺いたいと思っております。

また、こちらいろんな施設に配置はされていますけども、見ているとそれを使わずに通る方も散見されるような状況もありまして、どういった設置方法だとか、管理方法を検討しているかということも2点、それぞれ2つ質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） 金田議員のご質問にお答えしたいと思います。

体育館の落雷につきましては、毎年度こう落雷にですね、被害に遭っている状況です。これまでの対応につきましても、一応専門業者の方に相談しながら対応してきているところです。ただ、どうしてもそれではひらきらないところで何か地上からですね、下からひらってくるというような最新の話がありまして、そこでなかなか対応がどうしてもできないというところで聞いているところでござ

います。

保険料につきましては、今のところそういった懸念する事項は業者のほうから聞いておりません。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 金田議員の質疑にお答えをいたします。

備品購入で14万8千円ということで、非接触式の体温検知器を購入をしておりますけども、概要で書いておりますように、地域包括のセンターでですね、設置をしたいということで、今回お願いをしたところでございます。

確かに、出入口等に置きますと、確かに正確な体温が測れないかと思っておりますので、設置場所についてもですね、検討していきたいなというふうに思っておりますけれども、もう1点、管理方法ということでございましたでしょうか。管理というか、いろんな管理とか設置状況等についてもですね、今後検討していきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） まず、先ほどの落雷による被害に関してはですね、立地の問題だとか、当初の設計の問題とかあると思っておりますのでなかなか難しい面もあるかもしれないんですけども、最後に、その業者に相談したのがいつかはわかりませんが、いろんな技術革新とかもありますので、できればその保険で対応できたとしても、その間、使えないなどの利便性の低下もありますので、改めて検討いただければと思っております。

また、先ほどの非接触式体温検知器に関しては、ちょっとカメラの説明はわからなかったんですけども、結局、これやはり機能しないと意味がありませんので、しっかりと見える位置に配置して、正確な温度が測れるような運用上工夫というのをできるかぎり講じて、活きる形で使っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 12時近くになりますが、このまま続けさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第88号から議案第90号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第91号から議案第92号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

**日程第 17 請願第 2 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書**

○議 長（桐原則雄君） 日程第 17 請願第 2 号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書を議題とします。

請願第 2 号は、今定例会までに提出されました請願であります。その内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

**日程第 18 委員会付託**

○議 長（桐原則雄君） 日程第 18 委員会付託を行います。

会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 82 号から議案第 92 号まで、及び請願第 2 号を、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後 0 時 00 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

## 令和 2 年第 6 回大津町議会定例会会議録

令和 2 年第 6 回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第 2 日)

令和 2 年 1 2 月 8 日(火曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香      2 番 山 部 良 二      3 番 山 本 富 二 夫 4 番 金 田 英 樹      5 番 豊 瀬 和 久      6 番 佐 藤 真 二 7 番 本 田 省 生      8 番 府 内 隆 博      9 番 源 川 貞 夫 10 番 大 塚 龍 一 郎      11 番 坂 本 典 光      12 番 手 嶋 靖 隆 13 番 永 田 和 彦      14 番 津 田 桂 伸      15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄			
欠席議員				
職務のため出席した事務局職員	局 長 矢 野 好 一 書 記 府 内 淳 貴			
地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 杉 水 辰 則 総 務 部 長 藤 本 聖 二 住 民 福 祉 部 長 豊 住 浩 行 経 済 部 長 田 上 克 也 土 木 部 長 村 山 龍 一 併任工業用水道課長 総 務 部 総 務 課 長 白 石 浩 範 選挙管理委員会書記長 総 務 部 財 政 課 長 清 水 和 己 会 計 管 理 者 坂 本 光 成 兼 会 計 課 長	総務部総務課課長補佐 伊 東 正 道 兼 行 政 係 長 総務部財政課主幹 本 司 貴 大 兼 政 係 長 教 育 長 吉 良 智 恵 美 教 育 部 長 羽 熊 幸 治 教 育 部 次 長 平 岡 馨 農 業 委 員 会 事 務 局 長 齊 藤 孝 浩		

## 一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 43～p 54

1. 子ども医療費助成について
  - (1) 過剰受診を抑制させる取り組み状況について
  - (2) コロナ禍における子ども医療費助成への影響について
  - (3) 子ども医療費助成対象年齢引き上げについて
  
2. 防災減災対策について
  - (1) 自分自身の防災行動計画を事前に整理しておく「マイ・タイムライン」の活用について
  - (2) 乳幼児用の離乳食の備蓄について
  - (3) マンホールトイレの整備状況について
  
3. 行政手続きにおける押印廃止と書面の簡素化について
  - (1) 申請書等の押印廃止について
  - (2) 複数の手続きをワンストップで、書かずに行える「おくやみコーナー」の設置について
  
4. 網膜色素変性症の患者が使用する「暗所視支援眼鏡」購入費への助成について
  - (1) 高感度カメラで光を捉え、目の前のディスプレイに映し出す仕組みで暗い場所でも明るく見える「暗所視支援眼鏡」の購入費を助成するために日常生活用具に追加するべきではないか。

2 番 山 部 良 二 君 p 54～p 63

1. 地域公共交通網形成計画について
  - (1) 大津町運動公園スポーツの森・大津周辺への新駅設置を求める陳情を受けて、まちづくりのリーディング・プロジェクト「新駅を核としたまちづくり計画」を推進する考えはないか。
  - (2) 一部BRT（バス専用路線）導入による町内巡回バスの環状線化の取り組みについて。
  - (3) 乗合タクシーの利便性や利用率向上のための対策は。
  
2. 子育て支援に特化した成長戦略を
  - (1) 「子育て支援日本一のまちづくり」を目指す手厚い支援策について。

- ① こども医療費の無償化・専門学校・大学等も含む無償化を行う考えはないか。
- ② 病児保育施設の設立を。
- ③ 学習塾の月謝等の補助等など様々な手厚い支援策を。

3 番 山 本 富二夫 君 p 63～p 69

1. 新規就農者（担い手）の不足対策を

- (1) 国も「食料・農業・農村基本計画」が5年ごとに決定されているが、ただ単に国の計画を我が大津町に取り入れても新規就農者（担い手）の解決策にはならない。大津町独自の補助金などを補助することで新規就農者（担い手）の確保の取り組みを考えて貰いたい。

担い手が出来ることで、高齢化・過疎化の解決にもつながると思うが。

2. テレワークの為の受け入れ態勢整備を

- (1) コロナ禍で、多くの企業が自宅でのテレワークを取り入れている。会社で仕事をしなくても、自宅ですることが出来る時代、それと共に会社には週1回、又は月1回の出社で良くなり東京に住まなくても北海道や九州でも仕事出来る良い時代になった。

テレワーク環境での、個人や企業を受け入れる整備を進めてはどうか。

15 番 荒 木 俊 彦 君 p 75～p 85

1. 新型コロナウイルス感染症関連による失業者への相談体制

- (1) コロナ禍で失業したり、収入減の人が増加していると思われる。相談窓口の設置が必要ではないか。相談内容は、営業だけでなく失業や生活困窮、住宅確保、生活保護など多岐にわたると考えられる。ちらしやHPなどで啓発し命と暮らしを守るのが行政の仕事。

2. 公共交通政策の充実改善を

- (1) 町の北、東、南エリアからの町中心部への往復に乗り合いタクシーが導入され、とくに高齢者の方などの大切な交通手段となっている。

改善、充実が必要と思われる点について

- ① 既存の乗り合いタクシーの便数を増やすこと。
- ② セントラル病院への直接乗り入れの改善。
- ③ 町中心市街地エリアでも乗り合いタクシーが必要。

3. 町営住宅 町の都合による引っ越しへの支援は

- (1) 公営住宅等長寿命化計画は、大きな変化があれば見直すとされていると思う

が、特に西嶽住宅の入居者への対応は、適切だろうか。

熊本地震で壊れたり、雨漏りした住宅から他の住宅転居はより丁寧な援助が必要ではないか。

入居者は意に沿わない転居を強制されるのではないかと不安がある。  
入居者全員の丁寧な意見聴取、疑問に答えることが必要ではないか。

6 番 佐藤真二君 p 85～p 95

1. 先般の土地売却について道理を尽くす説明を求める。

先般の町有地の売却については、まだ多くの疑義が残る。不合理な土地価格の算定や、本来必要な書類や記録がないなど意思決定の経過（プロセス）が不明朗で、矛盾した説明もある。

(1) 土地鑑定の経緯とその説明に不合理な点と矛盾が散見される。

(2) 売却先の変更の経緯、変更する決定は妥当だったのか。

① 社会福祉法人、建設会社、商事会社の関係。

② 変更を承認した経緯と、その理由の詳細。

③ 「売買が出来なければ・・・事業の運営に支障をきたす」とは具体的に何を意味するのか。(令和2年6月定例議会会議録 180ページ)

(3) 本件については当初からこれまで、通常とはいえない判断が繰り返されている。原因・要因をどう考えるか。

13 番 永田和彦君 p 96～p 105

1. 一歩先行く自治体とは

(1) 菅政権発足は町の方向性を菅ノミクスに軸足を合わせろと言うことである。

長年の議員活動においてハッキリと断言できるのは、政権が変わることは国策が変わり、その政策に多くの予算が優先的に付けられること。この流れを認識し町の政策を組み立てて行くことが賢く効率性が高い自治体を生み出し一歩先行く住みよい町となる。

2. デジタルバイドと情報難民

(1) いろんな所でデジタル化が進み便利になったと全ての人を感じるだろうか。

自分自身も年齢を重ねてくると面倒な電子入力画面にでくわし、要件を進める以前の取扱いに苦慮し、自筆で書いた方が悩まず早い例がある。LINE、Twitter、FB、sMeil. など時代の流れと進歩を享受するのは当然だが、情報技術（IT）を使いこなせる者と使いこなせない者との間に生じる機会の格差、個人間の格差が生じているのも事実である。

この困難を認識し町政を進めなければ住みよい町にはならない。

豊かな街とは老いも若きも情報を共有し、困っている方がいれば手を差し伸べるのが当たり前のできる地域である。

議 事 日 程 (第 2 号) 令和 2 年 1 2 月 8 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 6 名ですので、本日が 1 番から 3 番まで、9 日が 4 番から 6 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○5 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も朝早くからお越しいただき、大変にありがとうございます。5 番議員、公明党の豊瀬和久です。2 期 8 年、今回が 3 1 回目の一般質問となります。家入町長からは一般質問をとおし、たくさんのご意見をいただきました。今回が家入町長に対して行う最後の一般質問となりますが、何卒よろしくお願ひいたします。それでは、通告にしたがい、4 点簡潔に質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、子ども医療費助成制度についてお伺ひいたします。

子ども医療費助成制度については、昨年の 1 2 月定例会でも質問を行い、まず、やるべきことは町民の皆様子ども医療費制度の現状を説明した上で、ご理解とご協力を得て、過剰な受診を減らす努力をするべきだとの提案をさせていただきました。

今回は、新型コロナウイルスの影響で医療費が大きく減少しているとの調査結果が明らかになってきていますので、そのような観点から質問をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

医療費が大きく減少している原因としては、コロナ禍で親が子どもへの感染を心配して受診を控えたことや休校や外出の自粛、マスク、手洗いなどの感染症対策を徹底したことで感染症になる子ども自体が大幅に減ったこと。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減少するなど、経済的な理由で医療を受けたくても受けられないことなどが大きな要因になっているとのこと。

また、子ども医療費が無料なのでこれまでは心配ですぐに受診させていたのを、少し様子を見るケースが増えたことにも一因があるようです。

そこで 2 点お伺ひをさせていただきます。

まず、本町における過剰受診を抑制させる取り組み状況についてお伺ひをいたします。

そして、本町でのコロナ禍における子ども医療費への影響についての 2 点を家入町長にお伺ひをい

たします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。豊瀬議員の言われたように、最後の一般質問の機会をいただきましたことを、これまでいろいろと皆さんにご指示いただきながら町政を司ってきたことにつきまして、大変お礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

では、早速、豊瀬議員の子ども医療費助成に関するご質問についてお答えしたいと思います。

子ども医療費については、人口の増加等により、年々増加傾向となっていますので、過剰受診の抑制等を図りながら、引き続き、医療費の抑制に努めてまいります。

対象年齢の引き上げにつきましては、18歳まで対象を引き上げられている自治体の状況を注視しながら、近隣市町村の状況等も考慮し、慎重に判断することが望ましいと考えております。

詳細につきましては、また担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） おはようございます。豊瀬議員の子ども医療費助成に関するご質問についてご説明を申し上げます。

まず、過剰受診の抑制のための取り組み状況についてでございます。

上昇傾向にある医療費の適正化を図るために様々な機会を利用しながら啓発に取り組んでいるところでございます。

啓発につきましては、ホームページなどへの掲載のほか、来庁時や乳幼児健診の際に啓発チラシを配布しながら重複受診や、不必要な休日や夜間の救急外来を受診するコンビニ受診の抑制のほか、ジェネリック医薬品の積極的な活用などについて啓発を行っております。

今後も啓発を強化しながら、医療費の適正化を進めてまいります。

次に、コロナ禍における子ども医療費助成への影響についてご説明申し上げます。

子ども医療費につきましては、人口増加に伴い、毎年200万円前後増加している状況です。本年度は11月までに支給実績で、前年度比18%の減で約2千万円が減額となっております。

給付額が減少している要因といたしましては、2つの観点から、新型コロナウイルス感染症が大きく影響していると考えられます。

1点目として、外出自粛などによる受診控え、医療費抑制の要因となっていると考えております。特に、4月から5月にかけての落ち込みが大きく、4月分の実績では、前年度比で33%の減、5月分も28%の減となっております。全国的にも同じような傾向となっております。

また、2点目としまして、基本的な感染対策の徹底などにより、国立感染症研究所が4月に行った調査では、今年は特に子ども間で流行しやすい手足口病など、この時期に流行が広がりやすい感染症の発症が例年よりも少ないことが報告されております。これが医療費抑制に大きく影響しているものと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） はい。それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目は、過剰な受診を抑制させる取り組みを今進めていただいていますけれども、その過剰受診を抑制させる目的ですね、目標というか、何のために過剰な受診を抑制をさせる取り組みを進めているのかということが今一つ明確じゃないんじゃないかというふうに思います。私は、この財源を確保した上で、過剰受診を抑制させて、財源を確保した上で子ども医療費助成の対象年齢を引き上げるべきではないかと思います。

大津町が安心して出産、子育てができる町ということであるならば、だれもが必要とする、また、必要になる可能性がある医療というサービスを無償提供ということをする対象者を増やす取り組みを進めていくべきだと思います。

そして、それはもう全国的に高校3年生まで、18歳までの無料化というのは全国的に広がっていますし、近隣の阿蘇市では、来年度から18歳まで無償化というようなサービスが始まりますので、まずは、その抑制する目的を明確にお聞かせいただきたいと思います。

そして、2点目は、18%減、大津町で2千万円の医療費の減少ということで、2点減少した理由を言われましたけれども、それとともにですね、言われたものともう一つ、新型コロナ感染拡大の影響で収入が減少していかないとはいけないけれどもお金がないので行けないというような家庭も間違いなくあると思います。そのような人たちに対して、一番やっぱり支援が必要じゃないかというふうに思いますので、コロナ感染症対策として、期間を限定してでも早急に子ども医療費助成の対象年齢を、まずコロナ対策で引き上げて、経済的理由で行かないといけないけれども行けないという人に対して支援をする必要があるんじゃないかと思いますけれども、以上の2点をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 豊瀬議員の再質問にお答えをいたします。

過剰受診抑制の目的の明確化というようなお話もございましたけれども、やはり現在大津も非常に財政厳しゅうございまして、熊本地震からの復興、また、新型コロナに対するいろんな施策で非常に財源が厳しい状況の中にございます。その中でいろんな、今先ほども申し上げましたけれども、いろんな機会を捉えてですね、過剰受診の抑制については啓発を行っているところでございます。

また、議員のほうからですね、過剰受診を抑制することで医療費の抑制を図って、その財源ですね、18歳までの対象を引き上げたらどうかというようなご意見もございましたけれども、先ほどもご説明しましたけれども、新型ウイルス影響でですね、感染症の影響で受診控えがあったのではないかなというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても過剰受診の抑制につきましてはですね、さらには取り組みを行いながら新型コロナウイルス終息後の医療費についてですね、過剰受診の抑制に伴いまして、さらに検証を図っていった上で取り組みを考えていきたいと思います。

また、経済的な理由で医療を受けられない人がいるのではないかというようなご質問だったと思いますが、こちらにつきましては、ただいま新型コロナウイルス感染症に対する町の支援、また、国の支援でですね、ひとり親世帯への支援とか、また非課税世帯への支援とか、いろんな施策をやっ

ておりますので、そちらのほうで対応していけるものだというふうに思っているところでございます。  
以上です。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 再質問を行わせていただきます。

新型コロナの影響で収入が減った人に対する支援としてひとり親のご家庭に国が支援するものとか、非課税世帯に国が支援するものが、それでこの医療費が払えないという方に対しては、いいというような今言い方だったんですけども、ひとり親じゃない収入が減った人、非課税世帯じゃなくて収入が減った人はいっぱいいらっしゃいます。普通に働いてて収入が減る、賞与が減るということですね、そういう新型コロナの影響で、ものすごくそういう収入が減った人がいるんじゃないかと思えますけども、ひとり親の人はそういう国からの助成があって、非課税世帯もあるかもしれませんが、当てはまらない人に対する支援というのはどのようにお考えになれますか。そのような人っていっぱいいらっしゃると思うんですけども、だからこそ無償化というのは、その給付とかじゃなくてですね、すべての人に当てはまるサービスだと思うんですね。ですから無償化が必要じゃないかと。給付も当然、生活支援とか、そういう経済的であってもいいと思うんですけども、医療の無償化というのはもうベーシックサービスですから、いろんな人が、すべての人に当てはまる。この人はいいけど、こっちは当てはまらないとかというようなサービスじゃなくてですね、ですから無償化が必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 豊瀬議員の再々質問にお答えをいたします。

再質問につきましては、ひとり親とかですね、生活困窮者の方への支援ということで、そちらのほうで対応できるのではないかとということで答弁させていただきました。確かに、それ以外の方ですね、生活で困窮されている方、また受診ができない方もおられると思います。そちらにつきましてはですね、いろんな面から総合的に検証しまして、町でできることにつきましてはですね、さらにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 町でやっていけることが医療費の無償化だろうと思っておりますので、ぜひ新型コロナの感染が広がっている時期だけでも、まずは医療費の無償化を進めるべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、防災減災対策についてお伺いをいたします。

1点目は、「マイ・タイムライン」についてお伺いをいたします。

このマイ・タイムラインの取り組みにつきましては、昨年12月定例会でも質問をしていますが、今年も熊本南部豪雨災害が起り、未明に河川が急激に増水をしたために、逃げ遅れた人が多数いたとされています。台風などの影響による大雨によって河川の水位が上昇するときに、自分自身をとる標準的な防災行動を時系列的に整理をし、自ら考え、命を守る避難行動のための一助となるマイ・タイムラインを住民の皆様にご周知するとともに、活用を推進していくべきだと思いますが、いかがで

しょうか。

2点目は、離乳食の備蓄の重要性についてお伺いをいたします。

熊本地震のときに避難所で大人用の食べ物はありましたが、1歳前後の子どもの食べ物の確保が困難な状況にあったことを教訓として、この度、町内企業の方がアレルギーにも配慮した安全・安心で非常食にもなるお米と野菜の離乳食を開発をされました。最近話題になっているグルテンフリー食品でもあります。お手元にチラシのコピーを参考資料として配付をさせていただいていますのでごらんください。このような非常用の離乳食を災害時などに避難所で提供できるように備蓄しておくことが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、マンホールトイレの整備についてお伺いをいたします。

国土交通省と内閣府は、先月23日に災害時における避難所の環境整備を図るため、市町村にマンホールトイレの整備を検討するよう求める通知を出して普及促進を目指しています。

マンホールトイレは、災害時にマンホールの蓋を外して簡易トイレを置き、テントで覆って使用するものです。避難所には多くの避難者が集まることが想定されますので、汲み取り式の災害用トイレでは汚物収集の課題がありますが、マンホールトイレでは、排泄物が下水道に直接流れて、衛生的でそのような課題が生じませんので、避難所での運営や衛生面においても優れています。

また、地面と段差がなくて設置できることから、車椅子利用者などのバリアフリー対策としても有効です。しかし、学校や公園にはマンホールトイレの整備が可能となるような下水道の本管が埋設されていないため整備運用面での課題があり、計画的にマンホールトイレの環境整備を進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上の3点につきまして、家入町長にお伺いをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

マイ・タイムラインについては、国土交通省の推奨事業として、個人の避難計画を普及させるものとなっております。

本年発生しました7月豪雨をはじめ、毎年のように大規模災害が全国で発生している中に、「自助」「共助」が重要視されているところであります。個人のタイムラインについては、議員のご提案のとおり、住民の皆さんに早期避難を促し、地域ごとに対応していくことが重要であります。まずはハザードマップにより、自分たちの住んでいる地域の災害リスクを知り、避難行動に向けた計画を作り、どのように避難するかを日頃から考えることが重要であると考えております。

町としましても、災害時には空振りを恐れず、高齢者等の避難準備情報を早めに発信し、地元の区長さんや民生委員さん、消防団や防災士と連携し、要支援者を含め、住民の皆さんが素早く避難できるように地域との連携強化を図ってまいります。

また、離乳食の備蓄につきましては、長期間の備蓄が困難でありますので、常備しつつも運用できることが望ましいと思われまます。

今後、液体ミルク同様に備蓄食料として購入し、子育て健診センターでPRを行い、あわせて子育

て世代の防災意識の向上にも繋げてまいりたいと考えております。

また、マンホールトイレの整備につきましては、今後の状況を検証し、施設整備とあわせて考えてまいりたいと思います。

細部については、また担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。

マイ・タイムラインについてですけれども、7月の豪雨災害を受け、熊本県も推進を図っているところであり、熊本県版の作成ガイド等とあわせて普及啓発を行っているところでもあります。

町としましては、地域防災力支援事業を活用し、地域版の防災マップ作成の推進を図っているところです。そよ風台をはじめとしまして、大林区や内牧区などが地域版の防災マップを作成をされております。また、中島区におきましては、みんなの避難計画として、「いつ」「どこに」「だれが」「どうやって」避難をするといったような計画もつくっておられるような状況です。これらをさらに各家庭等におきまして住民一人一人の方が取る防災行動を時系列に整理をし、あらかじめ取りまとめておくことで急な判断が迫られる災害時の行動として住民一人一人のマイ・タイムラインができるのではないかというふうに思っております。このような避難計画を地域等で作り上げて、モデル地区としてさらに進めていければというふうに考えております。

次に、乳幼児用の離乳食の備蓄についてですけれども、離乳食につきましては、一般職の非常食に比べ保存期間が約6カ月から1年弱とされておりまして、保存期間が短いというような課題がございます。

そこで、乳幼児用の離乳食につきましては、町が提携をしております「災害時における物資供給の協定」に基づきまして、協定先の企業から提供を受けることで対応が可能かと考えておりますけれども、今後いつ起こるかかわからない災害において備える必要がございますので、現在の液体ミルクと同様に、平常時におきましては乳幼児健診などで活用しながら一定量の確保と入れ替えを行いながら、子育て健診センターに保管するなどし、防災意識向上の啓発を含めた運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、マンホールトイレの整備状況につきましてですけれども、現在、中央公園のほうに和式が5基、洋式が5基、計10基設置しておりますけれども、既設のマンホールトイレは下水道へ直結はしているものではなく、貯留タイプというふうになっております。

それから、それ以外の衛生管理の備蓄品としましては、現在、洋式の簡易の組み立て式のトイレが20基、それから、小型の簡易トイレが450基、それとあわせまして凝固剤が約7万袋以上を備えておるような状況でございます。

マンホールトイレにつきましては、先ほど議員のほうからもおっしゃっておられましたけれども、衛生管理を行う際での専門業者が必要となるような長期の運用が困難となるという課題もある一方で、簡易トイレは、種類あるいは用途も多様化されておりまして、性能も年々向上しておるというような現状でございます。

町といたしましては、現在保有しております簡易トイレ等を使用し、防災に備えることとあわせて、今後、状況に応じまして下水道に連結したマンホールトイレ等の整備についても今後検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ぜひ一人一人の防災意識の向上につながるような取り組みをですね、進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目の行政手続きにおける押印廃止と書面の簡素化についてお伺いをいたします。

中央省庁の行政手続きの押印廃止を強力に推進している河野太郎行革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約1万5千の行政手続きのうち99%の手続きで押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5千手続きのうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは、わずか1%未満の111種類とのことです。また、河野大臣は、存続する相当部分は印鑑登録されたものや、銀行の届出印などで、そういうものは今回は残ると説明をされ、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には、電子認証などが導入されるだろうとの見通しを示しました。さらに、政府与党は、確定申告などの税務手続きにおいても押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税調改正大綱に反映させるとのことです。

このように、行政手続き文書だけでなく、税に関わるほかの書類でも押印廃止の流れが加速化しています。これらを踏まえ、国において行革担当大臣が推し進めているこの押印廃止について、言われているとおり、約99%の中央省庁の行政手続き文書の押印が実際に廃止をされた場合、本町の行政文書においても何が、何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をして、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的に進めるべきだと思います。

例えば、国において急ピッチで洗い出しをしているように、本町においても現状として押印を必要とする行政手続き文書がいくつあって、そのうち国と連動する文書がいくつあって、町単独で判断できるものがいくつあるかなどというように、早急にリスト化をするべきだと思いますが、現在の現状をお伺いをいたします。

また、注目されるのは、書面、ファックスの電子メールへの切り替え、対面における書面交付などの原則廃止も求めていることです。押印の廃止は、書面の電子化、ペーパーレス化とセットになっています。書類の電子化により、手続きのたびに役場の窓口に出向く必要がなくなります。さらに、郵送、印刷などにかかる時間とコストの削減や関連の事務作業も不要になります。押印廃止と書面交付の見直しについて、国の動きを敏感に察知をして、何よりも住民サービスの向上に向けて、早急な洗い出しと対応をするべきだと思います。具体的な取り組みとして、記入に不慣れな高齢者も増えており、職員がサポートする体制を整備して、複数の手続きを記入することなくワンストップで行える「おくやみコーナー」の設置について、家入町長のご見解をお伺いをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の質問について、まず、申請書等の押印廃止についてお答えしたいと思います。

行政手続きにおける押印廃止と書面の簡素化については、以前から役所における諸手続きの課題とされておりまして、日本におけるハンコ文化が障壁となり、なかなか改善がされずにきております。

今回、新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延し、感染予防と経済活動の継続による社会基盤の維持を両立させるために、社会全体で「書面、押印、対面」を原則とした現行制度や慣行の見直しについて、国を中心に早急に論議されております。この見直しは、単に押印の廃止、書面の簡素化にとどまらず、コロナ禍、またはアフターコロナを見越した一層の生産性の向上を図るためにデジタル技術を活かしたオンライン申請やワンストップサービスを導入していくことで時代の要請に即した行政手続き、仕事のあり方の再構築を目指すものとなっております。

また、地方自治体に対しても積極的に見直しに取り組むよう国からの要請がっており、本町においても必要不可欠な見直しでありますので、行政手続きのデジタル化とあわせて国や先行自治体の動向に注視しながら速やかに取り組んでまいりたいと考えています。

次に、書かずに済む「おくやみコーナー」の設置についてお答えします。

ご遺族の方については、身近な人を亡くされ、心労が重なっている中での死亡後の手続きになりますとご負担も大きくなるものと察します。ご遺族の方のご負担をできる限り減らし、スムーズに事務手続きが終えるよう、新庁舎開庁に向け、システムの修正や機能追加、さらに「おくやみハンドブック」の見直しなどを行いたいと思っております。

詳細について、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうからは1番目の申請書等の押印廃止についてご説明をさせていただきます。

現在の国の動きといたしましては、印鑑登録されたもの、あるいは銀行の届出印などの83種類以外の約1万5千種類がいわゆる認め印というものはすべて廃止するというような方向になっております。住民の利便性、それから行政手続きの簡素化及び新しい生活様式を実現するために慣例的に申請等の本人の意思確認の手段として「押印」は廃止していく必要があるというふうに考えております。

本町の規則等で規定されております申請書が約360種類ありますので、申請書に押印を求めている根拠等を整理しながら、先進的に押印の廃止に取り組んでいる自治体、あるいは今後国が作成いたします自治体対象の押印廃止マニュアルを参考にしながら、庁内の検討会を組織し、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

特に高齢の方や体のご不自由な方で様々なご事情で自筆の署名が難しい方もいらっしゃいますので、そういった方にとっても柔軟な対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

今後につきましては、押印の廃止により可能となる行政手続きのデジタル化を推進するために、押印廃止と行政手続きのオンライン化のロードマップを作成いたしまして、押印廃止の進捗状況の確認、それから行政手続きのオンライン化・ワンストップ化に向けた取り組みの見える化を着実に推進し、簡単で便利な行政手続きの実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 私のほうからは、豊瀬議員の2番目の「おくやみコーナー」の設置について説明をさせていただきます。

現在の状況といたしまして、ご遺族に代わり葬儀業者が死亡届をですね、提出時に、住民課でおくやみハンドブックを配布し、遺族の方にお亡くなり後のですね、手続きをお願いしているところがございます。後日、ご遺族の方が来庁されたときに、住民課で手続きに必要な関係課を電算システムの総合行政システムで抽出を行いまして、担当課へご案内をしているところです。死亡届受理後に関係課とデータ連携のためにお亡くなりになった方の氏名、住所、生年月日、死亡年月日等を入力を行いまして、そのデータを活用し関係課にて申請書を出力している状況でございます。しかし、来庁者と申請者が別の方の場合はですね、お亡くなりになった方の情報欄のみ出力をしているところがございます。

今後、新庁舎開庁に向けまして、「おくやみコーナー」の設置につきましては、先行の市町村を参考にしながら、今のシステムの修正や追加書類を精査しまして、関係機関で統一された様式もございまして、関係機関と調整を行いながら、できる限り記入回数を減らしまして、さらに1カ所ですね、手続きができるよう配置や手続き内容については、さらに関係課と調整を行いまして、充実した内容にしていきたいというふうに思っているところがございます。また、以前作成しました「おくやみハンドブック」につきましても、新庁舎開庁に伴いまして配置図の掲載や、また他の市町村のおくやみハンドブックを参考にしながらですね、修正を行い、より円滑に手続きができるように修正を行っていきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） おくやみコーナーとおくやみハンドブックのことにしましては、新庁舎建設という新庁舎ができて、いろんなその中でできると思うんですけども、押印の廃止というのは、そんなに時間がかからない。もともとそんな要らないものですから、ロードマップを作成してということで、ただ書面の電子化であったり、ペーパーレス化というのはいろんなシステムの改修とかが要りますので、若干時間がかかるとは思いますけれども、押印の廃止に関しては、すぐにでもできると思うんですけども、その町長は速やかにと言われたんですけど、大体そのめどとしていつまでに押印を廃止してですね、印鑑を忘れたからまた取りに帰らないといけないとか、そういうことがなくなるようにできるのか。ロードマップは作成されるということですけども、めどはいつぐらいになるか教えていただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 押印廃止に向けての今後のスケジュールについてのお尋ねだと思いますけれども、まず、今法的に押印をしなければならないものと、しなくていいものを仕分けをするということにしております。その中で押印が必要ないものについてはですね、業務の洗い出しということで、関係課を中心に今プロジェクトチームをですね、組んでどういったものが法に要らないもので廃止できるものかということで洗い出しをすることとしております。そんな中で、いつまでということでは

ので、まずはそういったことを含めてですね、早急に法によらないもので当然早急に廃止できるものについては、いつごろからできることについては、これから早急にロードマップのほうを策定いたしますので、その中でできるものについては早急に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5 番（豊瀬和久君） できるだけ速やかにお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 30分以上過ぎましたので、ここで暫く休憩をしたいと思います。新型コロナウイルスの関連で換気等よろしくお願いいたします。10時45分から再開をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午前10時37分 休憩

△

午前10時45分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

豊瀬和久君。

○5 番（豊瀬和久君） 4点目の網膜色素変性症の方々が使われる暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業に追加することについてお伺いをいたします。

網膜色素変性症とは、国の指定難病の一つで、網膜に異常が起こり、暗いところでも物が見えにくい夜盲や視野が狭くなったり、視力が低下する遺伝性の病気です。中でも夜盲は夕方には出歩けなくなり、日常生活が制限されることで患者さんが困られているということですが、新しく暗所視支援眼鏡という製品が開発されました。カタログを資料として配付させていただいておりますのでごらんください。

また、そこには福祉用具の日常生活用具の給付対象として認可をしている自治体も掲載をされています。私もこの真っ暗な中でこの暗所視支援眼鏡を付けてみたところ、昼間のように明るく見えました。低照度高感度カメラで写したものを目の前のディスプレイに映し出す仕組みで、暗いところや夜間の環境化では、より明るい視野になり、視野狭窄の方にはより広い視野で見ることができるようになります。これにより、就労の継続をより可能にするだけでなく、災害時の避難にも役立つなど、障がいによる困難を克服して自立に資するものと思われまます。しかし、価格が約40万円と高額でなかなか購入までには踏み切れないとお声もお聞きしました。

そこで、患者さんの負担を軽減するために暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業の対象とするべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の暗所視支援眼鏡の購入を助成するために、日常生活用具に追加できないかと質問でございますけども、日常生活用具の給付にあたっては、市町村がその必要性や価格、家庭環境をよく調査し、真に必要な者に対して、適切な用具をより低廉な価格で購入し、給付することとされております。対象となる品目につきましては、これまでも同様に大津町だけで決定するので

はなく、菊池圏域において違う対応にならないように2市2町で協議を行い、決定しているところでございます。

今回のこの暗所視支援眼鏡については、菊池圏域において、日常生活用具の中にある視覚障害者用読書器の一部とみなして、令和3年4月より適用することといたしました。

菊池圏域での協議内容については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 説明をいたします。

現在、大津町において網膜色素変性症により障がい者の手帳をですね、お持ちの方は22名おられます。この他にも障がい者手帳を取得されずにこの疾病がある方も一定数おられます。しかし、網膜色素変性症は指定難病であり、その人数を把握することが非常に難しゅうございます。全体のニーズを把握することが難しい状況でございます。

議員ご質問の障がい者等への支援体制の整備に関することにつきましては、菊池圏域地域自立支援協議会において協議を行っているところです。協議会では、障がい者等への圏域における社会資源の開発や関係機関によるネットワークの構築、困難事例などの対応について協議を行っているところです。この日常生活用具の対応につきましても菊池圏域の2市2町で協議を行ったところでございます。

協議の結果ですが、菊池圏域においては、日常生活用具の種別で情報・意思疎通支援用具の種目の中の視覚障害者用読書器の一部とみなしまして、令和3年4月より助成の対象とするところでございます。適用の基準額は19万8千円、耐用年数は8年となっております。

今後、対象者のニーズの把握などができればですね、2市2町で再度協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） それでは、再質問を行わせていただきます。

支援の中身のスキームの問題なんですけれども、これは暗所視支援眼鏡ということで日常生活用具給付事業の中に追加をすると、国が2分の1、県が4分の1、そして基本的に自己負担が1割ですから、その残りを町が負担するというような枠組みになるんじゃないかと思えます。天草市は、このような今の国が2分の1ですから、国が20万円負担して、県が4分の1の10万円負担して、自己負担が1割ですから約4万円を負担して、その残りの6万円を天草市が補助するというような事業の内容になっていると思うんですけれども、それで間違いないと思うんですが、そうじゃなくて、この暗所視支援眼鏡じゃなくて、その19万8千円の支援をするという内容でこの2市2町で話し合いをされたということなんですけれども、この天草市のこの支援のスキームとの違いがあるのはなぜかと思うんですけれども、お伺いをいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 豊瀬議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど私のほうで19万8千円の補助ということで説明をいたしましたけども、実際、40万円ほどかかっているんで、ほかの自治体ではですね、例えば、天草市では、さらに補助があるのではない

かというような趣旨だったというふうに思っております。当然ですね、菊池2市2町の圏域の協議会におきましても、天草の事例に基づきましてうちのほうでも、町のほうでもですね、適用できないかということで協議を行ったところでございますけれども、2市2町で協議をする中で、課題としてあがってきましたのが、利用者の把握が今のところ正確に把握ができない。また、生産メーカーがですね、1社しかない。また、そのために価格の競争も働いてないというようなこともございました。また、用具の効果の検証もですね、まだまだ今からさらに必要ではないかなということもございました。たもんですから、まずは今回ですね、視覚障がい者用の読書器の一部ということで、まずは19万8千円を補助しまして、先ほども申しあげましたけれども、今後そのような課題をですね、解決した時点で基準の見直しとか、そういうのをですね、さらに圏域で再度検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） いろいろ将来的には天草市が行っているこの暗所視支援眼鏡そのものを日常生活用具の対象にさせていただいて、先ほど言った、国が2分の1、県が4分の1、本人は1割負担というような支援の内容にするべきだと思いますので、ぜひ、状況を見ていただいて、変えられることができるならば、またそういう方向に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時05分から始めたいと思います。

午前10時54分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二君。

○2番（山部良二君） おはようございます。まずはじめに、豪雨災害やコロナウイルス感染症第3波により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。とともに、7月の豪雨災害により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

今回は、通告書に記載のとおり、2問質問いたします。スポーツの森新駅開設に向けた調査、検討に関する陳情を受けて今後調査、検討が動き出します。これは町内からスポーツの森、JR新駅設置に向けた署名活動によって町内外から6千880名の署名が集まり、町民の切実な思いにより始まりました。私も署名させていただきました。今、自治体に求められるのは、地方活性化策や人口減少、コロナ禍の地方経済の悪化を克服するための中長期的な計画ではないでしょうか。公共交通の脆弱な地方では、交通弱者は移動手段を失い、不便を強いられることとなります。高齢者や子どもたちの移動手段は十分に満足できる状況でしょうか。公共交通サービスが脆弱では満足な生活は送れません。だからこそバリアフリーに考慮した公共交通ネットワークを重視した健康まちづくりの推進が重要です。

新駅設置は、路線価の上昇など町にとって有益であり、ブランド価値の上昇や利便性の向上につな

がり、今以上に子育て世代など、若い世代の流入が期待でき、以前の計画を白紙に戻し、駅周辺開発とあわせて再検討する時期にきています。今後、2045年には本町でも人口減少に突入します。その解決策として比較的ローコストに実現できる軌道系公共交通の強化、新駅開発に着目した計画が必要ではないでしょうか。

あわせて、一部BRT（バス専用路線）、吹田団地から高尾野間導入による巡回バスの環状線化に着目した計画が必要ではないでしょうか。

特に、瀬田大津間は単線区間であり、非電化区間でもあります。その上、閉塞区間上にあり、2両編成発着の桁式ホームであれば、施設が簡易なため安価に設置できます。

本町が出した資料を見れば、引き合いに西熊本駅を出していますが、これは全くの論外であり、本来であれば豊肥本線の閉塞区間にある市ノ川駅や東海学園駅の費用対効果等を調査する必要があったのではないのでしょうか。その上、総合政策課が出した資料を見ると、西熊本駅開業後5年間の収支見込みや赤字を計上しておりますが、路線価の上昇や商業施設から等の税込増等を全く加味しておりません。また、建設費用は今までの設置例を考えれば、先ほどの桁式ホームであれば数千万円、おそらく5千万円を越えることはないと思います。もちろんその他にかかる費用を考えれば2億円前後にはなると思いますが、昔、同僚議員が質問したときの3.8億円からするとかなり節約できるのではないかと思います。

また、新たな町長によるトップセールス、PFI、民間のノウハウを活用した公共事業により、住宅市街地盤整備事業、鉄道施設整備等を活用すればもっと安価に新駅開発ができると思います。あわせて、住民参加型市場公募地方債等を考える必要があります。それを踏まえた上で調査・検討することは必須ではないでしょうか。

また、吹田団地は抜け道がなく、団地の活性化のためには吹田団地から高尾野、もしくは美咲野へ抜けるバス専用道路を通し、中心部を通る巡回バスの環状線化を早期に開設する。また、等間隔運行や通勤・通学に利用できる朝6時台から夜8時台の運用として定額制の路線区内であればどこからでも乗れ、そこでも降りられる町民が利用しやすい制度設計や菊陽町のキャロッピー号とも連動し、地域公共交通利便増進事業を推進していく必要があります。わかりやすく言えば、熊本市内の市電をイメージすればいいと思います。

また、南部、北部に対しては、乗合タクシーの利便性の向上が重要ではないでしょうか。利用率が低く、免許返納者に対する優遇制度もないと思います。今後、利用率アップのため、高齢者の皆様に対する割引制度や免許返納された方々に無料利用券等の優遇制度が必要です。

今、本町にはコロナ禍による不安感を打破するための夢のある事業が必要だと思います。そして、何よりスポーツの森新駅を望む町民に対して、答える責務があると思います。それらを踏まえて質問いたします。

大津町運動公園スポーツの森・大津周辺への新駅設置を求める陳情を受けて、まちづくりのリーディング・プロジェクト「新駅を核としたまちづくり計画」を推進する考えはありませんか。

一部、BRT（バス専用道路）導入による町内巡回バスの環状線化の取り組みについてどう考えま

すか。

乗合タクシーの利便性、利用率向上のための対策をお伺いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員のご質問にお答えしたいと思います。

大津町運動公園の新駅設置につきましては、これまでも議会の一般質問で論議され、また、本年の8月には住民の方から陳情が提出され、9月の議会の委員会で採択されたところであります。

町としましても、新駅を設置するにあたり、財源や利用者をどう確保するかを検討が必要であると考えております。

そのために、国やJRなどと協議を行うための資料として、新駅設置に向けての可能性検討調査を進めてまいりたいと考えております。

次に、議員より提案いただきました、一部のBRT導入による町内巡回バスの環状線化及び今後の乗合タクシーの利便性や利用率向上のための対策につきましては、今後の町全体の公共交通体系のあり方を検討するために、来年度予定しております、「大津町地域公共交通網形成計画」の改定作業の中で論議をさらに深めてまいりたいと考えております。

詳細について、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） まず、新駅を核としたまちづくり計画を推進する考えはないかということについてお答えをいたします。

今年の8月に住民から新駅設置を求める陳情が提出され、採択されたことにつきましては、真摯に受け止めていたしております。

新駅設置の可能性につきましては、JR九州とも意見交換を行い、協議を進めるためにはそれ相当の利用者が見込めるようなまちづくりが必要不可欠というような説明も受けているところでございます。

現在、庁内関係各課での課題の整理とあわせまして、先ほど町長申し上げましたように、新駅設置に向けての可能性の検討を行うための調査を行いたいというふうに考えております。

次に、一部BRT、いわゆるバス専用路線ですね、の導入による町内巡回バスの環状線化の取り組みについてのお尋ねです。

各地で導入事例がございまして、南三陸においては、東日本大震災で被災した線路敷を利用して鉄道に代わる交通機関として導入をされております。

このBRTを活用して町内に環状線型の巡回バスを導入するという議員のご提案ですけれども、町中心部の交通体系を考える中で、巡回バスの検討材料の一つとして当然認識はしておるところですけれども、近隣の自治体におきましては、巡回バスの一部を廃止し、一方では、乗合タクシーの転換を図っておられるところもございまして、巡回バスがいいのか、あるいは違った公共機関がいいのかについて十分精査をする必要があるというふうに思っております。

最後に、乗合タクシーの利便性や利用率向上のための対策についてですけれども、町では、乗合タク

シーの利便性向上のため、今年の4月から町北部・南部地区の全域化、それから大津東区へのエリア拡大を実施しております。これによりまして北部・南部地域の交通手段というのはある程度確保できたというふうに考えております。

利用率の向上対策につきましては、まず、乗合タクシーの制度そのものを知っていただくということが第一ですけれども、本来であれば今年の4月からエリア拡大とあわせて各地域に出向いて説明を行う予定としておりましたが、新型コロナウイルスの影響により実施ができていない状況でございます。今後につきましては、新型コロナの状況等を見極めながら制度周知のさらなる強化に努めてまいりたいというふうに思っております。

来年度には大津町の地域公共交通網の形成計画の改定を予定しております、計画策定の中で今後の町の公共交通体系をどのような方向性で進めていくかということの整理を行うこととしております。

乗合タクシーの今後につきましては、課題となっております町中心地域の移動手段の確保、あるいは外出支援タクシーなどの高齢者の移動支援策との連携なども踏まえまして、現状の利用状況の精査に加えまして、利用者の方のニーズの把握についてもしっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） スポーツの森新駅、利用者数が増えなければいけないということで、やはり利用者を増やす施策が当然必要になってきます。その上で、南阿蘇鉄道から乗り入れるとかで利用が増える可能性は高いのではないかと考えております。その観点からいきますと、南阿蘇鉄道から大津立野阿蘇間のアクセスが増えることを考えれば、スポーツの森駅新設はプラスに働くのではないかとというのが1点と。

先ほども言われました、持続可能な地域公共交通実現に向けての中で、乗合バス及び地域銀行に関する独占禁止法の特例法改正により、将来に渡ってサービスの提供の意思を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活向上を図り、一般消費者の利益を確保するという目的があり、今後、巡回バスの環状線化が重要になるのではないかと考えております。

このあいだそのバスの運転手と話しましたが、今、長距離バス乗る方々は仕事がなく、雇用調整助成金で基本給の8割ぐらいですかね、結局、基本給のみで生活されています。それで月の手取りが6万円、ボーナスもない状況ということなんで、また、その九州運輸局に対してもですね、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、三方よしのチーム公共交通を掲げた政策のほうが私は理解しやすいと、理解を得やすいと思っております。その点についてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） チーム公共交通ということでお話がございました。その中で鉄道事業者、そしてバス事業者、タクシー事業者ということでそれぞれ事業者の方が入っていらっしゃるメンバーとして町のほうで公共交通会議というのを開催しております。その中で、今申し上げたチーム公共交通というメンバーが入っておられますので、その中で十分議論をして、町の方向性については決めていきたいというふうに思っています。そして、さらに来年度以降、公共交通網の形成計画を改定する

こととしておりますので、そういったご意見も踏まえる中で、計画についてもですね、改定の見直しを進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） それでは1点だけ、その持続可能な地域公共交通の実現に向けての附則にですね、10年以内に本法を廃止するものとするという旨があります。これは10年以内の特例措置ということなのか、ということで、もし無いとしても特定地域基盤事業による早期の巡回バスの設立導入が待たれると思いますので、もう一度その点を教えてください。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今おっしゃった点につきましては、恐らく乗合バスに関する独占禁止法についてのお話だと思います。これについては、要は、ここ10年間の時限立法になっておりますので、国の考えとしては、この10年間でどういう公共交通網を計画をするかというような課題を示されているかと思っておりますので、そういった形で10年以内には町としてのきちんとした公共交通網体系をつくりなさいということです。そういったことで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 今回、令和2年に改定されました地域公共交通網形成計画改め、地域公共交通計画について、私の専門分野でもありますし、これから公共交通ネットワークの充実は大津町の町民生活の要の一つとなると思います。今後とも深堀していきたいと思いますので、次の2点目に入りたいと思います。

それでは、「子育て支援日本一のまちづくり」を目指す手厚い支援策についてお伺いいたします。

国土交通省政策研究所の調査で、地方自治体の消滅が危惧されています。2040年には1千800の地方自治体のうち、896が消滅の恐れがあるという衝撃的なデータが出ております。それはあらゆる分野に深い影を落としています。農業崩壊、労働力不足、消費の低迷、インフラの未整備、防衛能力の衰退、社会保障の崩壊、税収不足、引いては、日本経済全体の衰退がデータに表れております。人口減少の要因は、20歳から39歳までの若年女性人口の減少、第2の要因が、人口の社会移動、大都市圏への若者の流出、止まらない東京一極集中です。それをどのように克服していくか。国は出生率を上げなければいけないと言っている割に、やっている対策はちぐはぐではないでしょうか。まさに、今やろうとしているのは、児童手当の減額、夫婦共働きで年収960万円以上の高所得者世帯の特別給付月額5千円の廃止を検討しています。どう考えても子育て支援が重要だ、国策と言いながら、特例が廃止されれば若者世代がもらえたはずの手当てがなくなる。萎縮し、不安感により第2子、第3子をやめておこうということになります。完全に少子化対策とは逆行する最低の政策だと思っております。今やるべきは、コロナ禍に打ち勝つ子育て支援策ではないでしょうか。国がやらなければ大津町でやるべきでしょう。

今、求められているのは、地方活性化策や人口減少、コロナ禍の地方経済の悪化を克服するための中長期的な成長戦略です。本町では2045年まで人口は緩やかに増加することが予測されていますが、コロナ禍による不景気で何も手を打たなければ人口減少の局面が想定以上に早く訪れる可能性が

あります。

そこで提案したいと思います。

大津町をより強く子どもたちが幸せで暮らせる、そしてこの難局を乗り切る、だれもが憧れるまちづくりのリーディング・プロジェクトが必要だと思います。題して、子育て支援日本一宣言、私が前に定例会で質問いたしました、兵庫県明石市は、社会全体で子育てを支援をし、1人の子どもも見捨てないまちづくりに特化した結果、子育て世代が集まる、活気にみちあふれたまちづくりに成功しています。子育て支援は何と2倍以上、担当職員は3倍に増えています。このことからわかるように、子育て支援に投資を行えば人口の増加、にぎわいの創出、その上財源が生まれ、子育て支援以外の高齢者、障がい者福祉にも予算が大幅に生まれると考えます。そのことによって町民に安心感が生まれ、大津町に生まれてよかった、来てよかったと思われる好循環が生まれると考えています。これこそが幸福の好循環ではないでしょうか。

また、千葉県の流山市は、子育て支援を強化したことにより人口が増加した市町村ランキングで軒並み大都市圏が並ぶ中、堂々の13位にランキングしており、お隣の合志市では住みよいランキング、九州沖縄2年連続1位、なぜ魅力あるまちづくりができたのか、それは子育て支援日本一のまちづくりを目指したからです。

3市の共通点は、鉄道や市電を利用し、都心など中心地までのアクセス、交通アクセスのよさ、病院、学校、保育所等の充実など、豊かな住環境を誇ったことです。それ以上に大きな要因は、子育て支援に特化したことではないでしょうか。本町もさらなる子育て支援に特化した成長戦略に成功すれば、先ほども申しましたが、コロナに打ち勝つまちづくりが見えてくるのではないのでしょうか。

同僚議員が18歳まで子ども医療費無償化を提案されましたが、私の考えでは18歳まで無償化を行えば、子育て世代の流入が生まれ、それを目当てに企業の参入が大幅に増えると思っています。そのことにより財源が生まれます。その財源をもって、いずれは大学生、短大生、専門学校生など、保護者が大津町に住所を有する子どもたちの医療費の無償化を実現する必要があると思います。

また、当然子育てするには、子どもの病気が不安になると思います。特にコロナ禍です。総合病院も大津町からなくなりました。早期の病児保育施設の設立も視野に入れるべきではないでしょうか。また、その他様々な子育て支援、例えば、学習塾の月謝補助、待機児童ゼロ、保育士への現金給付、小中学校9年間給食第3子無料、第1子、第2子半額など、やれることからやっていくべきだと思います。

それでは、3点ほど質問いたします。

子ども医療費無償化・専門学校・大学等も含む無償化を行う考えはないか。病児保育施設の設立。学習塾の月謝等の補助等など様々な手厚い支援策を考えているかをお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山部議員の子育て支援に特化した成長戦略に関するご質問についてお答えしたいと思います。

まず、子ども医療費の支給対象者の引き上げについては、人口が増加している地域でもあり、近隣

市町村と相談をしながら費用対効果を十分見極めた上で慎重に判断すべきであると考えております。

次に、病児保育施設については、子育ての保護者の皆さんが安心して働くことのできる環境をつくるためには、看護や保育ができる施設の充実や拡充は必要だと思っております。これまでもいろいろとご相談をしたり、いろいろ取り組んでまいりましたが、なかなか厳しい状況もあるようでございます。大津町における子育て支援日本一のまちづくりを目指す様々な支援策については、これまでやってきておる子育て支援策の取り組みを検証しながら、さらなる充実と研究を進めていかなければならないと考えております。

詳細について、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。私のほうからは、山部議員の2点目の質問、病児保育施設の設立をということについて、まずお答えさせていただきます。

病児保育事業につきましては、現在、町内では実施されておりませんので、該当する世帯の方は熊本市や近隣の企業主導型事業施設を利用されている状況でございます。

熊本市の施設は、連携中枢都市圏構想における広域利用でございまして、熊本市との協定により、大津町の方は熊本市の病児・病後児保育事業を利用できるようになっています。また、企業主導型事業施設であります元熊本セントラル病院併設の「あおぞら保育園」内の病児保育施設もありまして、大津町の方の利用がっております。

町内における病児保育事業の実施につきましては、町長からもありましたように、看護・保育ができる施設の充実に向け、今後も継続して事業者等と協議を進めながら、子育て中の保護者の皆さん方が安心して働ける環境整備を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の学習塾の月謝等の補助等など様々な手厚い支援策をについてのご質問についてお答えします。

大津町教育委員会では、子どもたちの学びに係る支援としまして、大津南小学校と大津東小学校において、習字、英語や音楽遊び、料理教室などを行います放課後子ども教室に取り組んでいるほか、学習塾等に通っていない中学校3年生を対象とした「地域未来塾」を毎年度開催し、主に数学を中心にした指導を行っています。また、例年であれば町内の全小学生を対象とした夏休み等の勉強会も開催しているところでございます。これらの事業を展開するにあたりましては、地域の方々や高齢者の方々などの協力もいただいております。異世代間交流も促進されています。児童生徒にとっても、地域を身近に感じ、大切に思う心が育っていると感じているところです。

このように、子どもたちの学びを充実したものにすることは、子育てをしたい町として、今後の魅力あるまちづくりに寄与すると考えているところです。

教育委員会としましては、引き続きこれらの事業の推進、拡充に努めるとともに、学校教育と生涯学習の両方において学びの機会を充実させながら長期的に子育て世代の支援に取り組んでいきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が減少した該当世帯に関しましては、

就学援助費での対応を行っておりますので、引き続き制度の周知に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の子ども医療費に関するご質問について、対象年齢を引き上げた場合の財政負担の試算や、県内の状況等についてご説明をいたします、

まず、対象年齢を引き上げた場合の財政負担についてご説明を申し上げます。

子ども医療費の助成は、平成25年12月から対象者を小学生から中学生までに拡大し、今年4月1日現在で対象者が6千395人となっております。前年度から5人増えております。1人当たりの助成額につきましても年々増加している状況でございます。

子ども医療費の助成額は、令和元年度の実績で約1億6千700万円、前年度から200万円の伸びとなっております。

対象者を18歳まで引き上げた場合の財政負担を試算しましたところ、4月1日現在の対象者1千90人で計算いたしますと、約1千800万円の経費が新たに必要となります。また、専門学校や大学生まで無償化を行った場合ですが、19歳から22歳まで1千369人を対象とした試算では約2千600万円の経費が必要となり、対象年齢を高校生から大学生まで引き上げることによりまして、年間約4千500万円の経費が必要となっております。

全国の状況を見てみますと、22歳まで引き上げている自治体が1カ所、20歳までの自治体が2カ所、18歳まで引き上げている自治体は年々増加している状況でございます。半数以上が大津町と同様、15歳、中学生までを助成の対象としている状況でございます。

今年度の町の子ども医療費の給付実績は、新型コロナウイルスの影響によりまして、前年度から約18%減額している状況です。金額ベースでは約2千万円の減額となっております。高校生まで対象を引き上げた場合の予算確保ができる額となりますが、新型コロナウイルスの影響による一時的なものと考えているところでございます。

次に、県内の子ども医療費の助成状況等についてご説明をいたします。

令和2年4月現在で45市町村中、約6割の26市町村が高校生まで対象を拡充している状況でございます。その他の市町村は、大津町と同じ中学生までが対象となっております。

また、子ども医療費に係る財源の一部につきましては、県からの補助金を充てておりますが、補助率が2分の1で、補助対象者が4歳未満の乳幼児と多子世帯の未就学児だけとなっており、補助対象の枠が狭いため、令和元年度の実績では、町の助成額1億6千万円の支出に対しまして、県からの補助金は約1千200万円でございます。助成額の約8%弱と非常に厳しい要件となっております。

熊本県は、全国的にも助成水準が際立って低い状況でございますので、県に対しまして、昨年に引き続き、今年度も助成要件の拡充を要望しているところでございます。

最後に、子ども医療の対象年齢の引き上げにつきましては、ただいま申し上げましたように、県の補助要件が厳しく、また、新型コロナウイルスの影響により支出が増えております。来年度の税収確保が非常に厳しくなっていることも予想されますので、今後の推移を注視し、近隣市町村と相談をし

ながら判断していく必要があると考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。最初に、病児・病後児施設の町の現状についてご説明をさせていただきます。

現在、本町におきましては、病後児保育を大津町子育て・健診センターで実施しております。定員は4人ですが、新型コロナウイルス感染症対応のため、今年3月から定員2名としております。令和元年度の利用実績としましては、登録者数が104名、前年度比14%の減となっております。延べ利用者数は176人で、前年度比23%減となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、定員数を減らしており、今までにキャンセル待ちが1名発生しております。また、新規登録の方からは、1人1部屋の対応は安心であるといった声もいただいております。

また、病児保育につきましては、現在のところ町内には施設はありませんが、熊本市との連携協定のもと、熊本市内8カ所の病児保育施設の利用ができます。昨年度の利用実績は延べ利用人数9人です。

また、近くの施設では、企業主導型事業の元熊本セントラル病院に併設されています「あおぞら保育園」の病児保育室も利用ができ、大津町の方は、昨年度は月平均6.6人利用されている状況でございます。

また、近隣市町の病児保育事業の状況につきましては、熊本市に8施設があり、菊池管内には、菊池市が1施設、合志市が2施設となっております。

大津町としましても、病児保育事業につきましては、町内の医療機関や事業者等とも協議をしながら環境整備を進めていきたいと考えております。

続きまして、学習塾の月謝等の補助等についてご説明をいたします。

大津町の小中学生を対象とした、直近の通塾状況調査では、約7割の児童生徒が学習塾や習い事に通っているという結果が出ております。

学習塾等に要する費用の一部を補助する事業としては、大阪市の塾代助成事業が有名でございます。この制度は、中学生のみを対象として、子育て世帯の経済的負担軽減と、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会の提供を目的とし、所得制限を設けた制度設計となっております。また、東京都や千葉市などでも類似した制度がございますが、こちらも対象学年の限定と所得制限が設けられているところでございます。

20歳未満を対象とした手厚い学習塾の月謝等への助成は、定住人口の増加に資することが期待されますが、人口の増加を受入れるための土地利用やインフラ、財政計画など、中・長期的に考えていく必要があります。町長部局とも連携をしながら調査研究が必要となります。先ほど教育長が申しましたとおり、大津町にはすでに実施している事業である放課後子ども教室や地域未来塾をはじめ、夏休みなどの勉強会などがあります。今後は、地域学校協働活動の具体化に努め、地域と学校を核とし

た学びの支援の充実を図ってまいりたいと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少を認定した件数は、現在のところ2件ありますが、この第3波の影響で、児童生徒の経済状況が厳しくなっていることも予想されますので、児童生徒はもとより、保護者の変容にも目を配りながら、該当世帯の円滑な制度活用につなげてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 1点目の子ども医療費無償化、やっぱり何ですかね、天草市も、確か阿蘇市も確か導入も決めていると思います。両市にできて大津町でできないということはないと思いますし、やはり投資をしないことには、リターンはないと。やっぱり、先ほども申しておりますが、子育て支援に特化すれば人口増加による好循環が生まれると思います。だから、そこを今言われたように、そのこれ以上の子育て支援は財政上無理だと考えているのか。それとも、子育て支援に特化すれば財源が生まれると考えるのか。その点を一つと。

もう1点がですね、先ほど学習塾の月謝の話ですけれども、これ今本当に多くの企業でその給料が減ったり、ボーナスが半額以下とかゼロになった企業、かなり今多いと思います。現に私も半減以下になっておりますので、多くの保護者はですね、収入の減少に今更されていると思います。また、学習塾やピアノ教室でもコロナ禍により、生徒数が減ったりとか、経営状況も厳しいと思いますので、その点をもう一度お聞かせください。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、山部議員の再質問にお答えします。

確かに、議員がおっしゃるように、子育て支援に特化し、それが人口増加につながり、財源確保により好循環を見出ししているという自治体もあるようでございます。先ほども少し触れましたが、人口増を受け入れるための土地利用、インフラ整備、財政計画など、まちづくりの観点からも中・長期的に考えていく必要がありますので、町長部局とも連携をしながら、近隣市町村とも調査・研究を進めていきたいと思っております。

また、学習塾、月謝、それから収入減少に伴います支援につきましては、就学援助制度につきましては、コロナ禍の対応を今現在もさせていただいております。今後も随時受付申請をしてまいりますけれども、周知のほうをですね、再度徹底させていただいて、保護者の方々の周知度を上げていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 本当にであれば今度生まれる新たな町長にこうお尋ねするべきなんでしょうけど、町はですね、子育て支援日本一のまちづくりを目指す宣言をする気があるのかどうか、お聞かせください。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

担当課としましてはですね、気持ちは常にこう子育て支援日本一のまちづくりの精神で日々事務業

務に従事をしております。気持ちとしましては十分にこう備えているものと考えております。大津町に生まれてよかった。子育てするなら大津町と言っただけのような取り組みが今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○2番（山部良二君） 以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後は1時より再開します。

午前11時46分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 皆さん、こんにちは。3番議員、山本富二夫です。本日は、議会も新型コロナウイルス感染症の対応の中、傍聴に来ていただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、医療従事者の皆様には日々ご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

今回は、通告書に基づき2問質問いたします。大津町に3年から10年後には起きてくる後継者の問題と、すぐに取り組んでほしいテレワーク問題を町はどう取り組んでいくかを聞きます。

コロナ禍の中で、全国の若者の皆さんに大津町のホームページや東京の県事務所等で阿蘇の麓の熊本大津に来ていただき、農業やテレワークでの仕事をしてくださいとアピールする時期にきていると思います。

そこで、1の新規就農者（担い手）不足対策をということで、国も「食料・農業・農村基本計画」が5年ごとに決定されています。ただ単に国の計画を我が大津町に取り入れても新規就農者（担い手）の解決策にはなりません。大津町独自の補助金などを補助することで新規就農者の確保の取り組みを考えてもらいたいと思います。担い手ができることで地方の高齢化・過疎化の解決にもつながると思います。

私自身、農業委員3年と経済建設委員会議員として町の農業と取り組んできましたが、今の私たち、農業者の年代が農業をあと10年ぐらいはできると思っておりますが、今現在の農業後継者は水田地帯では極端に少なく、からいも生産者など園芸農家にはいくらかの後継者がおられます。後継者がいなく、廃業する農家の土地を全部現在の後継者が引き継ぐのは無理だと思います。美しい田畑を今の状態で法面の草刈りや管理の維持は大規模農家や新規就農の企業では無理ではないでしょうか。今、大津町や菊陽町が取り組んでいる田んぼでの地下の涵養ができなくなり、熊本市などは地下水が減少し、全部現在は地下水で飲用しているのもできなくなることも考えられます。農村の高齢化、過疎化問題は前に進まず、悪化の方向です。北部地区の基盤整備も何十年前から取り組んでいますが、なかなか着工には至っておりません。早期の着工を願うところです。未整備の基盤整備の田畑は、だれも引き受け手がありません。あと10年後には一気に耕作放棄地が増え、ますます農村の廃虚が進みます。それを踏まえ、今後、真剣に担い手問題を検討し、計画作成を大津町独自でつくるのが大事ではないでしょうか。県や国や農業委員会が取り組んでいる農地バンクはなかなか基準が厳しく、私

たち農家には受け入れ難いシステムです。町は今後10年、20年後、後継者ができないであろう農家数を把握し、何らかの形で対策を講じる時期にきていると思います。

資料-1を見ていただきたいと思います。資料-1は農政課より出していただきました。

2015年と2020年です。農家総数は53戸減に、1年に約10件以上農家の減が続いております。4番目の専業農家においても5年間で14件ということで減っております。この専業農家の部分においても、農家戸数の減においても、私たち団塊の世代が今頑張っている状況で、あと私たちの農業ができるのも10年ぐらいしかできません。そうなったときに、農家戸数が特に減ってくると思います。

そこで、第4の専業農家の280戸、これから10年ないし20年以内に後継者がいない農家が農地をどう守るかという問題が深刻な問題になります。

そこで私は、新規就農者（担い手）を確保することの一考になればと私の考えを述べます。

先日の熊日で、高森町は、女性歌劇団員にパートタイム会計年度任用職員として採用、雇用したとありました。地域おこし協力隊2人が大津町でも活躍されております。提案は、農家協力隊の創設をしていただきたい。大津町と雇用先、農家が折半で15万円ずつ30万円で3年間雇用し、雇用先農家が農地を農家協力隊に委託、将来的には委譲、もしくは賃貸しのできるシステムを構築する時期にきていると思います。農家協力隊の募集要項は、20代、30代で独身でも家族ありでもよく、全国から募集してみてもはどうでしょうか。企業化を考える若者、パソコンで農業経営の数値化ができる人、サラリーマン並みの待遇、給料、通勤農業、6次産業化を応援、農業プラス宿泊の農泊をできる人、ビジネスなど、海外との取り引きで稼げる農業をやる人です。都会からの若者でないと地域のしがらみから奇想天外な発想ができないと私は感じております。それで、広く全国から募集してみてもどうでしょうか。世界に向けた農業を大津町から発信し、リーダーになり得る人材を確保することが大事だと思います。今後、10年、20年先に向けての新規就農者、担い手の不足対策をどう考えているのか、ぜひ大津町と後継者のいない農家が大津町独自の視点で考え、補助金で農家協力隊の創設をし、新規就農者、担い手の不足対策を今真剣に考える時期だと思い、この問題について町長と農業委員会会長代理の局長に伺います。

特に農業委員会局長には、今の取り組みで新規就農者が増えていけるのか。現状の制度で大津町の担い手問題が解決するのかを伺います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の農業問題についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在、農業者の高齢化や後継者不足など、多くの問題があり、時代の流れで農業経営の変革が求められている中におきまして、それぞれ取り組んでおられる方もおられますけれども、まだまだこれから専門的、あるいは専門性や人材が今後の農業を維持していくことにつながってくるというふうに思っております。したがって、町は、規模拡大し、効率的な農業をするために基盤整備や農地集積などを推進するとともに、担い手の育成を図ることが一番重要だと考えております。

もちろん地域の皆さんが守られてきた地域の農業や農地を、また、それを取り巻く伝統文化、ある

いは自然景観などを子や孫の世代に担い手を中心としてしっかりと引き継いでいかなければならないというふうに思っております。

状況、関連等について、また担当部長なり、農業委員会局長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） こんにちは。山本議員の新規就農者の不足対策についてご説明いたします。

町の認定新規就農者は平成26年以降、認定数は20経営体となっております。経営類型の内訳としましては、肉用牛3経営体、にんじん等の露地野菜9経営体、かんしょ類5経営体、アスパラガス等の施設野菜2経営体、果樹の柿が1経営体となっております。そのうち、国の補助事業である次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就業準備段階や経営開始時の経営確立を支援する農業次世代人材投資交付金事業を活用した経営体が16ございます。ただし、この事業は、親元就農で経営を継承する場合には、新規作物の導入など、新規参入者と同等の経営リスクを負うことという条件がございます。

そのため、新たに国は令和3年度に家族農業経営を始めとする経営を継承し、発展させる取り組みとして、地域の中心的経営体の後継者が経営継承の経営発展に関する計画を策定し、経営を継承した場合に町と一体となって支援を行い、経営継承時に定額100万円を交付、うち町が2分の1を負担する親元就農や第三者への継承を支援する事業をスタートさせます。

町としましても、農業者の高齢化及び減少が進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用を担う経営体を確保するため取り組む必要があります。

議員ご提案の農家協力隊の創設につきましても、後継者の確保につなげられるかなど、今後、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 農業委員会事務局長齊藤孝浩君。

○農業委員会事務局長（齊藤孝浩君） 皆様、こんにちは。よろしく願いいたします。山本議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、農業委員会の運営、活動の条件について述べさせていただきます。

農業委員会等に関する法律が平成28年に改正され、農地等の利用の最適化の推進、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化の促進が農業委員会の必須事務となりました。大津町農業委員会としましても、改正後2回目の改選が今年7月20日に行われ、新たに農業委員12名、農地利用最適化推進委員17名で運営をしておりますが、現在、毎月の定例総会や研修を重ねながら、農地法の適正運用は基より、農業経営基盤強化促進法による農地の権利移動や設定を行っております。

また、遊休農地の解消に向けて、農地の利用状況調査を行っており、遊休農地所有者に対し意向確認のアンケート調査を実施し、その結果を基に担い手を中心とした斡旋を行っております。令和元年度の耕作放棄地は、5年前の平成26年度に比べまして約7haの解消へとつながっております。

次に、新規就農者（担い手）の確保の取り組みについてでございますが、先ほど担い手への農地の

集積について述べましたが、農業センサスの数値を見ますと、新規就農者は毎年数件あるものの、現役農家が減少する数値がより大きくなっており、専業農家の減少も進んでいる状況にあります。農業委員会としましては、優良農地を維持するために、認定農業者や農地中間管理機構を中心に担い手への集積を図っておりますが、新規就農者（担い手）の確保までには至っていないというふうに感じております。

今後、農政課を中心として人・農地プランの実質化に向けて、農業委員会としましても積極的に地域の話し合いの場に参加し、地域の核となる担い手の育成と農地集積の推進をさらに図っていきたいと考えております。

また、10年後、20年度の農業を見据えた担い手の確保に向けて、地域農業の代表でもあります農業委員、農地利用最適化推進委員の持つ情報をいかに活用し、農業委員会としてどのような支援、活動ができるのかを今後協議していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 新規就農者（担い手）というのは、なかなか一気に解決するような問題ではないと思います。農家協力隊の創設とか、いろんな意味で農業委員会のほうでも継続して取り組んでいただきたいなと思います。農政課ではなかなか難しい部分もあると思うので、農業委員会の継続として取り組んでいただければなと思います。

第1の質問を終わります。

次に、2のテレワークのための受け入れ態勢整備をとということで質問いたします。

コロナ禍の中、多くの企業が自宅でのテレワークを取り入れているのが現状です。会社で仕事をしなくても自宅ですることができる時代になりました。それとともに、会社には週1回、または月1回の出勤でよくなり、わざわざ東京に住む必要もなく、企業によっては北海道や九州での仕事ができる時代になりました。

政府は、11月2日の熊日で、地方移住へのテレワーク推進と出ていました。東京一極集中是正を加速するため、新型コロナウイルス感染拡大を機に、普及したテレワークを推進し、地方移住につなげることが柱という文で出ておりました。総務省のふるさとテレワーク推進事業を活用した事業の中に、働き方改革で自治体とテレワークを進める記事に、九州では宮崎県日南市が紹介されております。企業の包括連携協定が加速し、企業誘致に成功した自治体として日南市は、市独自にマーケティング専門官、民間からのスカウトにより、企業との効果的連携で企画を実施しておられます。テレワーク一育成の取り組みは、IT関連企業誘致、若者の働く場の創設、その努力によりIT関連の事務系企業12社が進出したとのことです。

もう一つ紹介は、和歌山県白浜町、白浜町では、豊かな自然やゆとりある生活に魅力を感じ、すでに移住者が13名、11の企業誘致に成功されております。

2つの成功事例の参考を今紹介しました。仕事を変えずに大津町に進出、移住してもらう方法として、テレワークを大津町も進めていく時期にきていると思います。テレワーク環境での個人や企業を

受け入れる整備を進めるには、今後、企業誘致を考える上で取り入れていく一つのパターンになると思います。地方への移住・定住、高まるニーズ、受け入れがどう対応、転職の必要はなく、空港に近く、インターネットが整備された環境で仕事をしたいと思っている都市のサラリーマンは増加傾向にあると思います。大津町も空き家を整備し、低料金で貸し出しをすれば空き家対策にもなります。新庁舎ができ、生涯学習センターでも空き部屋ができるのであれば、その一角にテレワークセンターを誘致すべきではないでしょうか。県内のテレワーク実施率は8.1%、全国平均は25.7%で大きく県内は下回っております。テレワークが新型コロナウイルス感染症対策とともに、働き方改革につながるとは思いますが、早めに環境整備を進めてみてはいかがでしょうか。都市圏IT企業の誘致を積極的に来ていただくためにも総合政策課と企業誘致課はタッグを組んでもらいたいです。今以上に若者の就業機会を増やしていただきたいと思います。跡取りが都会で働かなくても、地元大津で就職できる環境整備にも、テレワークにより取り組んでいただきたいと思っております。

テレワークのための受け入れ態勢の現状と今後の取り組みについて、町長に伺います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の質問にお答えしたいと思います。

議員が言われておるとおり、働き方改革の一環として進められていましたテレワークにつきまして、新型コロナの感染拡大に伴い、3密を避ける新しい働き方として多くの企業で広がりを見せております。また、都市部にも本拠を置く企業がテレワークを活用して、豊かな自然に恵まれた地方を求めてサテライトオフィスを設置するケースも増えているようでございます。先進地の事例を見まますと、働く環境を整えるだけでなく、都会から知らない土地に移住してくる方やその家族に対しても住まいの確保などについて官民一体となった支援の取り組みをされたところもあると聞いております。

このようなことを踏まえまして、空き家、あるいは未活用施設の有効利用とあわせて、企業や移住される方とのマッチングなど、十分今後検討していかなければならないというふうに思っております。

詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、業務を継続しながら感染症対策が行えるテレワークが急速に認知度も上がり、都市部、それから比較的規模の大きい企業を中心に地方にまで広がってきているような状況です。

また、テレワークを導入している企業の中には、在宅勤務だけでなく、企業本社や本部から離れた場所に社員が遠隔勤務できる通信施設を備えたサテライトオフィスを利用しているところもあるようでございます。

また、最近では、サテライトオフィスとは少し違うコワーキングスペースも人気が出ているというふうに聞いております。コワーキングスペースとは、サテライトオフィスの機能を持ちながら、執務を行う場所が個室ではなく、いわゆる図書館のようなオープンスペースであって、スペースを共有する他の者とは独立して働きつつも、スペースを共有する者同士のスペース内での社交や親睦が図られる場所であり、他の分野の人たちと刺激を合ふことによって、仕事上での相乗効果が期待できるよう

な状況だというふうに聞いております。

このように、地域の特性を活かして継続して運営される施設がある一方で、総務省の発表によりますと、令和元年度まで地方公共団体が誘致あるいは関与して開設されたサテライトオフィスは822カ所ございまして、この間に開設されたにも関わらず、事情により閉鎖されたオフィスも168カ所と全体の約2割を占めており、その運営についても課題もあるような状況でございます。

そういう中で、町といたしましては、熊本空港、それから九州縦貫自動車道、それから今後開通する見込みの中九州横断道路へのアクセスの良さを活かしながら、企業の求めるサテライトオフィスの形態及び働く環境だけでなく、都会から知らない土地に移住してくるなど、どのような受け入れ態勢が我が町にとって望ましいか、先ほど議員、2自治体ほどご紹介されましたけど、そういった自治体のですね、事例等についても調査研究をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 大津町は、空港も近くにあるし、交通のアクセスは他町村に比べても好条件の地域だと思います。よそから来られた人も、この阿蘇の麓で仕事ができるというのを大変楽しみにされている部分もあると思います。総合政策課と企業誘致課がタッグを組んで、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思います。

最後になりましたが、家入町長におかれましては、長きにわたり大津町のためにご尽力いただきありがとうございました。この場を借りて感謝申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後1時27分 散会

本 会 議

一 般 質 問



議 事 日 程 (第 3 号) 令和 2 年 1 2 月 9 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) 皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦君。

○1 5 番 (荒木俊彦君) 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

質問の第 1 点目は、新型コロナウイルス感染症関連による失業者などの方に対する相談体制が十分か。あるいは、その充実が必要ではないかという点についてお尋ねをしたいと思います。

今年の春先から急激に世界的に蔓延しております新型コロナウイルス感染症であります。ここ年末に近づくにしたがって、日本全国でコロナ感染症がさらに拡大をしているという状況であります。とりわけこれから寒くなる時期にあわせて、インフルエンザもそうありますが、コロナウイルスが活発化するのではないかとされており。この間、飲食業やサービス業、コロナ禍によって失業をしたり、また、自営業者の方は収入が激減をして営業が続けられないと、そういう方がどんどん増えております。とりわけそこに勤めておられる、いわゆる非正規で働かざるを得ない、そういう方々が収入が絶たれると、そういう人たちに対して、今こそ行政はですね、手厚い支援の手を差し伸べなくてはならないと思います。

そこで、コロナ禍によって生活が困窮をする人たちにとっていろんな支援の制度があるわけですが、総合的なですね、相談窓口の設置、これが非常に大切になっていると思います。相談内容は営業だけではなく、失業や生活困窮、住宅を、いわゆる会社の寮を追い出される。あるいは、蓄えがもう尽きて生活保護を申請しなくてはならない。そういう多岐にわたると考えられます。チラシやホームページなどで啓発し、命と暮らしを守るのが行政の仕事だと思います。

この間、町のホームページ等でこうした対策について検索を試みましたが、一番に出てくるのは、新型コロナに関する感染者がどうのこうのというのは確かに出てまいりますが、具体的な相談内容についてはなかなかいきつかないと感じたわけがあります。8 月から町役場に担当のほうで相当努力をなさって、新型コロナウイルス対策緊急個別相談、これがいわゆる業者向けであるようですが、出てまいりました。また、その後、プレハブのこの役場仮庁舎の中央部分に町民相談ですかね、町民

相談の窓口が開設をされているようでありますが、コロナで困っているから相談できるというふうにはどうも私も見てみましたが、何の相談窓口かというのがどうもよくわからないということでもあります。

そこで、まず最初に、これからのこの町が職員の皆さんもだいぶ努力をなさってきた結果、こうした窓口のですね、現状はどうなっているか。実績について、簡単で結構でありますから、その実情をお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。まず、荒木議員の新型コロナウイルス感染症関連による失業者などへの相談体制についてのご質問でお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が発生しまして失業や生活困窮となる住民の方も多くおられ、生活が維持できず、各種支援の相談ができる窓口の希望も多くなってきております。

また、近年の相談者が抱える課題としましては、まずは生活困窮、あるいは高齢者や障がい者、子どもなどのその課題が複合的になり、1つの支援相談窓口では対応が難しい相談内容が増えております。そのような中で、町では、昨年度から「くらしの相談窓口」という相談窓口を開設しました。今年7月には相談員を1名増員し、開設しております。

今後、新型コロナウイルス感染症が拡大、大津町におきましても感染者が出ておりますし、今後につきましてもさらなる生活、あるいは経済の落ち込みがひどくなってくるものというふうに思っております。そういう意味におきまして、生活困窮関連についても社会福祉協議会としっかり連携を取りながら、あるいは、包括支援、いろんな形で町の関連機関と相談しながらしっかりと対応していくというようなことで努めさせております。そのような感染拡大に対してのいろんな形で相談される悩みごとにつきましては、町のホームページ等を活用しながら周知をしておるところでございますけども、担当のほうから詳しく説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、おはようございます。それでは、説明をいたします。

ただいま町長が申しあげましたとおり、町では、昨年6月から「くらしの相談窓口」を開設しまして、相談者の様々な課題に対し、一括して相談を受け、支援の提案や課題解決に向けた相談を行っております。生活困窮、高齢者、障がい者、子どもなど、その課題が複合的になる相談や、最近では、新型コロナウイルス感染症の影響により生活の困りなどの相談を受けているところでございます。

新型コロナウイルス感染症が続いている状況の中で、相談者が増えることを見込みまして、今年7月から相談員を1名増員し、2名体制で相談を受けているところでございます。なお、事業者向けの相談につきましては、町交流センター内で毎週月曜日に事業者支援を専門とする相談員が相談を受けているところでございます。

先ほどご説明しましたけども「くらしの相談窓口」の相談件数としまして、昨年6月に開設し、162件の相談を受け、そのうち課題が解決するなど終結したケースは83件になっております。現在も79件の継続した相談支援を実施しているところでございます。

その中でも、新型コロナウイルス感染症が発生し、その影響による相談件数としましては、これまで23件の相談を受けており、終結せずに継続している件数は15件となっております。これまで10万円の特別給付金や緊急小口貸付などの制度があり、相談者もそれぞれの支援を活用して生活維持がされておられますけれども、今後、それらの支援を受けてもなお生活が苦しい相談者が増えることも考えられます。

この相談窓口は、国により勧められています包括的に受け止める相談窓口の一つでございます。相談者が複数の課題を抱えているとき、一括して相談を受け止め、相談者全体の課題が解決するまでサポートする仕組みとなっております。

この相談窓口では、相談を聞き、解決に導くために必要な支援を提案し、役場の関係課への窓口へつなぐとともに、つないで終わるのではなく、その関係課の支援状況も把握しながら相談者の課題が解決するまで相談者に寄り添った対応をする窓口でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、仕事がなくなり生活が厳しい場合は、社会福祉協議会の緊急小口貸付の支援提案や、今後の生活が特に難しい場合は、生活保護の提案も行っております。そして、その支援が提供されて、相談者の生活が安定する見通しが立つまで相談を継続しているところでございます。

相談窓口の開設場所につきましては、この相談窓口は役場の関係課の支援とつなぎ、単につなぐだけではなく、支援の状況確認も行い、相談者全体の課題が解決するまで寄り添うことが目的となっておりますので、役場の関係課とも顔が見える連携が必要であり、特に相談者と一緒に関係課へご案内できるように、役場庁舎内に窓口を設けております。

この相談窓口の周知につきましては、昨年度の開設時と、今年度人員増員後に広報誌により周知をしているところでございますが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、生活に困る相談者が増えることが予想されますので、くらしの相談窓口につきましては、詳細な内容をホームページ等をですね、活用しながらさらに周知を図ってまいりたいと思います。

特に相談内容につきましては、やはり収入や生活費、また仕事探し、健康や病気等の相談が多くなっております。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） くらしの相談窓口がいち早く、コロナが始まる前から立ち上げられ、さらに今年から充実をされたということは大いに評価できるところでありますが、そこですね、その上でお尋ねをしますが、第1点はですね、町のホームページの改善ですね。先ほども言いましたけど、コロナで困っている人が、今はですね、若い人も困っているんですね。コロナ以前であれば高齢者の方々とかが一番だったでしょうけど、今は若い人が仕事を失ってどうしたものかと。相談したいけど、日本人はですね、非常に我慢強くて、恥ずかしくて相談に行けないというような方もいらっしゃるわけで、そういう意味で、やっぱりホームページで即コロナで困っていませんかということですね、相談窓口にすぐ行き着くような工夫が必要ではないかと思うわけです。ネットで検索してみますと、

これ宇土市の例を、ホームページですね、コロナで困っている相談としたら、たちまちですね、47項目もの支援体制、融資の相談とか、貸付、定額給付金もちろんそうでありますが、これがだっと出てくるわけですね。そういう意味でですね、ホームページもぜひちょっと工夫をして、本当に困っている人たちがすぐ行き着けるようお願いをしたい。

また、政府のほうでも家賃補助とか、それからですね、緊急小口資金の貸付等、12月末で期限を迎えるこうした救済制度がさらに延長されるのはほぼ間違いないと思われまので、そういった制度もですね、含めて、ホームページの工夫をぜひお願いをしたい。それが1点。

第2点は、若い人がですね、私がもし若いときでしたら、本当に困ったとしてもなかなかその役場に行って相談しようと、人目をはばかりの人がやっぱり多いわけです。だから、私、今は仮設ですからね、確かに場所がないというのはわかりますけど、例えば、このオークスプラザは多分今年明けは選挙で使われるから半分はだめでしょうけど、向こうの談話室あたりで人目をはばかりに相談ができるような、そういう体制ができないものかと、ちょっと工夫ができないかどうかですね、これが第2点。

それから、第3点はですね、今度のコロナウイルスというのは、いわゆる自然災害ですよ。例えば、地震のとき、水害に遭ったと、そういう人たちの場合はですね、自然災害に対して、行政は避難所を設ける、食料を提供する、住まいを失った人には住まいを提供すると、自然災害に対してはそういう体制をするわけです。コロナも全く一緒ではありませんかね。収入が途絶えて家賃が払えない。生活が困って会社の寮を追い出されると。そういった人たちに対してね、最後はその町営住宅の空きもあるようですから、住まいの提供まで含めて、そうした自然災害に相当するような体制で行政の支援をお願いするべきではないかと。そういう体制が必要ではないかということで、以上、3点についてももう一度お答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の再質問にお答えをいたします。

一番目がホームページ等につきまして、いろんな方がごらんになられるような創意工夫が必要ではないかということでございましたので、ホームページも含めまして、広報、生涯学習情報誌ですね、生涯学習情報誌、また、からいもくんメール等もございますので、いろんな情報手段を通じまして、住民の方に広報したいと思っておりますし、また、議員が言われました先進事例もですね、参考にしながら、ホームページにつきましては改善を行っていくべきかなというふうに思っております。

2点目の制度の延長につきましては、私も今日ラジオで何か聴きましたところ、国のほうもですね、12月末を来年の3月まで延長するというような国の方針を出されたというような報道もなされておりますので、そちらにつきましてはですね、さらに住民の方に周知を図っていきいたいというふうに思っております。

また、若い人が人目をはばかりその相談場所をもう少し工夫というか、改善した方がいいんじゃないかというような話もございましたので、その点につきましては、どの場所がいいのか、どこでできるのか、新たに新庁舎をつくるときにはですね、その点につきましてもいろいろまだ、新庁舎窓口部

会というのがございまして、そちらのほうでもですね、いろいろ検討しているところがございますので、新庁舎ができるまでの期間ですね、どこの場所がいいのかというのも検討していきたいというふうに思っております。

もう1点が自然災害と同様に住まいの提供等のもので、支援の考えはないかということでございませうけれども、こちらにつきましても、町が何ができるかというのはですね、今後研究させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） これから年末年始ですね、寒空で放り出されるような人があってはならないと思いますので、最大限の努力をお願いしたいと思います。

それでは、第2問目に移りたいと思います。

2番目の質問は、公共交通政策の充実改善についてであります。

現在、町内では、町の北部、東部、南部と3つのエリアから町中心部への往復に乗合タクシーが導入、拡張、充実をされて、特に高齢者の方々は本当に大切な交通手段となっているものと思います。しかしながら、町の真ん中に、いわゆる中心部に住んでおられる方は、この乗合タクシーを利用することができないわけでありまして。私もこの間、特に町の北部ですね、大津町は起伏が多い、坂が多いところでありまして、坂の上のほうに住んでおられる高齢者の皆さんから、歩いて下りはまだいいけど、帰りはとても歩いて帰れないと、自転車も坂が急でとても乗れないと、そういった要望がたくさん寄せられております。

この間、私たち議員はその先進地の研修等にも出かけてまいりました。私はそういう先進地の研修の成果も、事例も含めながらですね、大津町のこの公共交通の充実を早く改善をしたいと、してもらいたいと思うわけです。同僚議員のほうから巡回バス等の質問もございましたが、私は、この乗合タクシーの充実が一番合理的ではないかと考えたところであります。

そこで、お尋ねするのは、既存のこの乗合タクシーの便数を増やすべきではないかと思うわけでありまして。別紙の参考資料で宮城県の東松島市では、市内を二分割して、その二分割から街中心部に30分ごとに1日16便予約ができると。大津町は午前中4便で、町中心から周辺部に帰る便として帰りが4便というふうに、非常に制約をされているわけです。ですから、周囲の人が午後町中心部に行きたいといっても利用できないわけですね。そういう意味で、便数を増やして充実をすることが必要ではないかと、1点です。

それから、具体的にはですね、もういろいろ質問出ていると思いますけど、セントラル病院ですね、菊陽町に移転をしたということで、乗合タクシーが病院まで行ってくれないということになっているわけでありまして。これは早急にやっぱり解決をしてもらいたいと。特に高齢者にとっては非常に切実な問題だと思います。

3点目は、この中心市街地エリアでも乗合タクシーが利用できるようにするべきではないかということ。県内では荒尾市ですかね、全国的にも何か珍しいらしいですけど、市内全域で乗合タクシ

一が利用できる。AIを活用して市内のどこからどこまででも自由に予約をすれば利用できると、費用も最大で端から端まで行っても700円程度だと聞いております。そういう意味で、こういった事例も参考にしながらですね、町中心部にも乗合タクシーの導入をするべきではありませんかということ、以上、3点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の大津町の乗合タクシーの改善関連等についてのご質問でございますけれども、町におきましても乗合タクシーは、町周辺部と町中心部を結ぶ公共交通機関として平成18年度から導入しております。

今年4月には、町北部・南部の全域及び大津東区にて利用できるようなエリアを拡大しました。今年新型コロナウイルスの影響もあり、全体の利用者数の伸びは例年よりも低い状況ですが、新規利用者の増加により、多くの高齢者の方にご利用いただいております。

議員のご質問の公共交通政策の充実改善についてですが、町民の皆さんが利用しやすい公共交通体系を維持し、改善していくためにも、町では公共交通会議を開催し、地域の代表の方のご意見や高齢者の方のご意見を伺いながらサービスの向上に向けた取り組みを進めているところであります。

また、議員おっしゃいました課題につきましては、来年度、町の公共交通網形成計画を見直すこととしておりますので、その中で論議をしていただきたいというふうに思っております。

細部につきましては、担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。まず、乗合タクシーの現状についてご説明をいたします。

乗合タクシーの便数についてですけれども、主に医療機関の受診や町中心部での買い物を想定し、中心部行きは朝の7時30分から昼の12時15分までの間に、先ほど議員おっしゃいました4便出しております。逆に中心部から各それぞれの地域行きは、朝の10時30分から午後4時15分までの間に4便ということで、合計8便、往復4便の運行を今しております。

利用状況を見てみますと、行き・帰りともに第2便、第3便の利用が多いというような現状になっておりますので、議員ご提案いただきました便数の増加につきましては、便数を増やした方がいいのか、あるいは、その現行の運行時間帯のですね、変更の必要があるのかについて、まずは現在の利用状況を精査しながら、住民ニーズの把握にさらに努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、移転しましたセントラル病院への乗合タクシーの乗り入れについてですけれども、10月にセントラル病院が移転することによりまして、セントラル病院を利用されている方への対応として乗合タクシーの乗り入れについても検討をしてきたところでございます。

乗合タクシーにつきましては、町のそれぞれ北部、南部、東部と、それと中心部を結ぶ町内の移動手段として今まで整備をしてきたところでありまして、町中心部についての移動の方法については、現在、検討も進めているところでもあります。

そのようなことを踏まえまして、まずは、肥後大津駅から路線バスを病院内へ乗り入れるというこ

とで、今、対応をしているところです。しかしながら、利用者の方々等からですね、乗合タクシーの乗り入れの強い要望もいただいております。現在、乗合タクシーを入れることで準備を進めております。乗り入れの時期につきましては、地域公共交通会議での同意、それから、熊本運輸支局への手続き等を経まして、できるだけ早い時期、来年の2月には導入できるように今進めているところでございます。

3点目の町中心エリアでの乗合タクシーの導入についてですけれども、町のそれぞれ北部、南部、東部と町中心エリアの行き来を乗合タクシーで、また、中心エリア内の病院、それから買い物、公共施設等への移動手段としては、以前からの課題としてなっております。どのような交通手段がいいのか、巡回バスがいいのか、あるいは乗合タクシーがいいのか、そういったものについても、先ほど町長が申し上げましたように、来年度には町の公共交通の方向性を決めました地域公共交通網形成計画の見直しを予定しておりますので、その見直しを進める中で、町中心部における交通体系をどのように整備していくかという方向性について整理をしていくこととしております。

公共交通の観点のみならず、福祉の面から見た高齢者の外出支援といったこととあわせて、地域公共交通会議で議論を深め、進めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 現在の周辺部からの中心部への往復についてはですね、私の聞いた限りでは、一番ネックは待ち時間ですかね。先ほど紹介しました東松島市は30分ごとに予約ができますので、早々待ち時間は30分後、満杯であれば次の30分後に乗れるということで、かなり便利になっているかと思えます。

それから、この町の中心部にその乗合タクシーを導入した場合ですが、いわゆる免許証を持って車の運転できる方はなかなか、タクシーでもなかなか利用しないと思うんですね。我々だってそうだと思うんですね。300円で乗合タクシーが利用できるから予約して乗るかという、まずほとんどの方は自分で運転して、車持っていれば乗らないと思われま。やっぱり利用されるのは、免許がない方、車がない方、それから、最近では高齢になって免許証を返納された方が対象だと思います。この東松島市では、その利用、何ですかね、希望される方は事前に登録をして、ここではチケットを販売しているらしいですけど、要するに、利用者は登録しといて、登録することによってその何ていうですかね、待ち時間を短縮できると。あらかじめタクシー会社のほうではその登録した人がパソコンに入っていますので、その方から電話なりをいただければ、ぱっとAIを導入しなくてもそれでこう運行経路を即時にですね、一番合理的な方法で待ち時間を短くして利用できるということになっているようであります。

周辺部からこちらに来る場合は、大津町はもうどなたでも利用できるから、これはそれでいいことだと思うんですけど、町中心部については、そういった登録制のほうが合理的ではなからうかと思うわけです。

また、三重県の玉城町というところにも行きましたが、大津町よりも若干面積が狭い町ですけど、役場とか、病院とか、買い物とか、町の中心部にありますので、周りからずっと利用されて、この玉

城町では無料で社会福祉協議会が運行していると。バス停方式みたいですけど、あらかじめ登録されたところに10分以内で歩けるようなところにバス停が登録されてて、予約してそこに行けばタクシーが回ってくる。バス停方式でありますけど、乗合タクシーとほぼ変わらないと。費用的にもこの三重県の玉城町では、町の持ち出しが2千万円台だと聞いたわけでありまして。現在、大津町が乗合タクシーに町が補助金として2019年では約1千万円、960万円ですから約1千万円の町の持ち出しがあるわけですけど、町全体で乗合タクシーを導入しても早々大きな負担になるとは考えられないと思います。何よりもですね、町中心部に乗合タクシーを導入することは、この玉城町では、東京大学との連携で、利用者の実績を分析をして、その利用される、特に高齢者の皆さんの健康増進に役立っているという、まあ東京大学からの検証結果が報告されたと聞いております。

何よりもですね、高齢になっても自由に移動ができると、このことはですね、町民の皆さんにとって非常に楽しく、元気に長生きができるということにつながるといいますので、登録制も含めてぜひ町中心部への導入を検討していただきたいと。公共交通会議でほかの業者の皆さんとのすり合わせもあるかと思っておりますので、ぜひそうした高齢者の皆さんの気持ちを優先して行っていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。新型コロナ関連がありますので、換気等をお願いします。10時45分から再開をします。換気等よろしくをお願いします。

午前10時38分 休憩

△

午前10時45分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君、続けてください。

○15番（荒木俊彦君） それでは、第3問目に移りたいと思います。

町営住宅についてであります。この間、町の町営住宅の方から相談が寄せられましたので、ちょっと住宅を現地に行って確認をしてきたところではありますが、相談が寄せられたのは、西嶽団地であります。西嶽団地は、北側に2階建ての長屋形式、南側に平屋の連棟方式ではありますが、問題だと思ったのは、北側の2階建ての38戸あるんですかね、の町営住宅であります。相談が寄せられたのは、高齢の夫婦がこの2階建ての住宅にお住まいであったわけですが、2階から雨漏りがして2階はとても使えないと。高齢になって、この年になって引っ越しするのは本当きついと言われております。団地を現地で見ますと、4棟連続の長屋で1軒しか入ってらっしゃらない。あと3軒は空き家と、その隣の6棟がつながっているところでは、半分の3戸しか入ってられない。そのお隣の6戸連続のところも半分の6部屋あるのに3戸しか入っておられないという状況でありました。これはやっぱり普通ではないわけですね。この西嶽が建て替えだからそこから転居された、空き家できたらもう建て替えとかそういう方針が決まっているのであればもう空きが出たらもう入居者は募集しないというのだったらわかりますが、そういう方針は全く示されていないのが問題だと私は思ったわけでありまして。

そのほかですね、町はその修繕を要望してもなかなか応じてくれないと。何ですかね、要望は聞く

けど、それっきりと。空き家がどんどん増えて、自分たちもいつの間にか取り壊しで追い出されるのではないかという不安があるという声が聞き取りの中で明らかになったわけであります。

町のこうした町営住宅について、公営住宅等長寿命化計画というのが平成26年の2月に策定がなされております。もう7年前になりますかね、4年、やがて7年だと思いますが、この長寿命化計画は、5年区切り、それから10年先を見通して計画が立てられているはずですが、ところが、この計画を立てた2年後に熊本地震が発生しているんですね。ですから、この町営西嶽団地のこの2階建ての2階の軒裏、外側の軒裏のモルタルが落下して、どうも今年修繕をしたようではありますが、2階の軒裏のモルタルが落下するというのは重大事故ですよ。そして、簡易な鉄筋ですけど、雨漏りをするなんていうのはもう言語道断ですよ。先に中学校の雨漏りが問題になりましたが、人間が住んでいる住宅がですね、雨漏りをする。その方は、そのほかの住宅にどうも引っ越しを勧められたみたいであります。町が本来計画を見直すべき、方針を示すべきであったにも関わらず、そうやって望まない引っ越しを強いられた人たちがいるのではないかと思うわけです。熊本地震のあとに、町の都合によって転居された方がいるのではないかということをお答えを願いたいと思います。

そうであるならば、例えば、熊本地震ではですね、仮設に行かれた方は引っ越し費用は10万円、それから、その他20万円、30万円ほどの補助があったわけです。ところが、この方々については、町の都合によって引っ越しをせざるを得なかった人については、何の保証もしないでいいのかということが疑問でありますので、お答えを願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員のご質問に対しまして、大変入居者の皆さんにご迷惑をかけておることにつきまして、大変お詫びを申し上げたいと思います。

町営住宅関連等につきまして、令和元年から2年度にかけて災害公営住宅を4団地を建設しまして、大津町全体で20団地の町営住宅がございます。ご指摘の西嶽団地は昭和46年度から建設されており、町営住宅の中でも古い方の住宅となっております。経年劣化とともに、外壁等の損傷があり、入居者の安全の確保のためにも応急修理を行ってきております。

入居者の方についても大変お世話になり、20年以上住んでおられる方も多く、高齢者の方も大変多いということから住居に関しての不安、あるいは安全な面についてもしっかりと取り組んでいかななくてはならないと思っておりますので、その辺につきましては、担当のほうでしっかりと相談や意見聴取に取り組んでおるといふふうに思っておりますが、ご指摘の点を重々に受け止めながら、その件につきましては、また担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の質問に説明をさせていただきます。

西嶽住宅は、昭和46年度から48年度に平屋が46戸、また、昭和48年から50年度にかけて2階建てが38戸建設をされております。法定耐用年数が平屋建てが30年、2階建てが45年となっております。令和2年度現在では、その耐用年数が経過している状況でございます。2階建てにつきましては、議員がおっしゃいましたけども、平成26年度から新規の入居は停止をしているところ

でございます。平成12年度から平成16年度にかけまして外壁、屋根のコンクリートの老朽化に伴いまして、入居者、通行車等の安全確保やコンクリート片の落下防止のために、令和元年度から本年度にかけましても補修を行った状況でございます。

熊本地震以降の転居でございますけれども、その方々は施設入所、または家屋の新築が主なものでございます。また、熊本地震の影響や雨漏り等によりまして転居をですね、希望されている入居者につきましては、広く相談を受けるようにしているところでございます。議員が言われました、入居者ですね、意に沿わない転居を強制されるのではないかというようなご心配もあるかというふうにお聞きしておりますけれども、こちらにつきましては、平成26年度2月に作成しました大津町の公営住宅等の長寿命化計画につきましては、西嶽団地につきましては、用途廃止等の記載もございませんので、今のところ廃止の方向ではございません。そのために今現在も入居者の安全確保のためにですね、修繕を行っているところでございます。

今後ですね、修繕や入居者の困りごと、また、今後、来年度以降ですね、大津町の公営住宅等の長寿命化計画の見直しもございますので、見直しの際には、今入居されております入居者の方々のご意見をですね、十分お聞きしながらそういった長寿命化計画についてもですね、作成していきたいというふうに思っております。

先ほど議員のほうからお話ございました、入居者の方の2階から平屋に移されたと、引っ越しされたということも聞いておりますけれども、そちらの方につきましては、2階の天井が落下したというようなことで引っ越しをやりたいと、平屋に移りたいというような申し出がございましたので、対応をさせていただいたというような状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 人間の住まいですからね、町営住宅というのはですね。家賃が安いから修理をしないと、修理をけちるとかそういうことがあってはならんわけですね。まして、雨漏りで天井が落下するような事態まで放っておくこと自体が問題だと、反省してもらわないかんと思うんです。長寿命化計画は5年区切りで見直さないかんというふうになっておるわけです。それがもう7年でしょう、7年ですかね。ですから、不安に思っている皆さんにですね、何ていうかな、もっと親切に対応して、意見を聞いていただきたい。

それから、ちょっと問題は、募集は住民福祉部で、住民課ですかね、やっていますけど、修理とか、その建物の安全性とかは都市計画課でしょう。どうも魂が入っていないんじゃないかなと思ってですね。本当に入居者について真剣にですね、安全か、快適に過ごしてもらっているか、何か困っているところはないかというところがですね、一元的に相談して対応していただきたいと思うんですけど、縦割りで、住民課では募集もしていないということですが、ここは住民の皆さんときちんと話し合っ、方向性を示していただきたいと思うんですけど、どっちが対応するのかな。対応の時期についてお答え願いたい。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 縦割り行政の話だと思いますけれども、今庁舎ができておりまして、新たな

庁舎に向けて組織をどういった形でやり直したほうがいいのかというのを、今たたき台をつくっております。その中で今おっしゃったような件については、十分検討していきたいというふうに思っております。

○15番（荒木俊彦君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩をします。11時10分より再開をします。

午前10時59分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） こんにちは。一般質問を行います。「物言わぬは腹ふくるるわざなり」という言葉がありますけれども、いらんこと言わんけりやですね、いろんないいことがあるというような話になるかと思うんですけれども、私のほうはなかなかそういうことができませんで、言わんでいいことを言うてしまわないかんわけなんです。ところが、それで腹がふくるつかというと、ふくらむはずはないんですが、ちょっと最近腹が出てきたなというところですね、あまり前振りにならんかったな、すみません。質問に入っていきたいと思います。

この問題につきましてはですね、9月の定例会でも同僚議員からの一般質問がありました。今回、会議録が出ましたので、改めて確認したんですが、やはり十分な説明ができているとは思えません。私からはこの問題について、より質問項目を具体化してお尋ねしたいと思います。

なお、具体的な質問項目は通知しておりますので、無関係な話はもう省いてお答えいただきたいと思っております。

通告のほうがですね、先般の土地売却について道理を尽くす説明を求めると。先般の町有地の売却については、まだ多くの疑義が残る。不合理な土地価格の算定や本来必要な書類や記録がないなど、意思決定の経過が不明瞭で、矛盾した説明があるというようなことになっております。

項目大きく3つあります。（1）（2）（3）とありますけれども、まず、（1）（2）について確認をし、その後、（3）についてお尋ねをしたいと思っております。

質問に入ります前に、まず基本的な認識として、この話題になります社会福祉法人ですけれども、町の福祉事業に本当に大きな貢献をしておられます。また、利用者にはしっかりサービスを提供しておられますので、このことについてもしっかりと感謝をしたいと思っております。当然、この法人を非難するというような意図は全くなく、あくまで私が申し上げたいのは、町がこの売却についてどのように事務をとってきたのかについて、私が不適当と考える点について議論をしたいと思っております。これがまず前提でございます。そのことを踏まえてですね、お答えをいただきたいと思っております。

資料をお配りしてございますが、A4横の資料をごらんください。

まず、経緯というのが書いてございます。これ平成25年の12月から始まる経緯になりますけれども、そこに関係者が書いてあります。Aという社会福祉法人、Bという建設会社、Cという商事会

社、この3つですね、関係者がおられるわけです。なるべくABCでお話したいと思います。もし口が滑った場合は、そこは訂正していただきたいと思います。

経緯全部を説明したいとこなんです、時間もございませんので、ここはしっかりとごらんいただければいいのかなと思うところです。

まず最初にお尋ねするのはですね、経緯でいうところの27年の12月のところになりますけれども、ここですね、土地の貸付についての説明がありました。この中で不動産鑑定は実施していないと、行っていないという答弁があったんですけども、実際にはその前の11月の段階で不動産鑑定は行われております。この点につきましては、9月の質問にもあったんですけども、そこではですね、説明が、「ではないかと思っている」という推測を述べられているだけで、事実確認をした様子がございませんので、そこについて今回は正確な説明をお願いしたいと思います。鑑定の可否を含め、それまでかなりの議論があったはずなんです。決裁行為もきちんと行われております。

そういうことを考えれば、鑑定が行われていなかったと説明されることはあり得ないということになりますので、そういう意味で、ちょっとこの虚偽という非常に強い言葉使っておりますけれども、この誤った虚偽の答弁について、その理由をお尋ねしたいと思います。

次に、鑑定の内容についてです。これちょっと細かい話になりますので、しっかりと資料のほうを見ながらですね、お話ししないといけないんですけども。鑑定を行われたのは、大手で非常に実績のある会社でして、自治体からの依頼も多いと聞いております。鑑定書そのものは信頼できると思いついて、非常にガイドラインにしたがったですね、手順を踏んだものでありますが、ただ一つ不自然な点があります。それがですね、この個別的要因というところの話になるんですが、資料右側の不動産鑑定評価書を読み解くというふうに書いてあるところです。ここの中の一番上、標準的使用の判定というのがあって、これはあとで説明いたしますが、近隣地の特性等から画地規模約1千㎡程度の低層店舗の敷地と判定というような、いわゆるコンビニをイメージするような使い方ですね。これが標準的指標だということになっているわけです。

それに対してその下ですね、鑑定評価の方針と結果。鑑定士さんは、まずこの3つの方法、(1)(2)(3)の3つの方法で大体の土地の金額を調べます。そして、その調べた金額をもとに調整をする。その調整というのが個別的要因格差率という調整がありまして、それに基づく対象地の評価額が決まってくるわけです。

まず、この3つの標準的な価格の算定については、3つの金額が出ておりまして、2万8千円、2万1千円、2万9千300円と、大体これは話としてはあっているなという判断を鑑定士さんはされて、標準的なこの土地の価格というのは、1㎡2万7千900円であるというような判断をされたわけです。そして、それが個別的要因、土地の特徴、特性によってどのくらい下がったり、上がったりするんですけども、下がっているのかというと、その0.37倍だと、4割以下までですね、下がって2万7千900円の価格としていたけれども、個別要因によって1万300円まで下落するというような判断をしているわけです。じゃあ何でその0.37倍になるのかというと、5つの要素がありまして、規模、間口、奥行、形状、法地というこの5つですね、基準の中で、特に要因として大

きいものが土地が広すぎる、これで4割引になります。入口の道路が狭い、これで2割引になります。前面道路から遠いというの、これで1割引ですね。これだけかなり減っているわけですが、トータルでこれが0.37になってしまうというところなんです、しかし、どうでしょう、これ想定したのはコンビニとして使った場合にこうなりますということですね。コンビニのような使い方した場合ですね。本来、この土地の売却の目的というのは、老人ホーム、あるいはグループホームをつくることで、それなりの土地の規模というのは必要なわけですね。ところが、このようなおかしな前提の基に不動産鑑定がなされていると。それについて国交省のほうが出しております不動産の鑑定評価基準というのが下に載っております。ちょっと色を付けておりますけれども、これ下のほうをちょっと見ますかね。標準的使用の用途と異なる用途の可能性が考えられる場合ですね、こうした場合には、それぞれの用途に対応した分析を行うというのがルール、ルールというか決まり事なわけですね。今回の場合、標準的使用の用途とは異なる用途なんですね、コンビニとかではないから。そうすれば、それに見合った判定の仕方をしなければいけなかったはずなんです。広すぎるとか、入り口の道路が狭いとか、前面の道路から遠いとかですね、そういったことが価格を下げる要因となっておりますけれども、本当にそうだろうかということですね。確かに、コンビニをつくるには広すぎると思います。しかし、この施設には必要な面積なんですね。居住型の施設をつくるわけです。店舗のように頻繁な車の出入りは不用なわけですから、入り口が狭いとか、入り口の道路から遠いとか、あんまり関係ないんですね。また、奥行きがあることについては、むしろ国道から離れるわけですから静かというメリットがあるんですね。これは非常に実態とかけ離れた鑑定の仕方になってしまったということなんですね。

それについてちょっと説明を求めたことがありますが、その際、この鑑定にあたっては、土地の売却の目的等は踏まえずに、フラットな状態で鑑定を求めたというふうな話を聞きました。しかし、この鑑定士さんは、国交省のガイドラインに沿って仕事をしていく上で、必ずこれ用途は何ですかということ聞いたはずなんです。それをもし聞かれてないとしたら、その鑑定士さん何で聞かなかったのかというのはあるんですが、通常は聞くんですね。それに対してフラットな状態でという指定をしたとしたら、その意図は何なのかということですよ。

2つ目の質問としては、なぜ土地の用途を踏まえた土地鑑定としなかったのかというのが2つ目の質問になります。

続きまして、資料のほう裏面に移ってください。

不明瞭な点や矛盾点とあります。このうち、①のところですね、不動産鑑定以前の町の評価額はどようだったのかということが書いてあるんです。これは説明ではですね、町の不動産鑑定と法人の不動産鑑定の価格に大きな差があったという発言があっているんですが、実際には町の不動産鑑定を行ったのは、賃貸借の契約のあとですので、賃貸借の説明の中でこれが出てくることはあり得ないんですね。ということは、ここで言う鑑定額というのは、実際に正式な鑑定ではなく、それ以前の町の評価額が存在したということを表すと思います。この鑑定以前に町の評価額はどようだったのかということですね。

通常ですね、この売買の前、経緯にありますように、平成25年から売却を前提としてお話をしているわけですから、この時点で一定のですね、金額というのは出てなきゃおかしいですね。それがあつたからそれがなかなか折り合わなかったというようなことはあるかもしれません。それがあつたから公募とかですね、申請とかいうステップに進めたんじゃないかということになるわけです。当時、まだ不動産鑑定をしていないとすれば、その価格というのは、町が考えていた価格というのは、町の常道として固定資産税評価額をもとにするはずですね。

そこで3つ目のお尋ねが、不動産鑑定評価以前の町の固定資産の評価額はどやったのかということですね。

それから、先ほど公募の以前に一定に価格についての合意があつたのではないかということをお申し上げましたが、これにはもう一つ理由があります。

これはAが申請した、公募に対して申請した書類があるんですけども、その土地の取得について、町の同意を得ていることを示す同意書というものがあるんですね。資料の下のほうに同意書のコピーを一部載せていますけれども、ところが、この同意書にはですね、売却額についての記載がないんです。金額そのものを書くということはないのかもしれませんが、少なくとも別途協議して合意するという程度ですね、記載はあつてしかなるべきではないかなと思うんですね。なぜないのかなというところを思うところですね。

ただ、この点につきましてはもう一つ見方があります、それでは、Aの側ですね、社会福祉法人側はこの売却希望、購入希望額ということになるんですかね。金額をどの程度と見ていたのか。これが資料の③になります。これは申請書の中に書かれている金額です。老人ホーム分とグループホーム分がありますが、事業計画の概要書では、これ実際に土地として一体と見ていますので、老人ホーム分にまとめてあるんだと思いますが、用地取得には4千620万円、土地取得のための資金として3千万円程度を見ていますというようなことが書かれているわけですね。そうすると、この4千620万円というのは一体何なんだろうかという話になってくるわけです。もちろん、この資金計画との金額が違うというところもあるんですけど、通常であれば事業計画のほうを重視すべきところだろうと思います。つまりこの4千620万円というのがA社会福祉法人が想定していた土地の購入額と思われるわけですね。実際の売却額が約4千500万円ということで、非常に金額も近くて、むしろこれに寄せていったのではないかなというふうに思えるところもあるわけです。

この金額が売却された申請書と同意書と2つが揃えばですね、Aは、その金額を実際の売却額と見込んでいたと考えるのは当然ではないかと思うわけです。もしそうでなければ、申請を審査する段階で計画の土地取得費が町の考えと大きく異なることについて、それが課題になったはずなんです。それについては、事業者選定の評価委員会の議事録を確認していただくように事前をお願いしております。

そこで④の質問ということになりますが、公募への申請をする際、計画に含まれている土地取得額の見込みについてどのように審査委員会はですね、評価されましたかということですね。これが4つ目です。

ここまでですね、売却金額のことをいろいろ言ってきたわけなんですけれども、以前にも申し上げましたが、私はこの金額について売却先が社会福祉法人であればこれほど問題視することはありませんでした。それは社会福祉法人の制度において、土地の持つ意味が民間のそれと全く異なるからです。むしろ、恐らく町はこの金額にしたことについて、売却先が社会福祉法人であることを根拠としていたのではないかと考えているところです。しかし、売却先は社会福祉法人から商事会社に変更されました。そうであれば売却額を見直すべきだったと考えます。町も売却先の変更に最初は難色を示したようだというふうに、難色を示したというような説明がありましたが、それは当然のことですね。平成25年から6年以上交渉してきた交渉相手がいきなり変わるということは非常に異常な申し出なんです。

そこで、この売却相手が変わった経緯について確認をしたいと思います。

資料の④ですね、どのように売却相手が変わり、なぜそれを承諾したのかということです。

通常、自治体が所有する普通財産の土地を購入する際には、購入希望の申請書を提出し、話がつけば自治体はそれに対する同意書を出します。そうしなければ、なぜその土地を売ったのかという理由がわからないからです。しかし、今回は交渉の途中での変更だったからか、そうした書類はありません。

では、先方が売却先を変えて欲しいと、AからCに変えて欲しいと申し出をされたのはいつなのかということですね。それを言ったのはA法人なのか、C商事なのか、そうした記録が記載された、いわゆる折衝記録が残っていないかを確認しましたが、それもないと言われます。

また、交渉相手はどちらの組織にも立場を持つ人だから、どちらの申し出か判別はできていないというような説明も受けました。そして、その経緯を記録するものはないということですので、つまり、だれが売ってくれと言ったかさえもわからないままに、町の、町民の財産を本来の価値から大きく減額して売却したということになるわけです。

6月の議会では、もし住民監査請求が出たとしても説明できる根拠は全部揃っているというふうに答弁をされております。行政にとって、根拠とは口先だけの話ではなく、文書のことです。その文書がない。C商事が土地を売却してほしいという申請をしたことなどのことをどの根拠をもって説明することができるのでしょうか。記録を残すと、これはこのような事案に対応する上で常識なんです。折衝記録というのは大事なものです。ところが、それを残さずに仕事をしているとすれば、仕事の仕方がおかしいというしかありません。この普通ならあり得ない急展開がなぜ行われたのか。記録がない中でのことだとは思いますが、この売却先が変わった経緯について、また、それをなぜ承諾したかについての説明が必要です。

質問の5項目めになります。

いつ、どのような立場の人がどのように申し出たのかと、いつ、だれが、どのような理由でそれは承認すべきものだと判断したのか。町として判断した根拠を明確にお答えいただきたいと思います。

次に、資料⑤番になります。

A・B・Cの3社の関係をどう捉えているかということですね。A・B・Cがグループ一体となる

事業展開をしているから、今回は経営上の判断で云々と説明をされております。先方の経営上の判断になぜ付き合う必要があるのかと。そもそもA・B・Cの関係は、ただの同族経営の会社がグループになっているというだけにすぎません。この一体的に何とかというのをですね、どのように受け止めておられるのかということです。

質問の6つ目になりますが、3社の関係をどのように受け止めているのか。公の支配に属する社会福祉法人が自由な経済活動を行う民間会社と一体的に運営されるということをどう考えるかということです。

そして、ここで説明がされました。売買ができない場合には、ちょっと読みましょかね。土地の一体的利用もできなくなり、社会福祉事業の運営に支障を来すと考えております。地域に根差した事業を行ってこられ、町の福祉政策にもとって痛手となります。また、雇用の面や入居者についても心配されます、という答弁がなされているんですけども、この痛手となりますとか、まず、考えておりますというのは、だれが考えているのかですね。町が考えているのか、それとも先方がそのように言ったのか、この主語がはっきりしておりません。それから、痛手となりますとか、雇用の面や入居についても心配されますとは、具体的にどういうことなのかということですね。そして、それが本当に事実なのかということです。

これは売却先ですね、変更の理由として説明されたものであって、言うならばウルトラC級ですね、変更なんですけれども、その根拠となっているわけです。これを合理的に説明ができなければ今回の土地売却の根拠はなくなってしまいます。

長々とお話しましたので、前の話を忘れたかもしれませんので、質問7つ整理いたします。

- 1、土地鑑定は行っていないと虚偽の説明をした理由は何か。
- 2、なぜ土地の用途を踏まえた土地鑑定としなかったか。
- 3、不動産鑑定評価以前の町の固定資産の評価はどうだったのか。

それから、4つ目、公募への申請をする際、土地取得額の見込みについてどのように評価したか。

5番が、売却先の変更について、いつ、だれが、どのように申し出、いつ、だれが、どのような理由でそれを承認すべきものだと判断したのか。

6つ目が、3社の関係をどのように受け止めているのか。公の支配に属する社会福祉法人が自由な経済活動を行う民間会社と一体的に運営されることをどう考えるか。

それから、7つ目が、売却ができない場合は、何とか云々で考えておりますという、その主語はだれか。あるいは、痛手となります雇用の面や入居者についても心配されますというのは、これ具体的に何を意味していて、それは事実なのかということです。

この7つの質問につきましては、事前にお知らせしておりますので、端的にお答えいただきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員の先般の土地の売却についてのご質問でございますけれども、これまで議会の委員会においても十分ご審議いただき、また、本会議におきましても十分な議論をいただい

たものと考えております。

土地につきましては、平成27年10月から5年間の賃貸借契約を結び、また、土地の売却についても交渉を行ってまいりました。

今回の土地売却にあたっては、不動産鑑定額をもとに売買契約を交わしております。

また、売却先につきましては、多角的な経営を行っている企業であり、経営戦略の一つとして土地等の財産管理を行っているグループ企業と契約を行いたいとの申し出があり、売却したものであります。

詳細につきましては、また担当のほうから説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 通告に基づきまして、今、7点ご質問あっておりますけれども、関連するご質問についてはまとめてお答えするような形でお答えしますので、ご確認いただきたいというふうに思います。

先般、売却を行いました土地に関しましては、売却金額の基礎とするため、平成27年度に不動産鑑定を行っております。

この不動産鑑定の条件といたしましては、売却の際の参考とするという目的を付した上で、土地全体の形状や間口の状況等を含めて不動産鑑定士に鑑定していただいております。

また、先ほど話がありました、27年の12月の定例会におきまして、近隣の貸付事例を参考に賃借料を算定したというような説明をさせていただいております。当然、不動産鑑定等の中身につきましては、いただいた時点ですすね、あがってきた時点で詳細な検証を当然私ども行いますので、そういったところもございまして、当時は近隣の貸付事例等を参考に算定をさせていただいたということになります。

不動産売却の際の一つの目安となります周辺の固定資産評価額につきましては、売却地周辺の宅地について調査をしましたところ、おおむね1平方メートル当たり1万円程度の評価額となっており、不動産鑑定額1万300円ということになっておりますので、大きな乖離はないものと考えております。

また、今回の売却に際しまして、社会福祉法人との契約ではなく、関連のグループ会社に売却を行ったという件につきましては、売却の交渉におきましてグループ関連会社との契約の申し出があったところでございます。親族で多角的な経営を行っているグループ会社でもあることから、協議を重ねまして、30年間の使用貸借の契約、それから、第三者への譲渡の際の制限を付して契約を行っております。

また、令和2年の6月の定例会の中で最後におっしゃいました、総務委員会において「売買がもしできなければどうなるのか」というようなご質問の中で、「売買ができなければ、社会福祉事業の運営に支障を来すと考えております」ということをお話させていただいております。具体的に何を意味するかということのご質問ですが、これ、土地の賃貸借契約につきましては、令和2年9月の末で完了したものですから、その後、土地の売買ができないとなると、いわゆる経営の安定という視点から

見ても、土地の売買ができないには、そういった観点から福祉事業を進めていく上で、運営に支障を来すことになるということで、お答えを私のほうでしたところでございます。

今後につきましては、これまで以上に財産の適正な管理と公平公正で透明性の高い有効活用を行ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（佐藤真二君） 1番のがまだ答えていただけてないです。一番最初の土地鑑定は行ってないという説明をした理由についてお答えください。

それから4番目もですね。4番もですね。

○議長（桐原則雄君） 1番と4番。

○総務部長（藤本聖二君） 1番の不動産鑑定を行っているということの話ですけども、不動産鑑定につきましては、11月の24日付で不動産鑑定はいただいております。その中で、不動産鑑定書をいただいて、内容のほうを精査するというような時間がありまして、恐らくそういう中で12月議会も開催されておるかと思えます。

ある程度並行していく中で、最終的に不動産鑑定は11月24日出てますけれども、その内容を精査中ということで、当時の参考にできるものにつきましては、近隣の不動産の評価額ですね。その表を参考として、金額の設定をしているというようなことで、当時はそういったことでお答えしているかとは思いますが。

○6番（佐藤真二君） 行ってないって説明したんですよ。行ってたんでしょう、やってたんでしょう。

○総務部長（藤本聖二君） えっとですね、11月の24日付で不動産鑑定は行っております。ただ、示すときにはですね、当然、我々11月24日いただいて、その内容を精査して、それがきちんとした形で出てきているかどうかというのをですね、それを皆さん方にお示しするということですので、その時点ではきちんとした形ではできなかったということで理解はしております。

○6番（佐藤真二君） 4番。

○総務部長（藤本聖二君） 4番はですね、介護事業についての公募ということの中で、事業計画の中でそういった金額が土地の評価額と造成費が出ておりますので、そういったことをお話されたと思います。それについては、審議会の中で十分議論して、その内容については、事業者のほうで計画を立てられたということで理解をしておるところです。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） お尋ねしたことにはきちんとお答えにはちょっとになってない部分もかなりあったのかなと思うんですけども、金額のことはですね、ちょっと休憩しましょうか。

○議長（桐原則雄君） じゃあしばらく休憩します。11時45分から再開します。

午前11時37分 休憩

△

午前11時45分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） まず、1回目の答弁をいただいたところですが、まあちゃんとしたお答えはほぼいただけなかったのかということになります。あんまり金額のことはですね、私も深く言いたくはないんですが、一つだけちょっと申し上げますと、近隣地の参考額が1万円程度ということをおっしゃられました。この質問にあたりまして、近隣地の固定資産税の評価額を教えてくださいということで、4カ所について資料をいただいております。4カ所で平均で1万400円になりますかね、大体。平均で大体1万400円ですね。これが土地価格のこれは固定資産税評価額ですから、0.7倍程度ということになりますので、逆算すれば土地価格は大体1万5千円程度になるんですね。多分この状況からして、こういう質問があっているという状況からして、安めに評価されているところを選定されて私のほうにはいただいたと思いますので、それでもですね、1万300円という金額からはかけ離れているんです。

もう一つ言うんですね、平成27年の12月の定例会の質問、賃借料についての説明の中で、あのあたりは㎡当たり196円から210円の金額でしたということが固定資産税の課税額ですね、が書いてあります。平均でですね、これ200円だとして、中間を取ってですね、200円程度として算定すると、これ逆算するとですね、これが1.4%になります。100%に戻して、さらに0.7、それが0.7に相当すると考えた場合に、大体2万円程度になるんですね。

そういえばもう一つあったな。もう一つ言うと、町の固定資産台帳、以前もお話しましたが、これは算定根拠ははっきりは聞いておりませんが、一応2万4千100円程度の評価があります。金額として一番安いものでも1万5千円、高いものと2万4千円、間でも2万408円というような計算になっておりますので、これからするとやっぱり1万300円というのはちょっとかけ離れた数字だなというふうに考えざるを得ません。ただ、申しましたように、この金額はあくまで社会福祉法人向けの価格というふうに捉えた場合ですね、私はもうそれはそれでやむを得ないのかなと思うところはあります。ただ、それがやはりその変わったところですね、記録は一切ないというような話ですね。

その中で、私、具体的に一体的に運営されることをどう考えるのかという質問をしたんですけども、相手は一体的にやっているようですよ、その経営上の判断ですよというコメントしかいただかなかったわけです。つまり、質問に対して、質問したことを前提にしないでお答えをいただいているということで、これ非常に不誠実な答弁ではないかなと思うところです。そもそもその相手の経営上の判断になぜ付き合う必要があるのかということなんですね。そうしなければ、一体的な土地利用ができなかったりなんたらというような説明がありましたけれども、それについても繰り返されただけで、それが具体的に何を意味するのかということについてもお答えはいただけませんでした。一体的な土地利用で、この場合、考えられますのは、あそこ一体で運営されています福祉事業全体のことを言われるんだと思います。その中に、なぜ売却できなければ困る、あの中には、今回の施設のある土地の中にも賃借されている土地というのがあるわけなんですね。45年間ということですが、ですから、別にこれ無理に売却しなくても、事業が継続が一体的な運営ができないという根拠はない

んですね。その社会福祉法人の運営がやりにくくなる、福祉事業の運営がか、運営に課題があるというようなことも言われましたけれども、そこについてもそれが具体的に何を意味するかということはおっしゃられませんでした。この法人は非常に資金的にも潤沢な資金を持っておられますし、経営上も何も問題はあります。そもそもこの2つの施設というのは、地域密着型ですので、町が管轄するんですね。町がその経営を見ているはずなんです。そこの経営が危ういかもしれない、それを町が認める。どういうことなんだということなんですね。

指摘しました点について、もう一度お答えをいただきたいということと、こういったふうですね、きちんとお答えいただけないことがたくさんあるということは通常とは言えない判断が繰り返されているということなんです。その原因、要因をどのように考えられるかというこの通告書でいうと、(3)の部分ですけれども、ここについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 大きく2点、そして、それからもう1点、最後に3点あったかと思います。

まず1点目の固定資産の評価につきましては、これはもうおっしゃいますように、固定資産税を課税する上での評価基準ということで、その評価額を先ほど申し上げたところでございます。

土地の評価をするにあたって、売却をするにあたってですね、不動産鑑定をやりますけれども、これにつきましては、不動産鑑定の資格を持った方が不動産の鑑定基準に基づいてされたということですので、その結果が㎡当たり1万300円ということで申し上げたところなんです。それにつきましては、当然、間口であったりとか、形状であったりとか、奥行きであったりといろんな補正がかかりますので、そういった形で不動産鑑定士さんがその土地を見ていただいて、そういった評価をいただいているということで確認をしております。

それから、2点目のですね、一体的な土地利用ということのお話だと思います。

親族で経営されておまして、一つ、建設業、それから不動産業、そして社福の事業ということで3つやられております。やはりそれぞれその社福は社福としての公共性を持ったやり方もありますし、あるいは、株式は株式会社の利益を出すということのやり方もあるものですから、そういったことがそれぞれのいいところを活かすことによって、それぞれ3社が一体的にやることによって、より安定した経営に結び付くのではないかとということで申し上げたところでございます。

それから、3点目の当初からこれまでの考えられないような判断ということですが、いろいろなその我々その判断をしていくにあたっては、庁議ということで、庁議システムを入れておまして、最終的に部長級と三役の中の会議の中で町としての意思決定をします。そういった形で、これまでも大きなターニングポイントについては、それぞれそういう庁議システムの中で意見を集約して、課題を整理して、最終的な判断を庁議の結果として、庁議の結果として交渉を続けてきたところでございます。

その中で、やっぱり考える上では、町にとってどうなのか。そして、町民にとってどうなのか。そういった視点の中で判断をしてきたところでございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 金額のことはもうこれ以上は申しません。ただですね、おかしいと言われたんですね。商事会社と建設会社と社会福祉法人が一体になって、そして、社会福祉法人は社会福祉法人としての活動を、会社は会社として利益を上げる活動と言われたんですけども、今回、ずっとお話してきたのは、社会福祉法人の事業に対してこの土地を売却するということが目的だったわけです。それが利益を上げてもらったら困るんですよ。社会福祉法人だったら非営利なんです。ですから、そこで利益が上がるような仕組みに変わってしまうというのはおかしいんですね。最初に申し上げましたように、社会福祉法人にとっての土地と民営の企業、営利企業にとっての土地というのは意味が違います。一旦、社会福祉法人の土地になったものというのは、ずっと福祉事業に用いられる。あるいは、国、自治体に返納される場合というのはもちろんありますけれども、そういう性格を持つものなんです。それに対して、営利企業に渡った土地というのは、その土地で福祉事業が行われなくなった状態においては、ただの土地資産にすぎなくなってしまうんです。その違いがきちんと踏まえられてないということで、私はおかしいということを申し上げているわけです。

ですから、そこでなぜその営利企業の景気を考えてあげなきゃいけなかったのかなと、そこが非常に疑問に思うところでございます。

それから、町民の利益ということをおっしゃられたんですけども、確かにですね、ここで売却をしなければAの経営が成り立たないとか、あるいは、その社会福祉の活動に影響が出るとか、それが本当のことであれば、それはそれでですね、町民の利益かもしれないです。しかし、私が見た法人の貸借対照表はそうになってないんですね。きちんと利益も上がっています。繰越資産もどんどんどんどん増えていっています。ですから、そもそもその経営を心配する必要というのはなかったんです。しかも、そのことは町は知っていたはずなんですね、監督しているわけですから。

先方の経営上の都合という説明はですね、町民の利益じゃなくて先方の利益です。町民の利益を確保するために積極的に折衝してこの結果になったのなら、それはそれで構いません。しかし、一つ一つの段階できちんと検討を行わずに、先方の主張にずるずるとあわせていった結果じゃないのかなと考えるところですね。売却ができましたという結果だけをもって町民の利益とは到底言えるものではありません。

この売却にいたるプロセスにはですね、瑕疵があったと言わざるを得ないんです。それを町民の利益と言い募ってごまかそうとしちゃいけない。それは不誠実です。仕事の仕方が悪かったということなんですね。それを町民の利益云々と言いつつするのはできない。ルールをつくらないこと、記録を残さないこと、きちんと調べないこと、その結果がこういうことになったわけです。単純に言えば失敗したということなんですね。「過ちと改めざる、これを過ちという」言葉があります。行政が間違いがないなんて、今時だれも信じておりませんし、それを期待もしておりません。過ちもあるでしょうから、それを認めて改善することが本当の町民の利益だと指摘しまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時57分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして、一般質問を行います。今回、2点質問をあげております。2点あげておりますが、この2点はリンクするものであります。

まず、1問目からいきたいと思います。

任期中最後の議会になりましたので、町長も退任をされるということで、こう厳しい指摘ばかりではなくてですね、これからの大津町、そして希望を持てるようなそういったですね、建設的な議論を町長とやっていきたいと思います。

今回の質問の1点目ですけれども、我々大津町としても、ほかの自治体にはやっぱり負けたくないなど、やはり現状を強く認識しながら町の運営をやっていかなければならない。一步先行く自治体とはどういうものかというものを考えてみました。

実際、菅政権が発足しましたが、やはり政権が変われば、前はアベノミクスと、今回は菅ノミクスという形でやはりいろんな目玉の政策を出してきます。菅ノミクスというものを最近よく耳にしますけれども、実際、菅政権が発足しまして、4月と5月に策定した経済対策あたりの事業規模は合計で230兆円にのぼっておるということです。そしてまた、最近では、さらに73兆円という追加をするという話まで出てきました。そして、目玉としている成長戦略の中に、大体3つに分かれておりますけれども、グリーン、デジタル、コロナ対策ということであります。ですから、そういったその目玉の政策に対する予算の配分がされるということは、もう明白な事実でありますから、それを具現化するのが税制改革であります。明日、10日ぐらいには税制改正大綱が決定するのではないかとされておりまして。そういった税の配分が多分にされるころ、いうならば、町としてもそれに追従して政策をこう並べ立てて、組み立てていくというのは非常に必要だと感じます。

3本柱ということを行いましたけれども、脱炭素社会の構築ですね、新型コロナ対策、そして企業のDX、デジタルトランスフォーメーションの推進ということですね。優遇税制が主なものであるかと考えられます。

一つ目の脱炭素社会の構築におきましては、50年までに温暖化ガス排出量を実質ゼロにする目標を表明されておりますので、温暖化ガス削減につながる製品の生産設備への投資、投資額の一定割合を法人税から税控除する仕組みをつくと予想されております。その他諸々であります。

そして、また2つ目、現在、コロナ禍であります。コロナ対策におきましては、感染拡大でおしくも経済の再生で、現在、すでに行われているG o T oシリーズですね、の継続をやって経済活動を進めるということに変わりはありません。ただ、現在はやはりこのお陰かどうか知りませんが、コロナがまた第3波ではないかとされておりまして。

そして、3つ目のDX、デジタルトランスフォーメーションということで、この推進におきまして

は、コロナ禍で浮き彫りになりました官民のデジタル化の遅れを取り戻すよう投資を誘導する税制改正が探られております。

世界各国がしのぎを削りますグリーンとデジタル、日本が今後世界で優位な立場に立つことができるか勝負どころではなかろうかと思えます。

我が自治体におきまして、菅ノミクスとともに政策を立てていくことが必須条件であるということとは明白であろうかと思えます。その中でも、様々なご意見がいろんなところから出ております。例えば、無作為に抽出しましたこれはアンケートでありますけれども、社長さん100人辺りにですね、アンケートを調査をした結果というのがありまして、その中で意見がどういったものが多いかというのですが、規制緩和というのはやっぱり強く求められるということです。やはりその規制緩和によっていろんなものがその企業として取り組めるということを言っております。ですから、規制緩和、そして、また行政手続きのオンライン化、そういったものが上位を占めております。一般の方々のアンケートにおきましては、やはりコロナの感染再拡大を防ぐ取り組み、これに対してからが皆さん危惧されているということで一番多ございます。そして、行政や社会のデジタル化の促進、やはりここはやっぱり出てきますね。経済成長を促す規制改革、こういった形で出てきました。

そういうことを考えますれば、いろんな形で優遇税制やその国が考える産業の活性化、いろんなものに対してお金が回り始めると申しますか、国が施策としてそういったものに対して手厚いいろんな手を打ってくるわけですから、それに関連するものというものは、絶対的に波及してきます。ですから、そういうものに介して、町として何から始めるのかということです。

今回の質問の中でも、例えば、押印をなくせとか、いろんな形で書類をデジタル化しなさい、そういった意見が多々出ております。まさしくそれは追従する形ではなかろうかと思えます。ただ、今回の菅ノミクスにおきましては多岐に渡っております。そして、デジタルトランスフォーメーション、トランスフォーメーションということを考えますれば、企業だけではなくってですね、そういったITデジタルのですね、そういう恩恵を町民がすべがらく受けるような形を持っていかなければならない。役場のシステムだけではないんですね。町民の方々がいろんな形で、この第4次産業革命と呼んでいいんでしょうか、こういう状況の中で恩恵を受けるような形を我々は考えていかなければならないと思えます。

ですから、国におきましては、デジタル庁を創設されました。町におきまして、すべがらくそういったものに対応するにはですね、仮にデジタル推進室やそういったもののですね、プロジェクトチーム、または各部局においてそういった人材の配置、そういったものに取り組まなければならないと考えます。ですから、新庁舎もできます。先ほどの質問の中に、行政の縦割りというものを指摘されました。今度新庁舎に移りますときに、いろんなそういったものの機構改革、そういったものにも取り組みたいという答弁も中には聞かれました。ですから、このデジタルトランスフォーメーションにおいてですね、やはりDXを進めていくという形で、デジタル推進室、そういったものが必要ではなかろうかと思えます。これからのですね、新しい庁舎ができますから、そういった鳴り物入りでできたデジタル庁、それに追従して、町もきちんとその対応できるような体制、そういったものをつくっ

てもらいたいと思います。

1 問目は、この一步先行く自治体、こういったものをつくる。

そしてまた、新庁舎ができますからちょうどいいきっかけになってくると思います。これからの大津町の将来をつくっていくために町長はそういった希望の光を残していただきたい。そう思います。

1 問目の質問をお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の一步先行く自治体というような関連でご質問かと思えます。そして、おっしゃるように、菅政権が発足しておりまして、議員おっしゃるように、3つの柱を勧めようとしておられます。そのためにもやっぱり所信表明の中でありましたように、「自助・共助・公助、そして絆」を理念として掲げておられますので、それは自分でできることは自分で、そして、家族や地域でお互いに助け合い、その上で政府がセーフティネットとして国民を守ることが示されておられます。

そういう実現のために、デジタル庁の創設をはじめとした縦割り行政の打破や携帯電話料金の引き下げといった既得権益の取り払いなど規制緩和の推進を宣言されております。

議員のご指摘は、政権が変われば国策も変わると、国策の流れを認識して、その流れに沿った政策を組み立てていくべきということと思えますが、私もまさにそのとおりであると考えております。

そのようなことを踏まえて、これまで職員の資質の向上や人材育成にもしっかりと取り組んできたところでもあります。これからの時代の変化の中で、一步先行く町づくりに向けて、職員一丸となって取り組んでいくものと期待をしております。

詳細について、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） ご質問にお答えをいたします。

内閣総理大臣の所信表明演説によりますと、基本的には前政権であるアベノミクスの継承を理念としながら、先ほど議員もおっしゃいましたように、「新型コロナウイルス対策と経済の両立」、それから「デジタル社会の実現」、「サプライチェーン」、そして「グリーン社会の実現」、「活力ある地方を創る」など、そういったことを述べられております。

そして、先ほど町長も申し上げましたけれども、自助・共助・公助を目指すために行政の縦割り、既得権益、悪しき前例主義を打破し、規制改革を推進するというところで宣言をされております。

その中で、とりわけ新型コロナウイルス対策と経済の両立については、本町におきましても大きな喫緊の課題というふうになっているところでもございます。

ウイルスとの闘いの最前線に立ち続けられる医療や介護現場がある一方で、外出自粛等で疲弊している地域経済の立て直しが急務となっております。感染症対策と経済対策の両立が求められているところでもあります。

まさに国や県の動きにあわせて、あらゆる施策に取り組むとともに、国の臨時交付金等を活用しながら町独自の事業を推進するなど、感染症対策と経済対策のベストバランスを図っていく必要がある

というふうに認識をしております。

また、新しい生活様式を推進していくことで不可欠となっているのが、先ほどおっしゃいましたデジタル社会の実現になります。

デジタル化につきましては、所信表明の中でも役所に行かずともあらゆる手続きができる。あるいは、地方に暮らしていてもテレワークで都会と同じ仕事ができる。そして、都会と同様の医療や教育を受けられる。そういった社会の実現が述べられているところでもあります。

すでに政府は、来年の9月にデジタル庁を新設することとされておまして、デジタル改革関係法案準備室が立ち上がっております。

我が町におきましても、新型コロナ臨時交付金等を活用して、役場内におけるテレワークの推進体制の環境整備、あるいは教育現場のIT化を推進するGIGAスクール構想に関する予算を計上させていただいたところですが、今後はさらにデジタル化の推進が加速化されることが見込まれております。

その流れに乗るためにも、庁内におきますデジタル化推進体制の整備や専門知識を有する人材の活用、そして、国の施策にアンテナを張りながら補助事業等を活用したシステムの導入等を図ってまいりたいというふうに考えております。

国が示します、地方創生事業をうまく活用しながら「活力ある大津町」をつくっていくとともに、あらゆる分野におきましても国の動向、県の動向を注視しながら一歩先を行く大津町をつくってまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

流れの中にはきちんと乗っているのかなとは感じますけれども、この強調したいのがですね、DXですね、デジタルトランスフォーメーション、このトランスフォーメーションというのが非常に意味が強くて、経済産業省は、企業に対して、企業のDXという形をこうっております。ですから、企業がビジネス環境の激しい変化に対応しながら、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもとに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立することと、経済産業省は言っています。ただ、このDX、トランス、変化というか、変圧するというか、そういったものに使われますけれども、それでフォーメーションを新しく組み替えていく、デジタルによってですね。そういったことを考えれば、これを町民側に、まちづくりに振り分けていくんです。ですから、新しくこう発想が必要になりますね。国から流れ的に、国、県、町というものを、例えば、受け身として待つという方法が今までは取られていました。しかし、このトランスフォーメーションというのはですね、自分たちで考えて新しいものを作り出さないというふうに解釈したほうがよろしくないかなと思うんです。ですから、これっていうものは、実は、我々の、今現在発想にないようなものをたくさんの方々が持っておられるかもしれない。ですから、そういったものに対応する。それがですね、各部局、課においてそういったデジタルの恩恵を受けることができる。こういったものを作り上げていきたいと思いますよという

のが、大体この1問目の趣旨なんです。ですから、私が思うのが、例えば、男女の格差とかいろいろ言われますけれども、こういったものには男も女もないんですよ。ですから、女性も、男性もですけども、すべての方々が力を発揮できるのがこの分野じゃないかなということも私は考えております。ですから、この行政サービスにおいて、そういった新しい発想が生まれてですね、こちらから発信というか、もう作り上げていく。この時代の波に乗るといのは、そういった意味ではないでしょうか。ですから、ここを押さえたいんですね。そのために、デジタル推進室とか、DX室とかできないかなという発想に至ったわけです。ただ、そのデジタルトランスフォーメーションを企業が取り組むというならば、もちろんこう優位性を持って、利益を上げていくわけですから、この点についてもいろいろ自分もネットあたりで調べてみました。DXに成功している企業はどのような特徴があるのかというその文面がありまして、5つぐらいの共通点がありますよと。だからこれを住民サービスにこう変えたいんですね。企業の言うなら優位性を、DXを、成功するというのを住民サービス側に振り替えて考えたいというのが、5つのうちのですね、1番から言うと、デジタルに精通している適任のリーダーを各部署に配置している。専門職の必要性というの、先ほど言われましたけれど、まさにそのとおりだろうと思います。将来の労働力の変化を見据えて、全体的な組織能力を向上させている。これは企業いろんな風土がありますんで、いろんな考え方の一つかと思います。3番目が新しい働き方を導入し、テレワークとか言われましたよね、従業員の生産性を向上させている。経費あたりの見直しあたりもこういったことでできていくのかなと。4番目が日々デジタルツールを導入するなどして、社内をアップグレードし続けているということですね。ですから、年間、当初予算であげた。ところが、やはり補正予算というのは出てきますよね。随時対応していかなければならないということなのかなと。5番目が新しいデジタルシステムをむやみに導入せず、旧システムを見直しながら徐々に新体制へ移行させていくとあるんですね。確かにこれ5つの共通点というのは、非常にいいところをついていると思います。ですから、これをどうにか推進していくためには、じゃあ何から手を付けるのかといったときに、各部署でバラバラになるよりも、やはりどっか一つ、何か核となるものが要りはしないかなと。町長、ここなんです。やっぱり新しい機構改革をやって、システム自体を縦割りではなく、それこそワンストップサービスとか以前言っていましたよね。そういったものも今後できるようになるでしょう。ですから、そういったものを考えたときに、やはりすぐさま問題視して、それを解決していくようなそういった箇所があると思います。そういったことをして進めていくというのが順番ではなかろうかと思います。そういったことに取り組めば、恐らく、それこそ一歩先く自治体の形成がなされるのが早いと、そういうふうに考えます。

この点について質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 一歩先を見据えるということで、国と県の情報を待つのではなくて、民間のやり方ですね、トランスフォーメーション、考え方を示していただきましたけれども、要するに、企業の考え方を自治体のほうに入れるべきじゃないかということのご提案だと思います。今おっしゃったように、その中でどうするかということで、今5つのヒントをいただきましたので、その中でや

はりそれを実際に庁内でやっていくために旗を振るところが必要ですので、どこを確認するかということもきっちり位置付けて、今おっしゃったような5点も含めてですね、どういったものが取り組めるかということを検討していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。1時30分から再開したいと思います。感染予防のために換気をよろしくお願いします。

午後1時24分 休憩

△

午後1時30分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 2問目に移ります。

デジタルデバイドと情報難民という質問項目でありますけれども、デジタルデバイド、これも私も最近知った言葉でありまして、情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者との間に生じる機械の格差、個人間の格差のことだということですね。実際ですね、先ほどからデジタルトランスフォーメーションとか、デジタルデバイド、こんなこと言ってますけれども、私も得意ではありません。しかし、世の中見渡してみますれば、もうLINEだ、Twitterだ、FBだ、sMeilだという感じでもう横文字だらけですよ。実際、本当にじゃあこのライフラインをラインでつくりあげるんだと。いろんな方が言われておりますけれども、それってだれでも使えるのっていう話ですよ。問題は、そういったデジタルの恩恵を受けるのが一部の人というのがこう浮き彫りになってきたんではないかなと、私は最近考えております。

いろんなその情報誌の中では、そういったはやりといたしますか、流れみたいなトレンドですね、傾向というやつを、それをこうつまみあげてですね、言う方々というのはたくさんいます。しかし、じゃあすべからくそういったものを本当にこう高齢の方々が本当に使いこなせるのかという問題をですね、重要視しないと、本当に住みにくい世の中になってしまうのではないかなという心配で、この質問をするんです。ですから、1問目の質問とこうリンクしますよと言ったのは、もちろん流れに乗って、国がやるよといったことに追従するのは当たり前のことです。それは要点として言いました、こう国の原資をどこに配分するのか。配分するのかというのが明らかになってきたからには、それに乗るべきです。ですから、それはそれでやらなくてはならない。しかし、デバイドを増やしてはならないということです。なくさなくてはならないんですね。だから、情報難民という言葉も使っております。じゃあそれはどうやったら解消できるのかというのは、これ非常に重要な問題だと思うんです。私にもこれわかりません。しかし、じゃあ今から先、じゃあ何ができるのか考えたときにですね、新しい庁舎ができるじゃないですか。私も何かこう解決策はないのかなといろいろ考えました。本当ですね、もう自分もいろんなもの、今回の例えば、こうコロナ禍においても給付金あたりの申請やいろんなものがデジタル化されてますんで、こう入力していく。どうもこの文字が入らんとか、何でとかいうのがもう何遍もありました、実際。今も現在、たくさんの方々からそういったご指摘はいただきます。

ですから、やはりすべながらく使いやすいというわけではないという事実がここにはっきりしたわけですね。どうするのかと言ったならば、高齢者の方々からですね、もう役場に行ったっちゃわけんわからんもんなどというだけは避けたいなど。考えたのが、生体認証あたりをですね、やっぱりいち早く取り入れて、例えば、もう今だった昔みたいに指紋じゃなくても、顔認識とか、何かもう目の血管とかいうのがいろんなものが出てきているじゃないですか。ですから、きちんと登録をしていただければ、もう永田というじいさんが来たときには、生体認証をしたら、もう住所から年齢から血液型から、もうそれこそカルテまで通じているようなですね、世の中きてもおかしくないなど、そういうふうに感じております。ですから、そういった煩雑さからですね、解放してあげて、逆に使いやすいその組織形態、住民サービス体制をつくってあげたいなというふうに思います。

マイナンバーカードもですね、その個人情報漏れるんじゃないかと、いろんなもので反対する方々もおられます。しかしながら、そういった自分の思う方々には強制はできないじゃないですか。そういった方たちはもうそういった方でいいんですよ。ただ、社会的弱者と申しますか、生産活動から抜けられて、退職されたりして老後をこうゆっくり過ごされている方々に対してですね、その煩雑さの中に入れてはいけないと思うわけです。ですから、そういったものをですね、やはり取り組んでいかなければならないと思います。

この点について質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のデジタルデバインドと情報難民というような形の質問かと思いますが、菅政権の看板政策である行政手続のデジタル化を推進するために、国や地方のデジタル化を検討する政府の作業チームで協議が行われておると聞いております。

その中で、菅首相は、国と地方行政のデジタル化を実現し、あらゆる手続きが役所に行かなくてもでき、必要な給付が迅速に行えるような社会を早急に進める必要があると指摘されております。

また、マイナンバーカードについては、オンラインで確実に本人確認ができることがデジタル社会には不可欠だとして、令和4年度までには、ほぼ全国民に行き渡らせる普及策を加速させる方針を示されていますので、今後、社会全体の流れとして、行政手続のオンライン化を含め、社会全体のデジタル化が急速に発展することが予想されます。

一方で、議員のご指摘のとおり、「デジタルデバインド」インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間の格差も顕著にあらわれてくるのも事実でありまして、そのような中で、いわゆる情報弱者といわれる方への配慮も十分検討して住みよい町づくりを進めていかなければならないというような思いをしております。

もう私のほうもその辺がとても弱いものですから、職員にはしっかりと高齢者に対するその辺の対応もお願いしときますよというような形で話をしておりますけども、今後についてのやり方について、担当のほうから説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） ご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいましたように、近年、デジタル技術の進歩や個人間で扱えるコンピューターの性能向上に伴いまして、ビッグデータの活用、それからA Iの実用化、自動技術による生産性の向上を始めとしたビジネスの場面から、キャッシュレス決済などの生活に密着した場面まで、様々なテクノロジーの進歩が生活を変化をさせています。

このようなデジタル技術の進歩は社会に良い影響を与える一方で、ときには格差を拡大させる原因にもなっているというふうに考えております。

情報格差が発生する要因としましては、スマートフォンやパソコンの所持、個人のデジタルスキル、あるいは視覚・聴覚障がいなど、そういったことに様々な要因が挙げられております。

2030年を年限とします国際目標、いわゆるSDGsでは、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目標にしており、高齢者、障がい者や社会的弱者になりがちな人々を対象として一体的に取り組む機運が高まっております。

例えば、未来社会の姿として提唱されています「Society 5.0」では、これまでの情報社会では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分でありましたけれども、これからの社会は、IoTですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで課題や困難を克服すると提唱をされているところでもあります。

また、政府のいわゆる骨太方針では、デジタル格差のない社会を実現するため、高齢者、障がい者等に対するICTの利活用支援に取り組むとされております。

国においては、以上のようにデジタル社会になっても誰一人取り残さない取り組みや施策を打ち出していますので、本町といたしましても情報社会における個人間格差は大きな問題であると認識しておりまして、そのための対策は重要であるというふうに考えております。

情報通信技術を利用できる方にはオンライン申請やキャッシュレス決済を推進し、情報通信技術を利用できない方には、例えば、全国的に取り組む事例があります、職員が申請者にヒアリングを行いながら代行入力する、いわゆる書かない窓口、そういったものについてもですね、オンライン化とは別に行政手続の簡素化・窓口改善として検討してまいりたいというふうには思っております。

また、町から発信しております情報につきましても、全町民へ情報が行き届くように、LINE、あるいはからいもくんメール以外にも防災無線、あるいは広報紙あたりを引き続き活用していきたいというふうに思っております。

今後につきましても、国の取り組みや施策の情報収集を行いながら、「誰一人取り残されない」町政の運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

非常に良い答弁は今いただいたんですよ。やはりいろんな横文字、町長も私も好きじゃないと、本当に全部和でいこうよという感じがしたりするんですが、世界の流れはそこじゃないんで、これはもう致し方ない、もう時代の流れです。ただ、そのSDGsあたりもですね、私最初聞いたときから憤慨しておりました。当たり前のことじゃないかって。こがんとば何で定義づけんといかんとかと、わ

からない人はもうそれがあって理解していくというのがあるんでしょう。ただ、今の答弁の中ではですね、この持続可能っていうのに、部長がおっしゃられたですけれども、これについての答弁は非常に良いと思えましたね。実際SDGsの、例えば解釈の仕方っていうのが、いろんな形で間違われているようなところ、多々最近見るんで、そこはもう思っていました。ただ、このデメリット、デジタルデメリットですね、の点を指摘して、これはなくそうよという提案なんですけれども、このデメリットというものがなくてスムーズにいくやり方というのは、まずほぼないです。それは。このデメリットをですね、最小限に抑えていながら、それはもう予測しながらこういったデメリットが生まれやせんかなということにもう手前で対応していく、事前に対応していくようなシステムが必要じゃないかという話を1番、2番はリンクさせているという意味なんです。ですから、あらゆる方向で考えはします。しかし、やってみないとわからないというのは必ず出てきますんで、じゃあそういったところをどこが処理するのか。どこの部局が処理するのかって言われたときにですね、これがまた縦割りになってしまうんです。ですから、これを総合的に集めて、そして、討議して、庁議だけじゃなくてですね、デジタル的視点で話し合っ、そして、そのデメリットをですね、解決していく、そして、そのデメリットの中の解決法は、各部局からですね、こう先ほど最初に言いましたけれども、もう女性にしても、男性にしても、そういった視点でですね、まだこう役場に入りたての人たち、ベテランの人たち、いろんな方々の意見を統合してデジタル社会に組み込んでいく、そういった部局が必要だろうと思ったわけです。その中で、町民の方々は、そういった努力というものは表には出ません。しかしながら、何かやっぱり住みよいね、大津町はって言うてもらおうような町づくりが本当なんです。そういったものは、何をやりましょう、かにをやりましたよなんかそういったものはいらんことですよ。ですから、実質的に住んでみて、心地よい町づくりというのが本当だと思いますので、そのこう話し合いではそうだね、こうだねっていうんじゃないで、どういう手法をもっていくのかというのに視点を置きたいと思いますので、それにはやはりそこを統合する何らかのそういった課なり、局なりが必要になりはしないかなと思いますので、再度質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） デジタル化の中でデジタル庁ができて、それを今後どうなるのか。そして、それにおいてはデメリット・メリットもありますので、その辺を早く捉えて、その対策を打つということが大事じゃないかということだと思います。そういった点におきましては、メリットではなくて、デメリットを何か、何なのかを最優先で考える必要があると思います。そうなったときに、やはり総合的に考える点から言いますと、やはり全体的な統括するところの部署が必要だと思いますので、そこを中心にそれぞれの職員が、今回のデジタル化によってどういうふうに変わって、それが今後どういうふうな形に変わるという予測の中で、デメリットを洗い出して、それを早めに手を打っていくということは大事なことだと思っておりますので、そういった形で取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 新しい庁舎もできますんで、そういったシステムもこう時代にマッチしたで

すね、システムができあがればいいかなと思います。

この2問目の質問が本当は私は一番要点でありまして、1問目よりも。実際ですね、私もこう年を取ってくると、やっこの年になって人の傷みができるように少しずつなってきたのかなというようなことがあります。やっぱりこう体、肉体的衰え、精神的にもやっぱり退化しているのかなと思う部分が、物忘れが多くなったりとかいろいろしてきます。ですから、時代の流れは速すぎる部分が、それを感じるような年になってきたんですね。ですから、もうこの点につきましては、本当に身に染みて私も最近感じておりますので、そういった視点も大切だと思います。

これまでですね、町長とはたくさんの議論をやってきました。そういった議論でいろんなことを学ばせてもらいました。ですから、これからもですね、そういった成果というものが町長の意思とともに、今後も受け継がれて良い町ができていくこと、これを祈りながら終わりにしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時48分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告



## 令和2年第6回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
令和2年 11月17日 請 願 第 2 号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備 に関する請願書	採 択	総 務 常任委員会

## 会 議 に 付 し た 事 件

発議第 2 号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出について
議案第 9 3 号	大津町新庁舎什器等備品購入について
議案第 9 4 号	あけぼの団地 3 号棟改修工事請負契約の締結について
同意第 1 6 号	大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 発議第 2 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 5 議案第 9 3 号 大津町新庁舎什器等備品購入について

日程第 6 議案第 9 4 号 あげぼの団地 3 号棟改修工事請負契約の締結について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 7 同意第 1 6 号 大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に、令和 2 年 1 2 月 4 日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第 7 7 条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 8 3 号、議案第 8 7 号関連、議案第 9 1 号、議案第 9 2 号の 4 件であります。

当委員会は、12月7日、審議の前に、所管事業の3カ所の現地調査を行い、その後、オークスプラザ1階研修室1・2において、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。

それでは、審議の経過につきましては、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第83号、大津町公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

土木部下水道課では、さしたる質疑はありませんでした。

よって、議案第83号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号関連、令和2年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

経済部農政課におきましては、委員より、サツマイモ基腐病に対する、かんしょ安定生産対策事業補助金について、苗床の消毒費用の2分の1の補助となっているが、補助率の根拠は何かとの問いに、執行部より、現在、各農家は圃場の土壌消毒は行っておられますが、苗床の消毒は行っておられません。基腐病の次期作の対策として苗床の消毒をすることが効果的と県からの指導があつていまして、今回、苗床消毒に対する費用の補助を行うことで、各農家への意識づけができるものと考えております。

2分の1の補助率の理由といたしましては、国の事業やその他の農政事業と比較して同等の補助率を予定しております、と答弁がありました。

委員より、農業構造改善事業費の市民農園法面補修工事について、なぜ今工事を行うのか。所有者との原契約書にはどこまで復旧して返還するのかが記載してあるのではないかと問いに、執行部より、所有者とは、原型に回復し返還することで賃貸借契約を結んでおり、平成30年度に農地復旧工事を実施しておりますが、復旧した水田で耕作に支障をきたすなど貸主に不利益を与えていることを確認しました。また、法面については、熊本地震で被災した部分の補修ができておらず、今回、あわせて法面工事を実施することになりました、と答弁がありました。

また、委員より、平成30年度の復旧工事の完了検査が不十分だったのではないかと問いに、執行部より、工事自体は設計どおり竣工し、完了検査を行っておりますが、当時の工事設計が不十分であったということも考えられます。返還後の農地は、小さな碎石の沈み込みや地力の低下によりまして耕作に支障をきたす状況であります。今回は貸主である所有者にこれ以上不利益を与えることもできませんので、工事をさせていただきたいと思っております。今後はしっかりと積算して事業に取り組んでまいります、と答弁がありました。

経済部商業観光課におきましては、委員より、宿泊客誘致緊急対策事業委託について、町の財源にも限界があるため、例えば、補助率を下げ、その分適用される宿泊数を増やすなどの協議はしているのかとの問いに、執行部より、補助率についても検討しましたが、現行の6割引きというインパクトがほかの自治体の同様の事業と比較しても、宿泊客を誘致するに大きな刺激になっております。できればこの率は維持したいと考えております。町内の経済をしっかりと回すためにも、きちんと満額

お金を使ってもらおう手立てを検討しております、と答弁がありました。

また、委員より、きちんと使ってもらうことが良いことはわかるが、町の補助にも限りがある。200泊分追加の財源に対して、補助率を下げることによって、300泊とか400泊とか提供できたほうがより多くの方に宿泊してもらうことができ良いのではないかとの問いに、執行部より、宿泊料の設定が施設ごとに違い過ぎることから、こちらが割り当てた泊数以上に補助の提供ができるという施設もあれば、きっちり割り当てた分しか提供できないという宿泊施設もあります。また、泊数を超えるクーポンの補てんが必要になるという事態も発生しております

運用面では、調整がかなり難しい点もあり、上限額までをしっかりと使うプランが公平で有効ではないかと、ホテル連絡会とも協議をしております。

今回補正をお願いする宿泊客誘致事業では、クーポンの利用先やホテルの独自プラン創出など想定以上の良い波及効果が広がっております。そうした現状を踏まえ、最終的に追加策を計画いたしました。

次に、土木部都市計画課におきましては、委員より、熊本地震関係費の被災住宅修理支援補助金は、これまで支援が受けられなかった方に対して、どのような調査をして行う事業なのかとの問いに、執行部より、今回の支援については、住宅の応急修理制度を受けていない185件を調査し、その中から制度の対象にならない方を除いた47件を対象としております。

この47件は、制度を利用することが出来たにも関わらず、何らかの理由で受けられなかった方々であります。その理由は、修理代をすでに業者に支払っていた、期限内に修理が終わらなかった、修理代が多額になるため修理をしなかった、材料を自分で購入し、修理を行った、などでありました。

委員の意見として、このような調査を行うときに、地元の区長や組長に協力してもらおう方法もあるのではないかと。また、熊本地震の検証により様々な課題が出てきていると思うが、今回のような事例を積み重ねることにより、支援を受けられなかった方が出ないような支援システムの構築を行ってほしいとありました。

土木部建設課におきましては、委員より、緊急浚渫推進事業債を用いて策定する計画で、河川の堆積土砂の浚渫は、何年で完了するのか。執行部より、今までの河川浚渫は町単独費で対応していましたが、今回創設された緊急浚渫推進事業債は、本年度から令和6年度まで予定されております。

この事業債を活用して業務委託で堆積土砂の現状を把握し、河川浚渫計画を立てて浚渫を行っていきたいと思います、と答弁がありました。

土木部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第87号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第91号、令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

土木部工業用水道課におきまして、さしたる質疑はありませんでした。

議案第91号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

土木部下水道課におきましては、委員より、下水道施設は大規模で高度かつ複雑な構造となっているため、様々な場面で判断が求められると思うが、今後、処理場の維持管理も含めコストのかかる改築更新を行うにあたり、各種業者と専門的な協議を行うためには、専門職員の雇用または育成などの取り組みが必要ではないかとの問いに、執行部より、各種業者と専門的な協議を行うためにも、同様の業務に携わる委託業者や、大津町浄化センター包括的民間委託業務の受託者である日本管財環境サービス日野環境共同企業体へ相談するなどし、その意見を参考にコスト意識をもって職員で妥当性の判断を行っております。

また、日頃から業務に携わる各々の職員が業務に必要な資格取得にも取り組んでいるところであります、とありました。

議案第92号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、その他の所管事項といたしまして、肥後おおづ観光協会の運営状況報告について、経済部商業観光課より報告並びに質疑を行いました。

報告の要旨は、次のとおりであります。

まず、令和2年9月から11月の実績及び12月の予定の報告がありました。

次に、令和3年1月から令和3年3月の事業予定の報告があり、新たな取り組みとして、8月に議会議決された町の宿泊客誘致事業の委託事業については、県内外から多くの方の利用があり、大きな事業を受託できる実績が得られている。

観光協会独自で、町民向けのプレミアム商品券の発行も準備中。

肥後おおづスポーツ文化コミッションとの事務局機能の統合へ向けても調整を進めている。

観光協会の法人化については、法人化を前にいくつかの段階を踏んで様々な意見を取り入れていく、とありました。

委員からの質疑におきましては、委員より、観光協会の事務局の体制について、今は理事が事務を担っているとのことだが、報酬などはきちんと支払われているのかとの問いに、執行部より、事務局長も事務局員も不在の現状においては、理事のお一人の方に事務の中心的役割を担っていただいているほか、パート勤務で事務補助の方が2人おります。

パート勤務の方には給料をお支払いしていますが、理事の方には無報酬で協力いただいております。少しでも早く軌道に乗せて、報酬面でも十分整備した法人化を進めます、とありました。

委員の意見として、自分の仕事もある中、理事を務めていただいているのであれば、本来は報酬を支払うべきではないか。法人化を進めるということであれば、日当ぐらいは手当てできるような体制に持って行ってもらいたい、とありました。

また、委員より、法人化のメリットとして、決算を行うことから数字的に明確性が出てきて、責任も明確になる。法人化して報酬をもらう以上は相応の仕事をもらう必要があるし、責任も発生してくると思うがいかがかとの問いに、執行部より、自主財源を得て自立した組織へ成長するためにも法人

化が必要となりますので、段階を追って議論を進めていきたいと思っております、とありました。

意見といたしまして、これからは数字的な部分をしっかり出して、ひとつひとつの事業に対する経費の見極めをしっかりと行ってほしい、とありました。

また、本委員会の閉会中の継続調査として、11月27日に行いました、本委員会と大津町認定農業者協議会役員の皆様との意見交換会についてのご報告を申し上げます。

まず、現況の説明として、執行部より、大津町の農業概要ということで、農林業センサスより説明がありました。

問題点がいろいろありますけれども、その中でも大きな問題というのは、やはり高齢化、それと担い手不足ということではなかろうかと感じました。

その意見交換会の議題といたしまして、大津町の農業の状況について、認定農家のほうからの意見をいただきました。農家戸数は半減し、経営耕地面積は1割減の中、自分らは就農時より倍の面積を耕作している。もっと増やしたいとも思うが、人がいないし、昔に比べて機械も高くなっており難しい。補助などで支援があれば頑張れると思う。

また、別の認定農業者の方は、大型トラクターは高額で個人での購入は難しい。国の補助金も使えるようになったがポイント制で使いづらいつらいつらとあり、執行部の答弁といたしまして、町単独での補助は財源限られており難しい。国の補助金のポイントが取れるように法人化支援や農地集積、圃場整備や農道、用水路の整備等を行っているところなので、引き続き取り組みを行っていききたい、とありました。

また、認定農業者の方から、大津町の水田農業は、集落営農法人を中心として、兼業で守っていくしかないのではないかと感じていると。

ネットワーク大津の農業就業者の平均年齢は、当初70歳だったが、現在、68歳と若くなっている。若い人に引き継いでいくことが大切である。町は地域の政策型農業に支援してほしい。先を見据えた基盤整備が必要だと思うとあり、また、ネットワーク大津では、麦10アールに対し、10万円配分している。農業は組織でやれば儲かる。町からもテコ入れをお願いしたい、と良い意見をいただきました。

執行部におきましては、農業も魅力ある仕事だと広報などを通して紹介することも考えてみたい、とありました。

経済委員からは、新型コロナウイルスによる影響はどのような状況ですかということで、認定農業者の方から、からいもでは新型コロナウイルスの影響はあまり感じないが、からいもの基腐病は危惧している。町では対策本部を立ち上げるぐらいに考えていただきたい。

また、別の認定農業者におかれましては、牛乳は新型コロナウイルスの影響で今後お菓子に回っていた消費が減るのではと思っている。昨年までの乳価は見込めない見通しであると。

また、別の認定者の方では、にんじんは、昨年産については、豊作傾向で安値となっていたが、中国からの輸入が止まり、3月ごろから急激に国内産が高くなった。にんじんは輸入が多いため、輸入量に左右されるが、輸入が抑えられればある程度安定した価格となると思われる、とありました。

また、別の認定者の方では、米麦大豆は特に影響なし。花き類は大打撃であると。

また、別の農業者の方では、肉用牛は高級肉が売れなくなった。オリンピックが延期になった影響もあり、価格が下がっていたが、少しずつ回復傾向にある、と意見をいただきました。

経済委員の方々からは、新型コロナウイルスの影響で冷え込んだ経済活動が元に戻るよう軌道に乗せたい。

また、別の経済委員は、各生産者部会を大切にして役場との話し合いを行い、困りごとを共有するようとの意見がありました。

また、別の経済委員さんでは、ネットワーク大津からの農業就業者の年齢が下がった報告を聞き、より良き経営ができていると感じた。多くの人が農業を選ぶよう努力してほしいとあり、午後4時10分に閉会といたしました。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員会委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） おはようございます。ただいまから、第6回大津町議会文教厚生常任委員会の審議の結果について報告いたします。

文教厚生常任委員会に、令和2年12月7日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第84号、議案第85号、86号、87号関連、88号、89号、90号の7件です。

審議の前に大津小、大津小学校給食センターの2カ所の現地確認を行い、その後、仮庁舎2階の大会議室にて審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第84号、件名、大津町老人福祉センターの指定管理者の指定についてです。

本件につきましては、簡略化せず報告いたします。

まず、委員より、社会福祉協議会が行っている業務の全体像はどのようなものかに対して、執行部より、地域福祉関係事業、介護保険関係事業、障がい福祉関係事業、そして施設管理があります、とのことでした。

委員より、指定管理委託料が増額しているが、詳しい増額の内容は何かとの問いに、執行部より、指定管理委託料は、これまでの2カ年平均や実績に基づくもので積算をしている。増額をした主なものは、燃料費、消耗器具備品費、修繕費、管理委託費、人件費となっています。人件費に関しては、指定管理仕様書に基づき、「センターの総合的管理業務に専従する者」、「防火管理者の能力のある者」を配置しなければなりませんので、その管理に従事する者として必要な人件費を、町の公共的労務単価で積算しています。

委員より、人件費が過去より増加している。適切な技術を持った人を配置することで、どのような

効果が見込まれるのかについて、これまでの委託料では、施設管理を行う人件費として、非常勤職員1人分となっていました。そのため、「センターの総合的管理業務」や「防火管理者」の施設管理に必要な人は、非常勤職員以外の職員が兼務することで施設管理が行われておりました。今回の委託料積算では、適切な人員配置ができるよう積算を見直したものです。

今の委託料が少ないのはわかるが、これまでもその体制で施設管理ができていたのではないか。社会福祉協議会は特殊な法人であり、町も社会福祉協議会に多くの委託を行っており、その委託料の中で施設管理に関する工面をしていくことも必要ではないか。他市町村の社会福祉協議会では、独立した採算で運営しているところもある。今回の増額に関し、増額の必要がある理由は何か。また、どのようなメリットがあるのかとの問いに、執行部より、指定管理仕様書の中で、「センターの総合的管理業務に専従する者」、「防火管理者の能力のある者」を配置することになっています。これは、これまでの仕様書にもありましたが、委託料としては非常勤職員分しか計上しておりませんでした。そのため、社会福祉協議会では、この必要な人員配置について、その他の事業に従事する職員が兼務する体制で施設管理を行ってきました。この兼務する職員の施設管理業務が、これまで社会福祉協議会が負担していたこととなります。今回、町が委託料を積算するうえでは、「センターの総合的管理業務に専従する者」、「防火管理者の能力のある者」について、その業務に見合う人員を配置させる積算としました。実際の社会福祉協議会の現状としても、職員が兼務する負担を抑えることで、さらに適切な施設管理を行うことができます。また、社会福祉協議会の各事業においても非常に厳しい状況が続いておりますので、施設管理に必要な費用は、適切に町が負担することが必要と考え、増額しています。

委員より、社会福祉協議会は様々な事業を行っている。収益がある事業は介護保険事業のみであったと思われるが、その他の多くの事業も実施する中で、それぞれの事業で経理を分けて維持することは難しいと思われる。今までの流れとして、社会福祉協議会と町は一体的に活動し、その拠点は老人福祉センターである。社会福祉協議会としては、老人福祉センターの指定管理がなくなれば、拠点となる場所がなくなる状況となる。これは、以前から改革をしなければならない課題であった。町と社会福祉協議会が分離し、社会福祉協議会が独立して採算がとれるような運営にならなければならない。町もそのためにどうすればよいか、その方策を考えなければならない。現実的に、急に、社会福祉協議会が独立することは難しいと思われるが、これから町はどのように考えていくのかとの問いに、執行部より、社会福祉協議会が独立するような方向性で考えることは望ましいことです。しかし、町は福祉事業として社会福祉協議会へ多くの事業を委託していますが、収益等が見込めない事業が多いです。それらの事業は、その他の民間法人が実施できないような事業となっています。そのため、そのような事業を実施する社会福祉協議会が独立した採算をとる事業を実施することは現実的に難しい状況でもありますが、将来的には、独立した運営になることが望まれます。

意見として、現在の社会福祉協議会の人員体制や業務内容は、次の方向性を考えるような余裕はない状況と思われる。町も独立していく計画や方針を立てることが必要と思われる、との意見でした。

また、別の意見として、現在の社協の事業で採算をとることが難しいのはわかるが、他の独立して

いる社協では、事業範囲を広げて取り組んでいるところもあるので、将来的には考えるべきであると思われる、との意見でした。

また、委員より、消耗器具備品費と修繕費が増えており、その積算が2年間の実績により算出されているが、突発的に増えたものを伸びとして見ているのか。それとも積み上げた積算に基づくものなのかとの問いに、開館後30年近く経過する施設であり、指定管理者が負担する軽微な消耗器具備品や修繕費が増加することを見込んだもので、2年間の実績の伸びを参考としています、とのことでした。

2年間の実績であれば伸びとは言い難い。伸びを見るのであれば5年や10年の実績で判断すべきことであると思われる。突発的な事象があつて増えているということではないのかとの問いに、伸びではなく一時的に増えていることも考えられますが、今後は増加することを見込んで計上しています。なお、今後、必要経費については、社協と協議し、最終的には実績に基づいて執行することを考えています。

意見として、指定管理者制度は一種の随意契約と思われ、いかにコストを下げているかを考えなければならぬ。増額する要素はわかるが、その額が大きくなっている。町と社協の2者が協議して決めるだけでは、本来の指定管理者制度の意義が揺らぐことにもなりかねないため、今回の委員会で審議したところである。今後、町と社協が協定を締結するにあたっては、慎重に協議をしてほしいとの意見を添えまして、討論はなく、採決の結果、議案第84号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、件名、大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定についてであります。

活用状況の確認については、利用団体が延べ700弱、人数は延べ2万人であることを確認しました。コロナで閉鎖していた時期もありましたが、8月下旬の再開後はほぼ通常どおりに戻っています。

今後の改善点については、現在も行われておりますが、介護予防に関する取り組みを強化していただきたいと考えている、とのことでした。

また、指定管理者選定については、総合評価の結果について、以前は見せてもらっていた。公表できるようにしておくこと、との意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第85号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、件名、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

高額となった理由について、部品が高額だったこと、その取り寄せに日数がかかり、代車の使用期間も長くなった、との説明があり、また、全額保険で対応する、との説明もありました。

公用車にはバックモニター等の装備がないことを踏まえ、装備していく必要があるのではないかとこの意見もありました。

また、相手、職員とも体は大丈夫とのことで、時間帯や暗さなどの情報を確認し、採決の結果、議案第86号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号関連、令和2年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてです。

住民福祉部福祉課関係では、台風時の福祉避難所の利用について、実際に福祉的避難が必要だった人であったかを確認しました。

環境保全課関係では、生ごみ処理機の購入数が増えている要因について、コロナで外出自粛により巣ごもり消費や不用品を処分する断捨離で家庭ごみの量が例年よりかなり増えているという傾向と同様の要因と推測している、とのことでした。

そうであれば、コロナ対策の交付金は使えないのかとの問いに、電動生ごみ処理機の購入が新型コロナと直接の因果関係が立証されているわけではありませんので難しいです、との答弁があり、それに対し、コロナ対策交付金で導入するごみ分別アプリは1月から利用できる予定である。また、電動生ごみ処理機の補助の住民に対するPRの確認がありました。

住民課関係では、質疑はありませんでした。

介護保険課関係では、非接触式体温検知器の外気温の影響について、包括支援センターの玄関に設置する予定ですが、外気温等の影響があった場合でも入室時の体調面等の聞き取りなども行うなど、すべてをこの体温検知器だけで判断するわけではないとの説明でした。

健康保険課関係です。新型コロナ対策費の消耗品費1千200万円の減額は、必要な物品を調達した上での執行残なのかという問いに、主にマスク購入の執行残で、購入時には予算化のときより価格が下落したためである、との説明でした。

不妊治療への補助について、保険適用となる予定となっているが、影響はあるかとの問いに、国は、2022年からの保険適用を目指しており、保険適用までのつなぎの対応として、令和3年1月から国の助成事業を拡充するように検討が行われている。町の助成事業は、国の助成事業への上乗せという形で行っており、現時点で事業内容についての見直しについては必要はないが、国の補助制度が拡充されれば不妊治療に取り組まれる人が増える可能性があり、その影響はある、とのことでした。

次に、教育部に移ります。学校教育課関係では、大津北中学校の増築工事で図書室が利用できるかなどの確認がありました。

また、繰越明許費の内容は、新たに町単独で調達するタブレットパソコン等の購入費であること。

それから、コロナ禍におけるタイムカプセルの取り組みについての進捗状況、行事などの中止に対して、何か考えることはないかとの確認に、タイムカプセルの取り組みはまだ進んでいないので、再度、校長園長会議などで周知すること。その他の取り組みについては引き続き検討していきます、とのことでした。

就学援助制度について、昨年度の所得が基準になっているが、コロナ禍により所得が著しく減少した場合は、現在の所得を反映することができるのか。申請は随時行えるのかとの問いに、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近3カ月の所得を確認し、就学援助基準に該当する場合は、追加で申請ができるようになっている。申請も随時行うことができる。現在、3世帯からの申請があり、2世帯が決定している、とのことでした。

意見として、プッシュ型で通知することも必要との意見がありました。

水泳教室の開催についてですが、昨年から開催できていないことについて、来年も心配ではないか。

コロナ禍だけではなく、全体的に検討する必要があるという質問に対し、次年度については、児童の体力を付ける意味でも必要であり、委託先とも打ち合わせながら進めている。昨年度は猛暑で開催を見合わせた。今後は、夕方などの実施を検討する、との話がありました。

それに対して、プールがある民間施設などで行ってみてはどうかとの意見がありました。

それから、今年度かられんらくアプリを導入したが、通信費が増えていることは、これまで以上に連絡があったということかという問いに対し、コロナ対応で電話で個別に対応する案件が増えている、とのことでした。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、煙突撤去工事については、今は煙突なしでボイラーを使用しているのに、新しい煙突がなぜ必要なのかとの問いに、現在は煙突付近に立ち入らないようにカラーコーンで仕切りをしている状況だが、煙突撤去により、排出する熱気を遮るものがなくなっているため、安全のために必要だとのことでした。

質疑の終了後、教育委員会の点検・評価報告書の報告内容についても確認がありました。

子育て支援課関係では、過年度の教育・保育給付費負担金返還金についての事務処理についての確認がありました。

生涯学習課関係では、運動公園設備の落雷被害について、運動公園の地域が特殊であること。それから、修理が他社の製品とは互換性がないため、現メーカーでの1社随契になることなどの説明がありました。

また、江藤家住宅修理の補助金の負担増について、所有者の負担も増えることになるのか。それは仕方がないことなのかとの問いに、個人所有のため所有者負担は出てくる。町が3.75%に対し、所有者が0.625%となる、とのことでした。

個人の負担について、過大な負担にならないような工夫を求める、との意見がありました。

生涯学習課図書館関係では、現在、利用制限は解除済みと確認し、冬休みの学習会や勉強会での使用は今年は難しいかもしれない、とのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第87号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号、大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてです。

職員給与等繰入金については、内容が事務費であることを確認しました。

また、マイナンバーカードの健康保険証としての利用について、内容や影響を確認し、移行期間については、医療機関によって利用の可否が出る、とのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第88号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてです。

ケアプラン策定等の増加量と要因について確認がありました。増加要因としては、介護認定者数の増加、それに伴うサービス費が増加ということで、近年、介護度が改善していたが、今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で介護サービスの利用希望が増え、介護認定につながっている

と思われる。また、ご家族が県外等の在住で、定期的な支援ができなくなり、通所系のサービスを利用したいというケースもあったとのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第89号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号、件名、大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてです。

税制改正に伴うシステム改修について、改正の内容の確認がありました。

採決の結果、議案第90号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他の所管事項といたしまして、第6期大津町障がい福祉計画・第2期大津町障がい児福祉計画策定に係る中間報告について、住民福祉部福祉課より報告があり、質疑を行いました。

就労定着支援事業所利用の就労定着率の目標について、現状はどうかとの問いに、今回の新たな目標値設置なので実績の表記はない。国の基本方針にあわせてある、とのことでした。

目標値の設定について、統計的な考え方について意見があり、大津町ではどうかという町の状況にあわせるべきではないかとの質疑に、町の目標は国の基本方針や県の計画、町の状況を踏まえて設定しているが、難しいものについては、より町の現実的な状況に応じた数値にしたい、とのことでした。

人材配置について、目標設定で実施を最終年度にもってくるのではなく、初年度に計画することができるのではないかとの問いに、この目標数値については、見直します。目標設定につきましては、12月14日開催予定の策定委員会にて審議をお願いしたいと考えています、とのことでした。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時50分より再開します。新型コロナの関係で感染予防のために換気をよろしくお願いいたします。

午前10時41分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、令和2年12月4日に、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第82号、87号関連、請願第2号の3件であります。

当委員会は、審議に先立って12月7日の午前中に総務課所管事業の2カ所の現地調査を行い、その後、オークスプラザ2階ふれあいホールにおいて、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第82号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、基礎控除へ10万円の振替があるというのは、給与所得者の控除が65万円から55万円に、70歳以上の年金所得者の控除が120万円から110万円に変わるということかとの質疑に、執行部より、基礎控除が所得控除に10万円振替になりますので、計算では所得額は変わりません。ただし、自営業者等の方は、所得の方には改正がメリットになります、との答弁でした。

実際にどれぐらいの世帯に影響があるのかと議長からの質疑に、執行部より、今回の改正により影響を受けるのは492世帯、612万円ほど減額になると試算をしたところですが、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第82号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号関連、令和2年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

議会事務局関係で、議長より、議会ICT推進基本計画に基づき、タブレット等の活用を計画しているが、執行部もタブレット等を整備予定であるため、今後の執行部とのやりとりなどを含めた全体的な取り扱いについての説明が求められ、執行部より、活用方法について、総務、情報計画、議会の担当者レベルで具体的な協議を進めています。執行部も議会も感染症対策としてタブレット導入を予定していますが、情報の共有・切り分けが必要となるため、執行部はLGWAN回線上での共有、議会側はファイル共有システムでの情報共有を考えています。議会運営については、ファイル共有システムを活用し、段階的にペーパーレスの推進や検索性の向上を図ることで、議会運営、審議の向上に資することができると思います、との答弁でした。

委員より、通信機能が付くことで、これまでどう変わるのかとの質疑に、執行部より、これまでWi-Fiの機能のみのタブレットであったため、限られたエリアでしか使用できませんでしたが、LTE通信があればWi-Fi環境が整っていない場合や各地域での議員活動、移動時などにもクラウド上の情報を確認することが可能になり、より利便性が高まります、との答弁でした。

総務部総務課関係で、委員より、災害対策費の時間外勤務手当について、7月豪雨の被災地に何人の職員を派遣したのか。また、時間外勤務手当だけでなく、危険手当のようなものはないのかとの質疑に、執行部より、県南の災害支援ということで、延べ100人の職員を7月から8月にかけて3人から4人体制で派遣し、家屋評価や保健師による健康相談を実施し、その際の時間外勤務手当を支給するもので、今回の派遣について、町村会が窓口となり、大津町は芦北町に職員派遣を行いました。危険手当はありませんが、万が一事故があった場合は、公務災害での対応となります、との答弁でした。

委員より、感染症対策のため、各行政区へ10万円の補助金は、実績で支払うのか。緊急的な措置として定額支給は考えられないかとの質疑に、執行部より、地域づくりの10万円の補助について、行政区にアンケートを行っており、地域で何が必要か調査をし、マスク、アルコール消毒材、アクリル板などの消耗品、寄り合いがしやすくなるような空気清浄機や屋外テントなどの要望があがっています。申請は、見積もりを出していただいて、上限10万円で支援をできればと考えています。なるべく区長さんたちの事務的な負担を減らせるよう工夫をしていきたい、との答弁でした。

委員より、10万円の補助でどれだけのことのできるのかを考えると、最初に10万円定額交付を

して、さらに必要な行政区については、さらに支援をするぐらいの強力な支援が必要ではないか。今から3月までぐらいが支援が必要と思われるので、スピード重視で簡単な申請で済むようにすべきだと思うとの質疑に、執行部より、スピードが大切かと思しますので、積極的に区長さんに働きかけて、なるべく柔軟に申請しやすい対応をとっていきたいと思います、との答弁でした。

委員より、岩坂区の被災住宅再建支援事業について、県がイエローゾーンを指定する際に、町や地元住民に説明はなかったのかとの質疑に、執行部より、今回再建された土地は、平成26年度に迫井手圃場整備事業により換地が行われ、平成27年1月に換地処分にて購入されています。その後、27年5月にイエローゾーンに指定され、県から地元に対し説明を行ったと聞いています。その後、熊本地震により、レッドゾーンにあった家屋が被災し、全壊であったため解体を行い、レッドゾーンから移転し、新築をされました。平成30年には、県に再調査を依頼し、現地調査も行いましたが、指定区域は変わりませんでしたので、今回のレッドゾーンからの移転は県の補助対象とならず、全体的な被災者支援の整理を行う中で町の基金を使い被災者支援を行いたい、との答弁でした。

委員より、家屋を建築する際に、建築確認等で説明をしないのかとの質疑に、執行部より、建築確認等においてイエローゾーンについては告知がありません。一方、レッドゾーンについては、補強等を行えば建築許可はおりません。県の都市計画関係の会議が行われる際は、何らかの調整ができないか協議をしているところです、との答弁でした。

次に、総合政策課関係で、委員より、特別定額給付金の給付について、未申請はなかったのかとの質疑に、執行部より、対象者3万5千288人のうち36人の方が未申請です。内訳としては、1人が外国帰国、8人が居所不明の方、25人が訪問して置手紙などをしましたが連絡がなかった方、2人がお会いをして説明をしましたが申請されなかった。ほかに申請書の辞退欄にチェックを入れて提出された方が4人います、との答弁でした。

委員より、ふるさと寄附の状況についての質疑があり、執行部より、ふるさと寄附について、今回、約9千万円の寄附を見込み、12月補正に上程させていただきました。11月の後半からの寄附件数がさらに増加し、11月末時点で2億8千万円の寄附申し込みがあります、との答弁でありました。

総務部税務課関係で、感染症の影響による来年度の税収の予測はたっているのかとの質疑に、執行部より、新型コロナウイルスの発生から1年近くなり、経済も冷え込んでおり、全体的な経済が落ち込んでいるのは間違いありません。税収はかなり落ち込むのではないかと懸念しています。支払いに困っている方もいるので丁寧な納税相談、減免措置や猶予措置の周知徹底をしながら対応したい。国、県の動きもあるので情報収集をしながら務めていきたいと思います、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第87号関連について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第2号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願についてであります。

紹介議員である大塚議員より請願の趣旨説明をしていただいたのち、審議を行いました。

委員より、請願書にある、第一種施設とはどういった施設かとの質疑に、紹介議員より、改正健康

増進法において、第一種施設は、学校等、病院、行政機関の庁舎を指します。例えば、町生涯学習センターやオックスプラザなどは第一種施設には含まれません。

意見として、喫煙所が整備されているところもあるが、場合によっては、利用者が多く出入口は開けっ放しで、周りに迷惑をかけているところもあるという意見もございました。

委員より、税収の一部を活用して、喫煙所を整備してほしいという趣旨かとの質疑に、紹介議員より、望まない受動喫煙を防止すること、引いては、そのことは健康増進につながり、自治体としても対応をしてほしいという意味合いであります、との答弁でした。

意見として、請願事項に事業者への支援の拡充とあるが、財源を持ち合わせている大規模な事業者ではなく、小規模な飲食業などの財源確保が難しい事業者へ支援をしてほしいという意味が含まれていると思う。厳しい財政運営の中、町としての財源をどう確保するかという課題もあるとの意見がございました。

委員より、町民の健康を守ることは町の役目であることを踏まえれば、分煙施設の整備自体には賛成である。地方財源を分煙施設の整備に充てるのではなく、国の方針によるものであれば、国が財源を確保すべきではないかという意見が出され、紹介議員より、ご意見を踏まえ、意見書の内容について再検討していきたいと思います、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、請願第2号については、全員賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員会の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 総務委員会の審議について質疑したいと思います。

この請願についてですね、ちょっとお聞きしたい点が、この1、2、3番と並べてありまして、この1番ですね、1番の望まない受動喫煙防止の実効性を高めるためにたばこ税の一部を分煙環境整備に活用できる制度の検討を進めることで、たばこ税の一部というのが非常にやっぱりひっかかるんですよ。たばこ税というのは、もともと旧国鉄、国有林事業あたりの膨大な債務を返還するために税金をかけて、それを充てたという流れがありまして、今では一般財源なんですね。一般財源ですから、このたばこ税の一部となったときには、この税金の使い方の縛りが出てくるんですよ。ですから、自治体ではなくて国で進めなさいということをご委員長を言われました。ただ、この点というのは、指摘しないほうが、逆に、もちろん、たばこが要因となって受動喫煙というものが起こるじゃないかというふうなことは何かこうわかるんですよ。しかしながら、改正健康増進法というのを基にしたときに、ここが不備があるじゃないかというような攻め方のほうがよほどこう国が推進するという形にいきやしないかなと思ったりするんです。だから、この1番のたばこ税の一部、これについて何らかの異議や、その議論あたりは何かなかったのでしょうか。どうもここだけがちょっとひっかかるんですね。全体的にはですね、言わんとするところはちゃんと感じます。それはわかるんです。ただ、こ

の文言が、ちょっとここがちょっとひっかかる点かなと思いますので、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 国の改正の法律の趣旨がその望まない受動喫煙をいかに防ぐかと、もともとの法律は、たばこは嗜好品として合法的であるということが法律の前提ではありますけど、吸わない人たちに対して迷惑をかけていると。それが望まない喫煙を生まないようにするというのが今後の法律の趣旨だと言われております。財源についてですね、委員会でも町に交付されている財源が約3億4千万円ぐらいですかね、年間。一般財源として地方自治体に交付されているわけですけど、国がですね、たばこを合法として課税権を持っているわけですから、地方自治体の財源を持ち出すのではなく、国が責任を持ってその対策は、国の持分の中から出すのが妥当ではないかというような意見、委員会の中で、また紹介議員のほうでもその旨を納得していただいて、委員会では採択ということになった。そういう経過がございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第82号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、大津町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、大津町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 8 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号、大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 8 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 8 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 7 号、令和 2 年度大津町一般会計補正予算（第 7 号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 8 7 号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 8 号、令和 2 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 8 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 9 号、令和 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 8 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 0 号、令和 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択するものです。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

### 日程第4 発議第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第4、発議第2号、「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第2号提出者、大塚龍一郎君。

○10番（大塚龍一郎君） 発議第2号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書（案）を提出につきまして趣旨説明させていただきます。

国において、「望まない受動喫煙」の防止を目的とする改正健康増進法の段階的な施行がなされており、改正の趣旨として「望まない受動喫煙をなくす」「健康影響が大きい子ども、患者等への配慮」「施設の類型・場所ごとに応じた対策」という基本的な考え方が示されております。同法趣旨は、まさに「望まない受動喫煙をなくす」ことがその本旨であり、決して禁煙を推進するものではなく、非喫煙者と喫煙者がお互いを尊重し共存できる社会を求めるものであります。また、同法は、受動喫煙を受けたくない者を保護するために喫煙者の権利を一定制限することから、その実態が喫煙者の排除にならないよう留意しなければならないものであります。

「望まない受動喫煙」の防止を図ることは当然なされるべきものであり、異論のないところであります。ゆえに非喫煙者に受動喫煙が生じないための環境整備が同時に必要であるといえます。

たばこ税は、国、地方合わせて年間約2兆円の財源はあり、その使途は、普通税として国及び地方公共団体の判断に委ねられております。「令和2年度税制改正大綱」におきまして「望まない受動喫煙防止対策や今後の地方のたばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされております。

加えて本年1月に「総務省自治税務局」より発出されました「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取り組みは今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るとために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されております。

よって国におかれましては、改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙防止」の実効性を高めるために、そして多様な国民が心地よく共存できる社会の実現のため、その責務を以て分煙環境整備に取り組まれるよう次の次事項を含め強く意見・要望をいたします。

1. 「望まない受動喫煙」防止の実効性を高めるために、たばこ税の一部を分煙環境整備に活用できる制度の検討を進めること。

2. 地方公共団体が、積極的に屋外分煙施設や屋内喫煙室の整備を図るよう促し、その整備を推進すること。

3. 改正健康増進法の目的を達成するため、国は、地方公共団体の分煙環境整備に対する地方財政措置の周知徹底及び条件の緩和・簡便化等、所要の見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年12月11日。大津町議会、議長桐原則雄。

提出先は、衆議院議長大島理森様、以下、記載のとおりでございます。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第2号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時30分より再開します。換気等よろしく願います。

午前11時19分 休憩

△

午前11時30分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第93号 大津町新庁舎什器等備品購入について

日程第6 議案第94号 あげぼの団地3号棟改修工事請負契約の締結について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第5、議案第93号、「大津町新庁舎什器等備品購入について」から日程第6、議案第94号、「あげぼの団地3号棟改修工事請負契約の締結について」までの2件を一括して議題とします。

お諮りします。

議案第93号から議案第94号までの2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号から議案第94号までの2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会にご提案申しあげましたすべての案件につきまして、ご議決をいただき誠にありがとうございます。

続きまして、追加提案いたします案件の提案理由の説明を申し上げます。

今回提案いたしました契約案件は、備品購入1件、工事請負契約1件、「大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領」に基づき入札を行った物件です。

まず、議案第93号、「大津町新庁舎什器等備品購入について」でございますが、令和2年10月28日に条件付一般競争入札の公告を行い、11月30日に入札を実施いたしました。

入札の結果、熊本県熊本市西区上熊本1丁目2番6号、株式会社レイメイ藤井、代表取締役藤井章生様と2億1千450万円で契約を締結したいと思っております。

議案第93号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に定める予定価格700万円以上の動産の購入でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第94号、「あけぼの団地3号棟改修工事請負契約の締結について」でございますが、令和2年10月28日に条件付一般競争入札の公告を行い、11月30日に入札を実施いたしました。

その入札の結果、村上・幸栄・岩下、特定建設工事共同企業体代表者、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役村上裕輝様と2億1千758万円で工事請負契約を締結したいと思っております。

議案第94号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める、予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものです。

以上の提案理由の説明を申しあげましたが、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、所管部長より詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。まず、議案第93号、大津町新庁舎什器等備品購入につきましてご説明を申し上げます。

議案集は1ページと2ページです、説明資料集は1ページと2ページをお願いいたします。

大津町への一般競争入札に係ります事務手続処理要領に基づきまして、条件付一般競争入札により実施をいたしました。

大津町の新庁舎の什器等の備品購入の競争入札参加資格の要旨及び入札結果についてご説明をさせていただきます。

備品名は、大津町新庁舎の什器等備品になります。

仕様及び装備品につきましては、記載のとおりでございます。

競争入札に参加するものに必要な資格として、令和元年、2年度で町の入札参加資格審査申請書に記載されている物品の平均売上高が1億5千万円を超えているものとしております。

また、所在地は、熊本県内に本店、支店または営業所を有することとしております。令和2年の10月の28日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、11月30日に入札を実施いたしました。

入札結果につきましてご説明いたします。

入札参加者は3者で、入札参加者、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、熊本市西区上熊本1丁目2番6号の株式会社レイメイ藤井、代表取締役藤井章生様が1億9千500万円で落札され、契約金額は2億1千450万円で、納期は令和3年の6月30日までといたしております。

なお、予定価格につきましては、左下に記載のとおりでございます。

続きまして、備品の概要をご説明いたします。

説明資料集の2ページをお願いいたします。

導入にあたりましては、新庁舎に導入する備品につきましては、旧の庁舎におきましては、熊本地震により被災し、倒壊する恐れがあったため、使用していた備品等を仮設の庁舎に移設することができませんでしたので、現在、仮設庁舎においてはリースで対応をいたしております。新庁舎の建設工事も順調に進捗をしております。新庁舎で業務を開始するために椅子、それから机などの備品を導入し、開庁に向けた準備を整えているところでございます。主な導入備品についてですけれども、来庁者用としての待合ロビーに配置するソファ、あるいは会議室、執務室に配置する机、椅子、新たに設置しますキッズスペース用関係、それから授乳室用のおむつ交換関係の必要となる家具類等を今回お願いをいたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第94号、あけぼの団地3号棟改修工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

議案集は3ページと4ページ、説明資料集は3ページから7ページをお願いいたします。

今回の工事請負契約案件は、あけぼの団地の3号棟の改修工事ですけれども、工事の概要等につきましては、のちほど土木部長が説明をいたしますので、私のほうからは入札関係について説明をいたします。

町の一般競争入札等に係る事務手続要領等に基づき、条件付の一般競争で実施をいたしております。

説明資料集の3ページをお願いいたします。

建築工事の種類は、建築一式工事・電気工事及び管工事で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定企業工事共同企業体事務取扱規定に基づき、乙型の共同施工方式とし、共同企業体の構成員数は3者としております。代表構成員は、町格付建築A、構成員2は、電気工事の経営事項審査総合評定値の650点以上、構成員3は、管工事の経営事項審査総合評定値650点以上としております。

営業所の所在地におきましては、代表構成員は、町内に主たる営業所を有すること。構成員2、3

とも町内に営業所を有することとしております。

施工実績に関する事項では、代表構成員は、平成18年度以降、元請けとして国内において完成いたしましたRC造の建築一式工事で、請負金額が8千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。構成員2は、平成18年度以降、元請けとして国内において完成した建築物の電気工事で、請負金額が1千万円以上の施工実績を有すること。構成員3は、平成18年度以降、元請けとして国内において完成した建築物の管工事で、請負金額が2千万円以上の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は、①左記の「施工実績に関する事項」同等以上の実績を満たす工事で監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②として、建築一式工事の係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。構成員2は、①電気工事に係る主任技術者または監理技術者。構成員3は、管工事に係る主任技術者または監理技術者。また、全構成員が①としまして、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。このすべての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和2年の10月の20日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、11月30日に入札を実施していただいております。

4ページをお願いいたします。

入札結果についてご説明をいたします。

入札参加者は4者で、入札参加者、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、村上・幸栄・岩下特定建設工事共同企業体の代表者、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役村上裕輝様が1億9千780万円で落札をされ、契約金額は2億1千758万円となっております。

工期は、議会の議決承認を経て町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和3年の10月29日までとしております。

なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。議案第94号、あけぼの団地3号棟改修工事について説明いたします。

議案集は3ページと4ページ、説明資料は5ページから7ページをお願いいたします。

説明資料の5ページをごらんください。

今回、工事を行います3号棟は、昭和55年建設、5階建て30戸の建物で、建設後40年を経過し、外壁の劣化が進行し、コンクリート躯体の浮きやひび割れなどが確認されています。内部においては、結露がひどく、躯体劣化の要因の一つとなっております。バリアフリーの観点からみますと、

トイレ入り口には段差があり、手すり等の設置もありません。また、設備面では給排水管からの漏水、ガス管からのガス漏れなど管の老朽化が確認されている状況です。

改修内容について説明申し上げます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、内部改修についてですが、浴室のユニットバス化、トイレ床のバリアフリー化、南側サッシの複層ガラス化を行い、居住性の向上を目指します。また、トイレ及び浴室には手すりの設置を計画しております。

床の改修範囲は、青の着色部分です。この床下部分で給排水管及びガス管の更新を行います。ガス管、給排水管の更新にあわせ、給湯器の設置を行い、浴室、台所、洗面所にお湯が使えるようになります。電気設備につきましては、建設当時と現在の生活様式を比べますと、電気製品の仕様が増えており、電気容量の増量が必要となっております。今回の改修工事で幹線の改修を行い、電気容量の増量にも対応していきたいと考えております。

外部の改修について説明いたします。

説明資料の7ページをごらんください。

南北の立面図です。北面、東西面は断熱改修、南面は防水塗装改修、屋根面は断熱防水改修、ベランダは樹脂防水改修、階段室壁面は塗装改修を実施いたします。

外壁の劣化が進んできているため、今回の工事において劣化部分の補修を行います。また、結露がすごく内部からも躯体の劣化が進行している状態です。この内部の結露の原因は建物全体の断熱性能の不足がひとつの要因として挙げられるため、今回の工事において屋根面、東西面及び北面に断熱材の施工を行います。南面は窓の面積が大きいため、壁の断熱より窓の断熱を行ったほうが効率が良いため、窓を複層ガラス化する方法を選択いたしました。

また、断熱材の施工を行うことにより、室内の温熱環境も改善され、省エネへの貢献も期待でき、さらに、外壁に断熱材を施工する外断熱工法を採用しており、外壁が断熱材によりカバーされるので、これ以上の外壁の劣化は進行いたしません。また、外部からの施工となりますので、内部からの施工に比べますと入居者への負担も軽い施工方法を選択いたしました。

以上が改修内容となります。よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 94号のあけぼの団地改修工事請負契約についてお尋ねをいたします。

あけぼの団地は15棟があるわけですが、工事は当然必要だと思うんですけど、これまでも何棟かやっていますけどね、入居者の多分工事中は入居者がほかに移らなくちゃいかんということで、入居者の方は、ほかのこのあけぼの団地内の部屋に移動なされるのか。これが一つですね。

それから、改修のこれ順番がどうも古い順からやっているとはとても思えないので、その入居者の同意が得られたところから改修を進めていくのか。このちょっと順番がよくわかりませんので、お尋

ねをします。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

一つ目は、今回、工事される方の転居先は移動するかということと。改修の順番ということでご説明したいと思います。

今回、3号棟の方については、あけぼの団地の各号棟に1部屋ずつ部屋を準備しておりますので、1号棟から10号棟ずつ1部屋仮住まい先として準備しておりますので、そちらのほうに移動して仮住まい先にお住まいいただくようになります。

もう一つについては、資料の5ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。

現在、改修が済んでおります棟は、1号棟、2号棟、11号棟、12号棟、現在、3号棟を今回改修予定しております。その後については、5号棟、6号棟、7号棟が同意が取れていますので、同意の順番でやっていきたいと思いますが、現在、7号棟のみが設計が済んでおりますので、その順番で同意が取れた順番で工事を進めていっているような状況になっております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第93号、大津町新庁舎什器等備品購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第93号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、あけぼの団地3号棟改修工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第94号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第7 同意第16号 大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第7、同意第16号、「大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを求めることについて」を議題とします。

なお、本議案については、議長の権限により、教育長吉良智恵美さんの退場を求めます。

〔教育長吉良智恵美さん 退場〕

○議 長（桐原則雄君） お諮りします。

同意第16号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第16号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 提案をいたしました案件につきまして、ご議決いただきまして、誠にありがとうございます。

では、同意第16号、「大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」でございますが、教育長の吉良智恵美様が令和3年1月11日をもって任期満了となりますが、引き続き、議案集記載の吉良智恵美さまを任命したいと思うものでございます。

吉良智恵美様は、長年、教員として教育行政に尽力してこられました。また、平成30年1月から大津町教育長として、これまでの経験を生かしながら、児童生徒の学力充実やICT教育を推進するとともに、放課後子ども教室や地域未来塾をはじめとする地域学校協働活動の充実に努める一方で、熊本地震で被災した江藤家住宅をはじめとする文化財の復旧にも尽力され、大津町の教育の振興に大きく貢献してこられました、その人格は高潔であり、教育行政に関し高い識見を持っておられ、教育委員会教育長として適任でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決のうえ、ご同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第16号は、大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第16号は同意することに決定しました。

吉良智恵美さんの入場を許可します。

〔教育長吉良智恵美さん 入場〕

○議 長（桐原則雄君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第6回大津町議会定例会を閉会します。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月11日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 荒木 俊 彦

大津町議会議員 三宮 美 香